

児童生徒等の安全確保対策 危機管理マニュアル



平成25年3月
沖縄県教育委員会

■表紙への思い

ガジュマルは、クワ科の常緑高木で別名「多幸の樹」と呼ばれ、垂れ下がった気根は、最初は細く弱々しいが年月が経つにつれて幹にからみつき、大地にしっかりと根をはり、太く、力強いしっかりとした樹木へと成長していきます。

各学校の管理職並びに職員の皆様方には、このガジュマルの木のように、これからの中学校における危機管理に対し、しっかりと地に足をつけて取組むとともに、家庭や地域・関係機関等と連携を図り、安心安全な学校づくりに努めていただきたいという強い思いがこめられております。

まえがき

学校における安全教育は、事故や災害・地震・津波等の非常災害時に、被害を最小限度にいくとめるとともに、児童生徒が自ら考えて安全な行動ができる態度、つまりは、危険回避能力を育成することをねらいとしています。

平成13年6月に大阪府の池田小学校で発生した殺傷事件は、従来の学校の安全管理のレベルを越え、不審者侵入への対策や被害者への心のケア等についての必要性と新たな課題を提示しました。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定を遥かに越えた巨大地震・津波の発生で甚大な被害を及ぼし、これまでの地震・津波対策のあり方についての課題が明らかになりました。

さらに、平成24年4月に、愛知県岡崎市の県道交差点で集団登校中に横断歩道を渡っていた小学児童4人の列に乗用車が突っ込み重傷を負う事故が発生しました。

これらの事を踏まえ、県教育委員会では、平成13年に策定した危機管理マニュアルの内容等を見直し改善を図ることとし、新たな課題等に対応するため、児童生徒の安全確保及び学校の安全管理の充実と、危険回避能力を育成するため本危機管理マニュアルを策定いたしました。

本危機管理マニュアルは、第1章「策定の背景と方向性」、第2章「防犯対策」、第3章「防災対策」、第4章「事故対策」、第5章「事故・災害時における心のケア」の5つの構成となっております。

各学校におきましては、本マニュアルを十分に活用され、児童生徒の発達段階、地域や学校の実情等に応じた取組み等を通して、児童生徒の安全確保並びに危険回避能力の育成に努めていただきますようお願いいたします。

結びに、本マニュアルの策定にあたり、多大な御協力をいただきました検討委員の皆様方、作業部員の皆様方並びに関係者の皆様方に対し、心より感謝を申し上げます。

平成25年3月

沖縄県教育委員会

教育長 大城 浩

目 次

第1章 策定の背景と方向性

1 マニュアルの策定と方向性	1
2 マニュアルの目的	1
3 マニュアルの活用	1
4 学校安全の推進に係る国の動向	3

第2章 防犯対策 5

1 緊急時の対応例(事故発生当日)

(1) 児童生徒等の安全確保に対する緊急対応マニュアル	6
(2) 対応事例	8

2 日常の対策

(1) 安全確保の具体的な取組	16
(2) 緊急対応訓練マニュアル	22
(3) 防犯教育学級活動指導案例	28

第3章 防災対策 32

1 学校安全教育の作成 32

2 防災教育の充実

(1) 防災教育のねらい	33
(2) 防災教育の領域・構造	33
(3) 学級活動における防災指導	33
(4) 学校の施設・設備等の安全対策	36
(5) 職員の動員計画	38
(6) 災害時の対策フローチャート	39
(7) 事後の取組み	42
(8) 災害発生時の被害状況の報告	42

3 火災対策

(1) 地震発生に伴う火災時の避難誘導と点検	44
(2) 初期消火と救護	46
(3) 避難訓練実践例	47
(4) 学級活動指導案	50

4 地震・津波対策

(1) 地震・津波対策の内容	51
(2) 学校の防災組織体制の見直し	52
(3) 複数の避難経路及び避難場所の確保	53
(4) 地震・津波対策のフローチャート	54
(5) 災害時の職員等による避難誘導の内訳及び手順等	55
(6) 地震・津波等を想定した避難訓練実施要項	58
(7) 安全点検表(施設・設備、非常用品等)チェックリスト	63
(8) 児童生徒等の緊急時引き渡しカード	65
(9) 関係機関との連携と緊急連絡網	66
(10) 児童生徒等の安全確保を図るためのチェックリスト	67
(11) 地域の避難場所としての学校の役割	68
(12) 児童生徒等の危険回避能力の育成	70
(13) 発達段階を踏まえた防災教育の取組内容等	71
(14) 学級(ホームルーム)活動における安全指導	72
(15) 学級活動指導案(小学校)	73

5 台風・大雨等による風水害対策

(1) 台風基礎知識	93
(2) 台風時の自分で行う災害対策	93
(3) 台風・大雨洪水発生時の対策マニュアル	94
(4) 暴風警報発表に伴う事前・事後指導	95
(5) 局地的大雨に関する基礎知識と対策	96
(6) 大雨に関する基礎知識と対策	97
(7) 落雷に関する基礎知識と対策	98
(8) 竜巻に関する基礎知識と対策	98
(9) 気象情報の入手方法	100

第4章 事故対策

1 交通安全対策

(1) 小学生に対する交通安全対策	106
(2) 中・高校生に対する交通安全対策	107
(3) 交通安全意識の高揚を図る対策	108
(4) 自転車安全対策	108
(5) 事故防止対策	109
(6) 通学路の安全対策	111

2 水難事故対策

(1) 児童生徒等への指導事項	116
(2) 監視者や保護者への確認事項	117
(3) 万が一溺れている人を見かけた場合	117

3 学校事故対策

(1) 学校生活の安全管理の方法	120
(2) 学校生活の安全管理の対象	121
(3) 学校及び学校外での事故報告	122

4 熱中症予防対策

(1) 熱中症とは何か	124
(2) 熱中症の起り方	124
(3) 熱中症を引き起こす条件	125
(4) どのような場所、どのような人がなりやすいのか	125
(5) 熱中症を疑った時には何をすべきか	126
(6) 熱中症を防ぐためには	127

5 不発弾対策

(1) 不発弾	131
(2) 不発弾による事件・事故等	131
(3) 児童生徒等への対応	132

第5章 事故・災害時における心のケア

1 事故・災害時における心のケアの意義	134
2 事故・災害時の初期対応	135
3 突然の不幸に遭遇した後の症状	136
4 危機的な状況を耐えやすくするために知っておきたいこと	136
5 立ち直りのために生活上注意すること	137
6 つらい状況を乗り越えるための考え方(Q&A)	138
7 専門家の助けが必要なとき	138

児童生徒等の安全確保対策危機管理マニュアル検討委員及び作業部員名簿

検討委員

委員長	前原昌直	教育庁参事
副委員長	具志堅侃	県教育庁保健体育課課長
委員	神谷大介	国立大学法人琉球大学工学部環境建設工学科助教
委員	仲宗根茂	県警察本部生活安全部安全なまちづくり推進課課長
委員	大城正人	県警察本部交通企画課課長
委員	武田治	海上保安庁第十一管区海上保安本部救難課課長
委員	大城貞昭	沖縄気象台気象防災情報調整官
委員	漢那宗善	県防災危機管理課課長
委員	運天政弘	県教育庁総務課課長
委員	伊川秀樹	県教育庁財務課課長
委員	石垣安重	県教育庁施設課課長
委員	仲間靖	県教育庁県立学校教育課課長
委員	盛島明秀	県教育庁義務教育課課長
委員	藏根美智子	県教育庁生涯学習振興課課長

作業部員

部会長	黒島忠	県教育庁保健体育課副参事
部員	有銘功	沖縄気象台防災気象官
部員	保里武志	県警察本部生活安全部安全なまちづくり推進課企画補佐
部員	佐久川讓治	県教育庁保健体育課学校安全・給食班長
部員	吉野淳	県教育庁保健体育課学校安全・給食班指導主事
部員	大田守利	県教育庁保健体育課学校安全・給食班指導主事
部員	木崎智久	県教育庁保健体育課学校安全・給食班指導主事
部員	屋良淳	県教育庁県立学校教育課指導主事
部員	照屋謙二	県教育庁義務教育課主任指導主事
部員	川添貴司	県教育庁生涯学習振興課指導主事

■写真及び資料の提供

沖縄県警察本部、沖縄気象台、海上保安庁第十一管区海上保安本部
ちゅらうちなー安全なまちづくり推進会議、那覇市消防本部西消防署
那覇市立古蔵小学校、那覇市立天妃小学校、那覇市立天久小学校、中城村立中城小学校

■参考文献

不審者侵入及び火災・地震等対策危機管理マニュアル（平成13年 沖縄県教育委員会）
学校における地震・津波災害等対策危機管理マニュアル（平成24年3月 沖縄県教育委員会）
「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（平成22年3月31日 文部科学省改訂版）
熱中症環境保健マニュアル（平成23年5月改定 環境省）
熱中症ご存知ですか？ 予防・対処法～（平成25年5月 環境省）

平成25年3月

編集 沖縄県教育委員会

〒900-8571 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
電話 098-866-2726 FAX 098-862-0472

第1章 策定の背景と方向性

1 マニュアルの策定と方向性

（1）策定の経緯

平成13年6月に、大阪府の池田小学校で起きた殺傷事件は、従来の学校安全管理を超えて、不審者侵入への対策や被害者等への心のケアについての必要性等新たな課題を提示した。

平成23年3月には、三陸沖を震源地とするマグニチュード9.0の「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」が発生した。この地震に続いて、太平洋岸を中心に広範囲で津波が発生し、特に東北地方及び関東地方の太平洋岸では巨大津波により大きな被害が生じた。

平成24年4月に京都府、千葉県、愛知県において、登校中の児童等の列に車が突っ込み、死傷者が出る痛ましい事故が発生した。

沖縄県においては、近年、小中高校生による自転車による交通事故、高校生による二輪車事故、小学生による横断歩道以外からの飛び出し事故等が発生している。

本県は周囲を海に囲まれており、海に接する機会が多く、海浜での事故や河川での事故も発生している。また、7月から9月にかけて台風来襲による被害が多く発生しており、これら災害等の対策が重要である。

不発弾に関しては、道路工事や建設工事、学校内での工事等で、多くの不発弾等が各地で発見され、その撤去処理作業を行っている状況である。

沖縄県教育委員会としては、これらのことと踏まえ、平成13年度に策定された「不審者侵入及び火災・地震等対策：危機管理マニュアル」を見直し、新たに交通事故、水難事故、台風・大雨洪水、不発弾及び平成23年度に策定した「地震・津波災害等対策：危機管理マニュアル」を加え、「児童生徒等の安全確保対策危機管理マニュアル」を新たに策定する必要がある。

（2）策定の方向性

- ① 「児童生徒等の安全確保対策危機管理マニュアル検討委員会」（以下「マニュアル検討委員会」という。）を設置し、策定に向けた取組みを行う。
- ② マニュアル検討委員会は、学識経験者、行政関係者、関係団体に所属する者から構成し、それぞれの専門分野より助言や提言等を頂き、より実効性のあるマニュアルを策定する。
- ③ 本マニュアルの策定に当たっては、国・沖縄県の動向等を踏まえる。
- ④ 平成24年度中に本マニュアルを策定し、県内の公立小中学校及び県立学校へ通知する。
- ⑤ 内容については、必要に応じて見直しを行う。

2 マニュアルの目的

（1）学校における防犯・防災教育及び児童生徒等の安全対策の充実

（2）学校既存の危機管理マニュアルの見直し作成の参考

3 マニュアルの活用

本マニュアルは、各学校におけるマニュアル策定の考え方及び共通事項について記したものであり、本マニュアルを参考に、各学校に適した危機管理マニュアルを作成する必要がある。

事前・発生時の対応については、CAPDサイクルにより計画を策定することが重要である。（すなわち、「Check：現状の問題点や課題の明確化」、「Action：多様な主体（教職員、生徒、保護者、自治体等）での話し合い」、「Plan：実行計画の策定（避難計画、情報伝達計画等）」、「Do：実施（避難訓練、安全マップの作成、防災教育の実施等）」、「Check：実施後の反省と計画改善」という循環的プロセスによるものである。）

(1) 効果的な活用

- ① 危機管理マニュアルの見直しにおける具体的な項目等については、第2章以降を参照に行うこととする。（ただし、学校の状況等に応じて必要な項目を追加してもらいたい。）
- ② 校内研修等において、読み合わせ等を行い教職員の共通理解を図る。
- ③ 各教科、学活や総合的な学習の時間等において、マニュアルを活用し発達段階に応じた防犯・防災教育及び児童生徒（以下「児童生徒等」という。）の安全対策の推進を図る。

(2) 防犯・防災等に関する啓発

- ① 防犯に関する標語「いかのおすし」等の掲示で意識の高揚を図る。
- ② 防犯笛等の配布により児童等の意識の高揚を図る。
- ③ 学校安全指導者講習会等を通し、児童生徒等による地域安全マップ作製により危険回避能力の育成を図る。
- ④ 各学校の海拔（標高）の表示、避難経路や避難場所等の掲示により、地震・津波に対する意識の高揚を図る。
- ⑤ 各学校においては、児童生徒等の危険回避能力の育成を図るため、避難訓練の確実な実施に努める。
- ⑥ 海抜が高い学校及び避難場所となっている学校においては、地域と連携した地域住民を受け入れるための訓練も必要となる。
- ⑦ 台風・大雨・洪水等に関する注意喚起等資料の掲示に努める。
- ⑧ 交通安全ルールやマナー等の資料についての掲示や通学路の安全点検等を通して、危険箇所の改善を図る。
- ⑨ 交通安全教室等を通して、児童生徒等の意識の高揚を図る。
- ⑩ 海や川等の危険箇所の掲示と危険生物の資料表示に努める。
- ⑪ 不発弾等への注意喚起等の資料提示に努める。

(3) 見直し改善

- ① 各学校でマニュアル検討委員会（既存の委員会等を活用）を設置し、「各学校における児童生徒等の安全確保対策危機管理マニュアル」をCAPDマネジメントサイクルを活用し検討・見直し改善を図る。
- ② 有識者、保護者、地域関係機関等の助言等も参考に内容充実を図る。

4 学校安全の推進に係る国の動向

学校安全の推進に関する計画（平成24年4月27日閣議決定）

1 背景

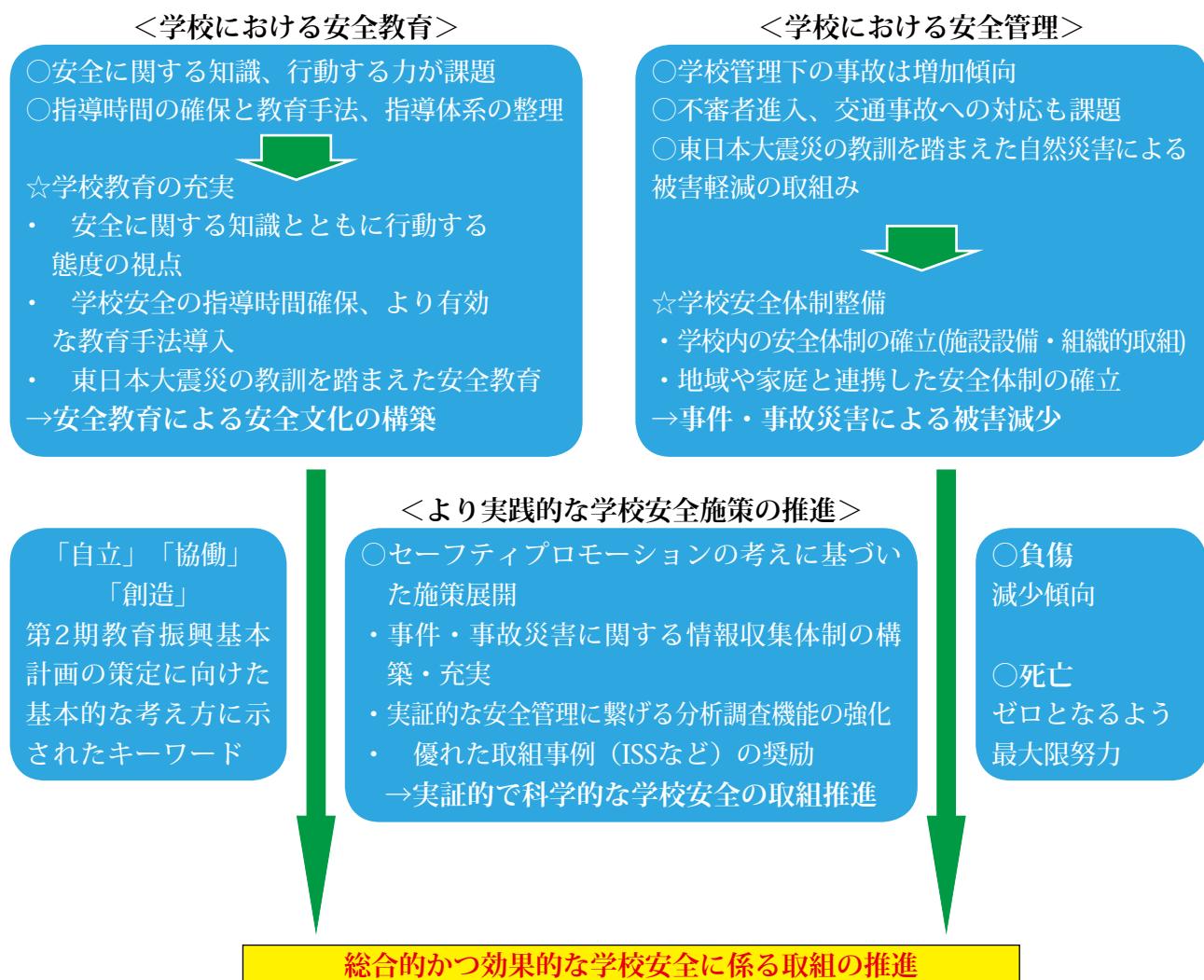
学校保健安全法の制定（旧学校保健法の改正、平成21年4月施行）

→ 「国は、各学校における安全に係る取組みを総括的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。」（第3条第2項）

2 期間

平成24年度から28年度までの5年間

3 概念図



※ セーフティプロモーションとは事故や暴力及びその結果としての外傷や死亡を部門や職種を越え協働で科学的に予防しようとする取組み。

※ ISSとは体のケガや心の問題等の原因となる事故、いじめ、暴力を予防することによって安全で健やかな学校づくりを進める活動。

4 学校安全を推進するための方策

1. 安全に関する教育の充実方策

- 安全教育における主体的に行動する態度や共助・公助の視点
- 教育手法の改善
- 安全教育に係る時間確保
- 避難訓練の在り方
- 児童生徒等の状況に応じた安全教育
- 情報社会への対応

3. 学校における安全に関する組織的取組の推進

- 学校安全計画の策定と内容の充実
- 学校における人的体制の整備
- 学校における安全点検
- 学校安全に関する教職員の研修等の推進
- 危険等発生時対処要領の作成と事件事故災害が生じた場合の対応

2. 学校の施設及び設備の整備充実

- 学校施設の安全性確保のための整備
- 学校における非常時の安全に関する整備充実

4. 地域社会、家庭との連携を図った学校安全の推進

- 地域社会との連携推進
- 家庭との連携強化

- ・国内外の取組みも含め、学校安全に係る情報収集・提供を強化
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター等と連携して学校安全に係る調査・分析を強化

第2章 防犯対策

児童生徒等の生命や安全を守ることは、すべての教育活動においての基礎となるものである。学校は、地域の実情等を考慮し、日常の安全確保や校内に不審者が侵入した場合の児童生徒等の安全確保及び緊急対応等について、多様な観点から対策を検討する必要がある。

他府県では、塾帰りの児童がボストンバックの中に押し込められ連れ去られる事件や薬物を吸引した成人男性が、学校敷地内に侵入する事件も発生している。県内においても不審者による声かけ事案は、度々発生しており、今後、一層防犯教育の取組みや防犯対策を充実させ、児童生徒等の危険回避能力の育成や安心安全な学校づくりを推進していかなければならない。

事件・事故はいつ、どこで発生するか全く予想できず、特に、不審者侵入による事件・事故はなおさらのことである。このような不測の出来事に対して、日頃から緊急時に対応できるような不審者侵入等に対する避難訓練等を実施し、危機意識を高め、被害を最小限度に止める必要がある。

そこで、児童生徒等が安心して過ごせる学校であるために、第2章は緊急対応のフローチャートを基にして、緊急時の対応、日常時の対策、対応訓練マニュアルの展開例等を示してある。これを参考に各学校に応じた独自の防犯マニュアルを作成し、児童生徒等の安全確保、学校の安全管理に役立てるよう努める。



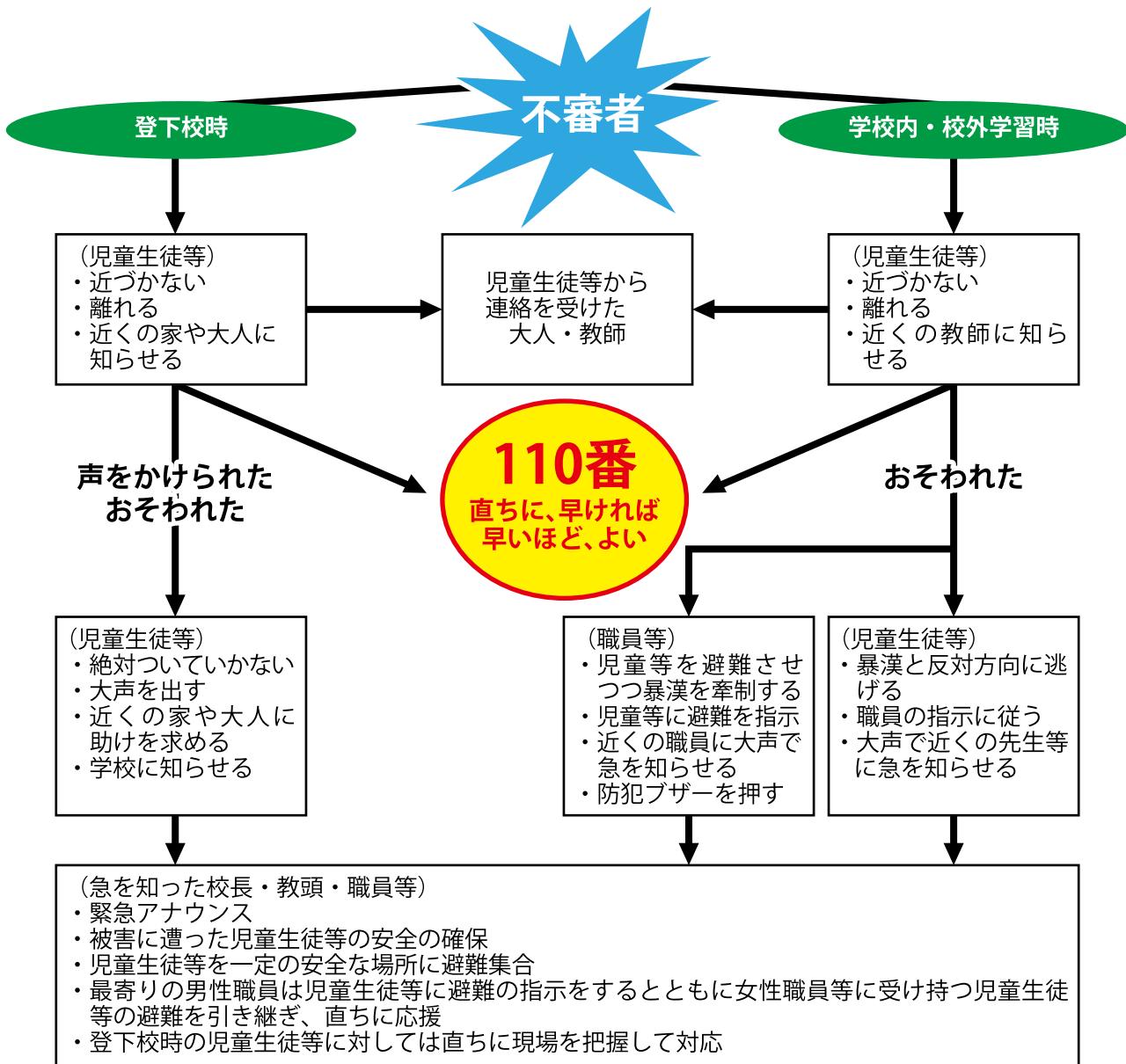
(車両乗り入れ禁止表示)



(関係者以外の立ち入り禁止表示)

1 緊急時の対応例（事故発生当日）

（1）児童生徒等の安全確保に対する緊急対応マニュアル



不審者は早期発見、早期対応で撃退

全職員の対応					
校長・教頭 (園長)	教務主任 (主任)	学年主任 担任等	生徒指導 担当者	養護教諭 保健主事	事務職員等
<ul style="list-style-type: none"> ・陣頭指揮 ・職員への連絡調整・指揮 ・教育委員会への報告 ・警察との連携 ・報道対応 ・被害児童生徒等の家庭訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA役員への連絡 ・全保護者への連絡等 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導 ・児童生徒等の人員確認 ・安全指導 ・保護者への引き渡し ・被害に遭った児童生徒等の家庭訪問等 	<ul style="list-style-type: none"> ・現場直行 ・不審者への対応等 	<ul style="list-style-type: none"> ・応急措置 ・負傷者の付添 ・医療機関との連携等 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話対応 ・各種連絡等 ・緊急放送(管理職がいない場合)

不審者と思われる言動等

- 道を聞く時「車に乗せたり、案内させようとしたりする」
- どこかに連れていこうとする
- 刃物などの凶器を持っている
- 目がギラギラして興奮している
- 普通とは違う行動をする

児童生徒等の安全5項目

- 裏通りや人通りの少ない道を通らない・道草をしない
- 近づかない・絶対についていかない・車に乗らない
- 近くの家や大人に助けを求める
- 大声で助けを求める
- 「子ども110番の家」に助けを求める

*「子ども110番の家」は、児童生徒等を犯罪から守るため、各校区内の通学途中の民家・コンビニ・ガソリンスタンド等に設置され、緊急時には、児童生徒等を保護し、警察・学校・家庭等へ連絡します。

いかの お す し

いか

知らない人についていかない

あぶないところにいかない

の

知らない人の車には乗らない

お

あぶないときはおおきな声でさけぶ

す

安全な場所へすぐにげる

し

近くの大人や警察、家の人、学校にしらせる

(2) 対応事例

① 登下校時における対応

(事件の経緯と児童生徒等、職員、管理職の動き)

ア 事件発生

児童生徒等の動き

- ・「まず逃げる」「不審者との距離を保つ」
- ・「大声を出して助けを求める(緊急時は萎縮等して声が出なくなり易いので普段から声を出す練習をしておく)」
- ・「近くの家や大人に助けをもとめる」

職員の動き

- ・最初に急を知った職員は、緊急放送等により直ちに全児童生徒等に知れ渡るようにする。
- ・110番をするとともに、ケガ人がでているおそれがある場合は119番に通報する。
- ・校長、教頭等に報告し、全職員が連携をとり、緊急対応マニュアルにしたがい、迅速確実な対応ができるよう努める。

管理者の動き

- ・発生現場、被害状況等を把握する。
- ・現場に職員を派遣する。(複数人で)
- ・110番、119番通報は確実になされているか確認する。
- ・現場からの報告連絡がスムーズになされるとともに、警察・消防の誘導等、現場での適切な対応が出来るように的確な指示をする。

イ 被害に遭った児童生徒等の救出・救護

児童生徒等の動き

- ・無理に動かない、助けを待つ。
- ・声がでる場合は、近くの人に助けを求める。
- ・動ける場合は、近くの家や人に助けを求める等暴漢から逃げる。
- ・人質となった場合はできるだけ静かにして、暴漢を刺激しないようにする。

職員の動き

- ・ 現場に急行した職員は、児童生徒等の避難・誘導にあたる。
- ・ 暴漢が現場にいる場合は、暴漢を牽制しつつ、児童生徒等の避難・誘導にあたる。
- ・ 被害に遭った児童生徒等を救出・救護する。
- ・ 被害に遭った児童生徒等の人数を把握する。(救護されていない児童生徒等はいかないか、救急車の数は間に合っているか)

管理者の動き

- ・ 現場に派遣した職員の人数等は適切か判断し、現場との確実な連携（報告・連絡・措置）がとれるようにする。
- ・ 被害に遭った児童生徒等の人数、事件の軽重に応じて、救急車の要請台数、110番通報の状況の再確認等を行い、児童生徒等の救出・救護、避難・誘導等が確実になされるようする。
- ・ 教育委員会へ連絡する。

ウ 二次被害の防止

児童生徒等の動き

- ・ 「子ども110番の家」など人がいる近くの場所へ避難する。
- ・ 学校に近い者は急いで学校に避難する。
- ・ 騒ぎのある方向から遠ざかるように逃げる。

職員の動き

- ・ 職員は、全ての通学路を点検し、児童生徒等の避難・誘導する。
- ・ 暴漢の動きに注意し、児童生徒等の避難・誘導を的確に行い、警察と連携して暴漢に対応する。

管理者の動き

- ・ 児童生徒等の登下校状況を把握する。
- ・ 校内にいる児童生徒等を安全な場所に集合させる。

教育委員会の動き

- ・ 市町村教育委員会は、学校からの情報をもとに、近隣の小・中学校へ不審者情報を発信し、注意喚起をする。
- ・ 市町村教育委員会は、学校からの不審者情報をもとに教育事務所へ報告する。
- ・ 教育事務所は、市町村教育委員会からの不審者情報をもとに県教育庁保健体育課へ報告する。

エ 保護者への引き渡し

児童生徒等の動き

- 状況に応じて保護者と一緒に帰宅する。

職員の動き

- 保護者への連絡をする。
- 児童生徒等の人数を確認する等、全体を掌握し、児童生徒等の安全を確認する。
- 保護者等への説明、引き渡し、保護者が対応できない場合は職員が対応する。

管理者の動き

- P T A 役員をはじめ児童生徒等の保護者に連絡するよう指示する。（児童生徒等の登下校状況の把握を兼ねる）
- 必要に応じて児童生徒等の家庭訪問を実施する。
- 警察等捜査機関への協力



（刺股による侵入者の制圧状況）

② 在校時における対応

(事件の経緯と児童生徒等、職員、管理職の動き)

ア 事件発生

児童生徒等の動き

- 不審者を発見したら近くの職員に知らせる。
- 暴漢に襲われたら大声で助けを求めて逃げる。
- 職員の指示に従い運動場、中庭等決められた場所へ避難する。

職員の動き

- 児童生徒等に避難するよう指示する。
- 不審者への対応を行う。（刺股や椅子・ほうき等で牽制、大声で叫ぶ等）
- 近くの職員等に大声を出して知らせる。（児童生徒等を使って知らせる、火災報知器や防犯ブザーを鳴らしたり、ガラスを割るなどする。）
- 児童生徒等と不審者だけにしない。
- 110番、119番通報を行う。
- 校長（教頭）に報告し、指示を受ける。

管理者の動き

- 校長、教頭の一人は職員室（対策本部）に常時待機し、指示が出せるようとする。
- 他の管理職は、現場に急行し、被害者救助及び不審者に対応する。
- 校長（教頭）は緊急放送で、児童生徒等の避難を指示する。（管理職がいない場合は事務職員等に放送するよう依頼しておく。）

<放送例>

緊急放送、緊急放送、ただいま、○年○組（場所）に不審者乱入、先生方緊急対応をお願いします。児童生徒等は先生の指示に従い、急いで避難しなさい。
繰り返します。・・・・・

イ 被害に遭った児童生徒等の救出・救護

児童生徒等の動き

- 職員の指示に従う。
- できるだけ動かないようにする。
- 救護者に自分の居場所を知らせ、痛い部分等自分のケガの状態を知らせる。

職員の動き

- 止血等、負傷した児童生徒等に対し応急処置をする。
- 被害に遭った児童生徒等を保健室へ連れて行き、養護教諭に手当てしてもらう。
- 被害に遭った児童生徒等の保護者に連絡する。
- 救急車に同乗し、被害に遭った児童生徒等を搬送する。
- 被害に遭った児童生徒等だけを教室現場に残さないようにする。

管理者の動き

- 教頭（校長）は、現場に急行し、養護教諭と連携して被害に遭った児童生徒等の救助にあたる。
- 110番、119番に通報する。
- 教育委員会へ連絡し、指示を受ける。

ウ 二次被害の防止

児童生徒等の動き

- 指示された場所に避難する。
- 静かに説明を聞く。

職員の動き

- 児童生徒等を整列させ、出席簿を持って確認をする。
- 児童生徒等の状況を管理職に報告する。

管理者の動き

- 児童生徒等の確認をし、未確認の児童生徒等が出た場合は捜索の指示をする。
- 職員へ状況説明と安全指導等を行う。
- 全職員で事実確認と今後の対策について共通確認する。
- 教育委員会に状況報告をし、指示を受ける。

教育委員会の動き

- 市町村教育委員会は、学校へ指導助言を行う。
- 市町村教育委員会は、学校からの情報をもとに、近隣小・中学校へ不審者情報を発信し、注意喚起をする。
- 市町村教育委員会は、学校からの不審者情報をもとに教育事務所へ報告する。
- 教育事務所は、市町村教育委員会からの不審者情報をもとに県教育庁保健体育課へ報告する。

エ 保護者への引き渡し

児童生徒等の動き

- 保護者等と一緒に下校する。

職員の動き

- P T A 役員をはじめ全児童生徒等の保護者に緊急連絡網を使って連絡し、迎えにきてもらう。
- 必要に応じて保護者等へ説明をする。
- 管理者の指示を受け、速やかに保護者への引き渡しを行う。

管理者の動き

- 保護者への引き渡しに関しては、引き渡し場所の安全を確認し、職員へ引き渡し場所の指示を行う。

オ 家庭訪問、警察、報道機関等への対応等

職員の動き

- 担任等による家庭訪問を実施、被害に遭った児童生徒等の状況を把握する。
- 心のケアが必要と思われる児童生徒等がいるときは、専門機関と連携する。

管理者の動き

- 状況に応じて、児童生徒等の家庭を訪問する。
- 心のケアが必要と思われる児童生徒等について、教育委員会や専門機関等との組織的な連携を図る。
- 外部に対する窓口を一本化し、警察の捜査協力及び報道機関等への対応を行う。



(避難場所での諸注意の確認)

③ 校外学習時における対応

ア 事件発生

児童生徒等の動き

- ・ 不審者を発見したら近くの大人や職員に知らせる。
- ・ 「子ども 110 番の家」へかけこみ、助けを求める。
- ・ 暴漢に襲われたら大声で助けを求めて逃げる。
- ・ 職員の指示に従って避難する。
- ・ 近くの大人や自分で 110 番や学校へ通報する。(職員が対応できない場合)

職員の動き

- ・ 職員は、児童生徒等を安全な場所（近くの店等）へ避難するよう指示する。
- ・ 近くにある棒や石等を持って暴漢を牽制する。
- ・ 近くの職員や大人に大声で知らせ、応援を求める。(児童生徒等を使って知らせたり、ベル等で知らせたりする。)
- ・ 携帯電話等から 110 番へ通報する。(ケガ人がいる場合はその状況も連絡)
- ・ 校長（教頭）に連絡する。

管理者の動き

- ・ 校長（教頭）は、職員に棒などを持って現場に急行するよう指示する。
- ・ 養護教諭は救急用品を持って現場に急行させる。
- ・ 教頭は、現場へ急行して陣頭指揮にあたる。(校長不在の時は学校待機)

イ 被害に遭った児童等の救出・救護

児童生徒等の動き

- ・ 職員の指示に従う。
- ・ 人質となった場合はできるだけ静かにして、暴漢を刺激しないようする。
- ・ ケガをしている場合は動かないようにし、自分の状態をきちんと話す。
- ・ 出血のある場合は自分の手で押さえ、止血する。

職員の動き

- ・ 児童生徒等が人質として取られている場合は周囲を囲み牽制し、警察の到着を待つ。
- ・ 負傷した児童生徒等に止血等応急処置を行い、状況により近くの車や救急車等で病院へ搬送する。

管理者の動き

- ・ 教頭は暴漢への対応や負傷者の救護等の陣頭指揮を行う。
- ・ 教頭は状況を把握し、校長へ連絡する。
- ・ 校長は教育委員会へ、通報を入れ、指示を受ける。
- ・ 病院へ搬送された児童生徒等の保護者へ状況を報告し、病院に案内する。

ウ 二次被害の防止

児童生徒等の動き

- ・ 静かにして、職員の指示に従う。
- ・ ケガや体調が悪い場合は職員に知らせる。

職員の動き

- ・ 安全な場所で人員及びケガ等がないか確認する。
- ・ 不明者が出了場合は管理者に報告し、捜索をする。
- ・ 人員が確認されたら、安全を確認し学校へ引率する。

管理者の動き

- ・ 児童生徒等の人員や健康状態を確認するよう指示する。
- ・ 保護者へ連絡して学校へ迎えにきてもらう。保護者が対応できない場合は職員が送る手配をする。

教育委員会の動き

- ・ 市町村教育委員会は、学校からの情報をもとに教育事務所へ報告する。
- ・ 教育事務所は、市町村教育委員会からの不審者情報をもとに県教育庁保健体育課へ報告する。

事後処理等

- ・ 病院に搬送された児童生徒等がいる場合は病院にお見舞いをする。
 - ・ 臨時職員会議を開き、事実確認をする。
 - ・ 状況により、心のケアについて検討する。
 - ・ 登下校について、保護者や警察・地域防犯ボランティア団体等の協力を得るようにする。
 - ・ 事件の概要を緊急連絡第一報で教育委員会へ報告する。
- * 事件（事故）の報告様式は、資料31頁を参照

☆報告の流れ

公立小中学校 → 市町村教育委員会 → 所轄教育事務所



県立学校（高校・特支）



教育庁保健体育課

2 日常の対策

(1) 安全確保の具体的な取組

① 来校者への対応

学校は、来校者名簿の備え付けやネームカード等を着用させるなど、児童生徒等が安心して学校生活を送れるように日常の安全対策に努める。



ア **出入り口と受付の明示** 目に付きやすい場所へ

- 来校者が分かりやすいように、掲示板や各昇降口などに出入り口や受付等の案内表示を工夫し、丁寧な印象を与え、学校に入ることへのとまどいを軽減するように努める。

イ **事務室等の表示案内** 丁寧さと分かりやすさ

- 事務室や校長室、各教室などの表示案内を濃淡や色分けするなど工夫し、各場所の位置関係が把握しやすいような配慮に努める。

ウ **来校者名簿の備え付け** 必要項目と簡潔に書ける工夫

- 来校者名簿は、本人の氏名、対象者、来校時間、終了時間等の程度にとどめ、煩わしさを感じさせないで簡潔に記入が出来るように工夫し、表示や筆記用具を備え付けるとともに、玄関などの記入しやすい場所に設置するように努める。

エ **「来校者証」やネームカード等の着用** 協力者のあかし

- ネームカード等の着用は、来校者の存在が一目で分かり、協力者の証であるとともに、これまで以上に職員と来校者のコミュニケーションが深まる効果があると考えられるので、保護者や業者、練習試合の他校職員等来校者ごとの色変えなどの工夫に努める。
- 授業参観や学年・学級PTA等の学校公開日には、地域の方々に学校指定の名札等を案内とともにあらかじめ送付する等の工夫に努める。

オ **来校者への声かけ** 顔が見える信頼関係

- 来校者を見かけたら相手に不快感を与えないよう配慮しながら、あいさつや状況に応じて、「受付は事務室で行っております。」「何かお困りですか。」「どなたをお待ちですか」などと声をかけ、相互の信頼関係づくりに努める。

② 児童生徒等への指導

ア

実態把握

緊急にやるべき事

児童生徒等が自らの判断・行動で、自らの安全確保ができているかどうかの実態把握を行う。



- (ア) 通学路の安全マップを活用し、危険箇所を知らせているかどうか。
- (イ) 登下校に際しては、安全な通学路を使用しているかどうか。
- (ウ) 自分の通学路を保護者に知らせているかどうか。
- (エ) 複数の仲間で登下校しているかどうか。
- (オ) 普段は誰と登下校しているかを保護者に知らせているかどうか。
- (カ) 「子ども110番の家」を知っているかどうか。
- (キ) 「子ども110番の家」に実際にいったことがあるかどうか。
- (ケ) 「子ども110番の車」を知っているかどうか。
- (ケ) 「子ども110番の車」の利用方法を知っているかどうか。
- (コ) 被害はなくても、不審者と思われる者を見たり、聞いたりした場合は、学校の職員や家人に話をしているかどうか。
- (サ) 不審者に声をかけられたり、追っかけられたりした場合には、どうすればいいかを分かっているかどうか。
- (シ) 部活動や遊びなど外出するときは、「目的、誰と、いつ、何処に、何時に帰るか」を家人に連絡しているかどうか。



子ども110番の家



子ども110番の車

イ

分析・指導

次にやるべき事

アンケート等で実態を分析し、安全等に係る指導事項の明確化及び重点化と実践的な指導を行う。



- (ア) 安全な通学路を使用することは、地域の目が届きやすく、自分の安全を確保しやすいとともに他の大人の助けも得やすいことなどを十分に理解させ、実践できるよう保護者との協力のもと指導を徹底する。

- (イ) 自分の登下校の道順を保護者に教えることや仲間との登校、誰と登校しているかを皆が知っていることは、万が一の時、お互いが連絡しあったり、支え合ったりするなど自他の安全確保にとっては、非常に重要であることを理解させ、指導を徹底する。
- (ウ) 不審者であるかどうかの的確な判断能力を高める指導を徹底する。

▼不審者ではないかと思われる例

- ・周囲の様子をキヨロキヨロと伺っている。
- ・家又は学校内外付近をウロウロしている。
- ・家又は学校付近を乗車したまま長時間停車している。
- ・道を尋ねるふりをする。
- ・〇〇さんの家知らない、車に乗って案内してと誘う。
- ・犬（猫）が逃げたので、一緒に探そうと誘う。
- ・あなたはどこの学校、何年生としつこく聞く。

- (イ) 不審者と思われる人に声をかけられた場合は、絶対について行かない。また、追っかけられたりした場合は、大きな声で叫ぶとか近くの家や大人に助けを求めるか、「子ども110番の家」や「子ども110番の車」を活用するよう指導を徹底する。
- (オ) 自分のいる場所や行動を常に家の人が分かるようにし、緊急事態の時は迅速な対応ができるよう、上記の（エ）の習慣化やヒッヂハイクは絶対しないなどの指導を徹底する。

ウ

新たな指導

事件の教訓を生かしてやるべき事

安全に関する指導体制や施設設備を総点検し、これまでの教訓を踏まえた指導を行う。



- (ア) 事故はいつでも、何処でも、誰にでも起こり得るということを理解させ、自ら積極的に自己の安全確保について、真剣に考え、行動するなど安全に関する意識を高める指導の徹底を行う。
- (イ) 緊急時に身の安全を助けるためのホイッスルや携帯用の警報ブザーの所持と活用に関する指導の徹底を行う。
- (ウ) 児童生徒等の発達状態に応じて、警察等の関係機関・団体の協力を得た護身術や防犯講話の実施を行う。
- (エ) 学校や地域の実態を踏まえた緊急対応マニュアルを作成し、児童生徒等が身に付けるため、緊急時の避難経路の確認などの実地訓練を行う。

③ 職員の取組

職員は児童生徒等と接する時間が長く、その安全確保にとって大きな存在であるとの自覚や安全に関する意識と実践力を高める。



ア 意識の高揚

- 従来の安全指導に対する意識を見直し、児童生徒等の安全確保のための対応策の確立に努める。

イ 総点検の実施

- 児童生徒等の安全を確保するための人的、物的環境であるかどうか、積極的に点検項目の見直しや点検方法の改善などを行う。必要に応じて、専門家、保護者等との連携を通じた点検を行う。（29・30頁の資料参照）

ウ 定期的、継続的な活動

- 体育館の裏やプール周辺など校舎内外の死角等を中心に、複数の職員で巡回したり、PTAや警察等と協力してのパトロールを定期的、継続的に行う。

エ 道具の活用

- 緊急時に迅速な対応ができるよう、職員はホイッスルや携帯用ブザーの所持、刺股、イス、ホーキ等を活用して暴漢に対応できるようにする。

オ 能力の育成

- 万が一の場合を想定し、警察や専門家等の協力を得て、護身術や防犯指導等の能力を高める研修会などに積極的に参加し、児童生徒等及び自己の身の安全を守る力をつける。

カ マニュアルの作成

- 緊急な状況をいつでも想定し、児童生徒等及び自身の安全確保が迅速かつ的確に行動できるよう、それぞれの学校の実態等に即して、緊急対応マニュアルの作成と実践的な訓練を実施する。

キ 危険回避能力の育成

- 各教科等の授業を通して、防犯教育を展開し、児童生徒等に危険回避能力の育成を図る。

④ PTA・地域及び関係機関との連携

児童生徒等が安心して、学校生活、社会生活を送るためにには、学校はもとより、PTAや地域及び関係機関等と一体となった取組みが不可欠である。

そのためには、実際の行動を通じた効果的な連携に努める。



ア 学校内外のパトロールの実施 関係機関との連携で過重負担に配慮

- 学校は、学校安全ボランティアやPTA、警察等と連携し、過重負担にならないよう配慮しながら、日常的、継続的に学校内外の巡回活動ができるように努める。

イ 「子ども110番の家」等避難場所の再確認、拡充 実際に通ってみる

- 「子ども110番の家」など児童生徒等の緊急避難場所の実地確認や新たな設置の検討など、実際に即した取組みの充実に努める。

ウ 学校・警察等連絡協議会の拡充 ニーズに応じる

- 学校・警察等連絡協議会は、情報の共有や協議等を通じて、児童生徒等への指導やパトロールを行うなどの連携を図ってきたが、課題等に対応するための連絡協議会に地域住民、諸団体等を加えた組織に拡大させ、児童生徒等の安全確保に向けた活動の充実に努める。

⑤ 施設・設備の改善

児童生徒等の学校生活や社会生活をより充実するため、人的な環境づくりと物的な環境づくりが融合した体制で安全確保に努める。



ア 門扉の施錠・閉鎖 保護者や地域への説明

- 各学校や地域の状況に応じ、門扉の施錠や登下校時以外の門の閉鎖など、学校への不審者侵入防止に努める。

イ 防犯カメラの設置 いざという時のために

- 防犯カメラを設置し、不審者の侵入に備えた物的な環境づくりに努める。

ウ 警報ブザーやインターホンの設置 いざという時のために

- 警報ブザーやインターホンを教室や廊下に設置し、設置場所をわかりやすく表示したりするなど緊急時に備えた望ましい物的な環境づくりに努める。

エ **無断立ち入り厳禁の看板設置** 児童生徒等を守ることが主眼

- 保護者との信頼関係を高め、児童生徒等の安全確保ができるよう、学校への無断立ち入りを禁止する看板の設置や増設などに努める。あわせて、外国人にもわかるように工夫した方が望ましい。

オ **門やフェンス等の修理・点検** 安全確保と環境整備

- 門やフェンス等の点検や破損箇所の修理をできるだけ早めに行い、不審者の侵入防止を図るとともに、望ましい学習環境の整備に努める。
- 防犯カメラの設置により、早期発見が可能になる。

⑥ 保護者や地域等とのコンセンサス

具体的な取組み等をより効果的に進めるためには、児童生徒等はもとより保護者や地域住民及び関係者等とのコンセンサスの構築に努める。



ア **安心・安全な学校** 理解を得る説明等

- 今日の社会状況を踏まえ、児童生徒等一人ひとりの安全を守り、心身共に安定した学校生活ができる環境づくりを進めるには、学校や家庭地域、関係機関・団体が相互理解を図り、行動連携を充実させる必要がある。そのためには P T A 総会や学級 P T A 等を通して説明責任に努める。
- 門扉の開閉や施錠、防犯カメラの設置などは、あくまでも児童生徒等の安全確保を最優先とした対策である。学校は、保護者や地域に開かれた学校づくりに努めることが必要である。

⑦ 市町村教育委員会の役割

- 市町村教育委員会は、防犯に関する注意喚起文書を配布し、被害防止に努める。
- 市町村教育委員会は、学校訪問等を通して安全管理についての指導助言を行う。

(2) 緊急対応訓練マニュアル

① はじめに

今まさに、各学校における職員の危機管理意識のさらなる高揚が必要とされている。つまり、リスクマネジメントとして、「予想される危機を未然に回避すること」と「発生した危機の影響を最小限に押さえること」の両側面から、職員一人ひとりが日常の学校教育活動の中で安全管理意識を持ち、さらに、学校全体として校長・教頭がリーダーシップを發揮し、組織的にリスクマネジメントしていくことが必要である。

② 訓練の必要性

- ア 職員や児童生徒等の危機管理意識を高める。
- イ 外部からの侵入者への対処の仕方や効果的な児童生徒等の避難・誘導の方法を具体的に研鑽するとともに、緊急時の連絡や学校組織体制の確立を図る。
- ウ 反復訓練によって、職員や児童生徒等が危機的状況において冷静に行動できる能力を身につけさせる。

③ 訓練計画の立て方

- ア 訓練の目的を明確にする。
- イ 警察や消防、教育委員会等他機関・部署等との連携による訓練をする。
- ウ 学校の立地条件、グラウンド、建物等校内の状況、職員(男女別構成比)や児童生徒等の数等実情に応じて、避難経路及び効果的な避難方法の確認をする。
- エ 侵入者の凶器所持の有無、危険度等あらゆる場面を想定した効果的な訓練とする。
- オ 危機に直面して、職員がそれぞれの役割を熟知して、役割分担に沿って行動できるように訓練を行うとともに、児童生徒等に対しても緊急時にとるべき行動を体得させるような訓練をする。(緊急度に応じた訓練の実施)
- カ 暴漢に対する牽制訓練、避難誘導、緊急時の連絡通報訓練を短時間に反復した、実践的な訓練を取り入れる。

④ 訓練の実施

- ア 反復して実施する。
- イ 訓練は、体が条件反射的、自然に行動できるようにする。
- ウ 職員や児童生徒等がそれぞれの役割や行動を理解できるように訓練する。
- エ いざという時恐怖感や緊張感等から声がでなくなるため、訓練中「声を出す」。

ア 訓練計画書作成例

不審者侵入に対する緊急対応訓練計画書

○○○小中学校

1 訓練目的

不審者侵入等緊急時における、不審者への職員の対応、児童生徒等の避難・誘導が円滑に行われるようとする

2 訓練日時

平成○○年○○月○○日 午前○○時○○分から午前○○時○○分まで

3 訓練場所

○○○小学校○○校舎及びグラウンド

4 訓練要員

校長以下職員 ○○ 名

児童生徒等 ○○○ 名

※ 職員のみや全児童生徒等又は一部児童生徒等参加の訓練もありうる。

5 訓練指揮及び指導員（進行係等）

(1) 総指揮～校長若しくは教頭

(2) 指導～安全主任 ○○先生 若しくは 生徒指導主任 ○○先生

6 役割分担（班編制）

※ 別紙として作成（作成例を添付する）

※ 職員の任務分担等

※ 避難する児童生徒等の班（クラス毎、グループ毎等）編成

7 訓練項目

(1) 不審者対応要領

(2) 通報連絡要領

(3) 避難誘導要領

(4) 暴漢に対する牽制要領 ……等

※ 全ての訓練項目を入れた総合訓練や項目毎の部分訓練を実施する。

8 訓練を想定した事例

事例1～グラウンドに侵入した不審者を発見し、第一発見者は直ちに日頃から確立された通報システムにより校内に警報を発し、不審者に近い教室は静かに不審者から遠い方の教室へ移動、合流して、教室の中から鍵を閉める。

校長は直ちに110番するとともに、不審者の状況を注視し、状況に応じて男性職員数名により不審者を牽制する。

事例2～○年○組に不審者が侵入して暴れている。担任は直ちに教室備え付けの防犯ブザー又は放送設備、緊急通報設備で児童生徒等に急を知らせるとともに、大声で近くの教室に急を知らせる。近くの教室の職員は連携して児童生徒等を避難させるとともに不審者が侵入した教室の応援に向かい、暴漢の牽制、説得にあたる。

校長等は直ちに110番、119番するとともに、的確な児童生徒等の避難誘導を行うとともに、被害状況を確実に把握し児童生徒等の救出・救護にあたる。

事例3～通報、連絡のみ、又は暴漢に対する防御訓練のみ等部分的な訓練も有効である。

※ 最初から不測の事態を想定した訓練を行うのではなく、まずは基本的対応を体得させる。

※ 基本ができたら、応用を取り入れることも重要である。

※ 過去の教訓を踏まえた訓練を実施することが重要である。

9 訓練進行

別添訓練時系列作成例の通り

10 その他

(1) 避難経路、不審者、職員、児童生徒等の動き等を図面にしておくと分かりやすい。

(2) 訓練計画の策定及び実施については、必要に応じて警察との連携を考慮する。

イ 訓練体制表（又は班編制表）作成例

訓練指揮	
校長	<input type="radio"/> 訓練全体を指揮統括する
訓練指導	
教頭	<input type="radio"/> 訓練の準備、進行
安全主任若しくは 生徒指導主任	<input type="radio"/> 訓練の総括指導
先生	
不審者	不審者侵入教室
	応援班
○年○組 (担任 以下 名)	班長 班員) 名
	救出・救護班
	班長 班員 名
	避難・誘導班
	班長 班員 名
	報告・連絡班
	班長 班員 名
状況の把握	
○ 校長への報告	
○ 110番、119番 通報を行う	
(但し、重複しても よいか、誰から でも通報するものと し、報告・連絡班 は必ず通報する)	
○ 保護者等への対応 連絡	
○ 不審者として運動 場に現れる	<p>○ 不審者侵入教室へ 応援に向かう</p> <p>○ 不審者の牽制と児 童生徒等の避難指導 を行う</p> <p>○ 被害者を指定し救 出・救護を受ける</p>
	<p>○ 不審者侵入教室等 において被害児童生 徒等の救出・救護を 行う</p> <p>○ 救急車到着までの 応急措置を行う</p> <p>○ 被害にあつた児童 生徒等の人数の把握</p>
	<p>○ 児童生徒等の避難 誘導を行う</p> <p>○ 児童生徒等の避難 誘導を行う</p>

ウ 訓練時系列表作成例

事例1 (不審者がグラウンドに現れた／声かけ、通報連絡訓練重視)

時間	想 定	職員の動き	児童生徒等の動き	備考 (訓練指示等)
08:55				訓練開始を指示
09:00	不審者が校庭に現れる	(声かけ訓練) 各先生方数名に 「どちら様ですか」「どこに ご用ですか」と声をかけな がら相手の動きに適切に対 処する訓練を行う	児童生徒等数名につ いて、不審者を発見 した場合の対処(離 れる・逃げる)、近 くの職員又は職員室 へ通報する訓練を行 う	
09:30		(通報等訓練) ○○先生が発見し隣の教室 へ連絡 (防犯ブザー又は教室備え 付けの放送設備等で児童生 徒等へ警戒呼びかけ) 順次隣の教室へ警戒呼びか け(伝達方式の場合)		校長は直ちに110 番通報をする(予め 警察と連絡をとって おき、実際にパト カーを派遣してもら う)
		不審者から一番近い距離に ある教室の○○先生は児童 生徒等を○○先生の教室へ 避難させ教室を施錠し合同 して不審者に対処する (2~3の教室の先生が合 同で不審者に対応した方が 守りやすい)	○○先生の指示に 従って○○先生の教 室へ移動	
09:35	不審者は暴れない(比較的おと なしい不審者を 想定)	○○先生と○○先生が不審 者のところへ向かう		パトカーの到着を 待つ暇のない場合 は、男子職員○○ 名を不審者のところ へ向かわせ、牽 制を行わせる
09:40		不審者を警察官に引き継ぐ		パトカーが到着 (警察官に不審者 の位置を教示する)
09:45				訓練終了を指示

事例2（教室に不審者が侵入した場合）※ 訓練内容については各学校で工夫すること

時間	想定	職員の動き	児童生徒等の動き	備考（訓練指示等）
08:55 09:00	不審者が教室に乱入	<p>担任は児童生徒等に大声で避難を指示するとともに、防犯ブザー、校内放送設備又は緊急通報装置を使って児童生徒に急を知らせつつ、暴漢の牽制にあたる</p> <p>※上記の設備がない場合は、大声で隣又は近くの教室に急を知らせる</p> <p>急を知った隣又は近くの職員は、侵入した教室から離れた方向（職員室方向等）に児童生徒等を避難誘導する</p> <p>その際、近くの教室同士が合流し職員一人あたり2ないし3のクラスの児童生徒等の避難誘導にあたり、児童生徒等を他の職員に託した職員は侵入した教室の応援に向かい、暴漢の牽制、被害にあつた児童生徒等の救出・救護にあたる</p> <p>避難誘導しながら常に大声を出して何が起こっているかを他に伝える</p> <p>複数の職員で有効に連携して暴漢の牽制・制圧にあたる (防御訓練／動きを止め児童等の避難する時間を稼ぐ等の工夫をすることにより被害を防止する)</p> <p>他の職員は被害に遭った児童生徒等の救出・救護にあたる ※その際は、他にも被害に遭った児童生徒等がいないかどうか周囲をよく見回し正確に把握するとともに、動ける児童生徒等は安全な場所に移動させ、動けない児童生徒等については止血等の措置をほどこして救急車の到着を待つ</p>	<p>暴漢から反対の方向に逃げる 大声で何が起こったかを近くに知らせる 担任の指示をよく聞く</p> <p>職員の指示をよく聞き、冷静かつ迅速に行動する</p> <p>児童生徒等2人が被害に遭っていた (重症の場合は、無理に現場から動かさず安静にする軽傷の場合は、現場から移動させる)</p>	<p>訓練開始を指示</p> <p>校長は直ちに110番及び119番通報（予め消防、警察に連絡をとっておき、実際にパトカー、救急車を派遣し、警察官及び救急隊員が教室に向かう）をするとともに校内放送で緊急事態であることを児童生徒等に知らせる</p> <p>連絡要員（1人ないし2人）を残して、他の職員は全て（できるだけ多く）侵入した教室及びその近くの教室に向かわせる</p> <p>直ちに児童生徒等の避難場所を決定し、集合させ、限られた職員で暴漢の牽制・制圧、避難誘導、児童生徒等の救出・救護が効果的に行われるよう役割分担を適切に行うようとする</p> <p>(止血等応急措置の訓練)</p>
09:10	暴漢が制圧される	暴漢を制圧		パトカーが到着 (警察官に暴漢の位置を知らせる)
09:11		暴漢を警察に引き継ぐ		救急車到着 (救急車を誘導する)
09:12		負傷者を救急車に収容		訓練終了を指示



(教室内の不審者侵入への対応)



(不審者対応護身術訓練)

(3) 防犯教育学級活動指導案例 [小学校低学年]

① 題材 「 あぶないとき どうする！（不審者） 」

② 本時の学習

ア ねらい

知らない人に声をかけられた時、どうすればよいか考え、自分の身を守る方法を理解させる。

イ 本時の授業の工夫

話合いの場面において、ロールプレイで役割演技をすることにより、声かけ事案の具体的な場面をイメージさせ、自分で状況判断し、安全な行動がとれるようにする。

③ 展開

段階	話合いの順序	指導上の留意点 ○予想される児童の反応 □教師の手立て	目指す児童の姿と評価方法
導入 (5) 分	1 題材について確認 2 本時のめあての確認	<p>□アンケートの結果を活用し、題材の確認をする □本時のめあてを板書し、全員で読み合わせることで、めあてを確認させる</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> • 知らない人に声をかけられた時、どうすればよいか考えよう • 「いかのおすし」を守れるようにしよう </div>	
展開 (33) 分	3 話合い (1)「いかのおすし」について確認する (2) それぞれの場面についてロールプレイをする ①「好きなものを買ってあげる」と言われたとき ②「道を教えて」と言われた時 ③「お母さんが事故にあった」といわれた時 ④「写真をとらせて」といわれた時	<p>□安全教室で教わった「いかのおすし」について思い出させる □「いかのおすし」のポスターを活用し、反復練習させ、5つの行動について理解させる</p> <p>□非常時には、どう行動すればいいのか、なんと言えばいいのか、具体的に決めて、実際にやってみる（ロールプレイ） ○役割演技を恥ずかしがる</p> <p>□誘いの事例は教師が行い、真剣に演技をさせる。具体的な場面をイメージさせる</p> <p>□知らない人には絶対についていかないことを話す</p> <p>□「子ども110番」について知らせる</p>	<p>【知識・理解】 • 「いかのおすし」について理解している（観察）</p> <p>• 知らない人に声をかけられた時、どう行動すればよいか具体的な方法を考えている • 真剣にロールプレイに取り組んでいる</p> <p>【思考・判断・実践】 • 危険な場面を想定し、よりよい解決方法などについて考え、判断し、実践している（ロールプレイ）</p>
終末 (7) 分	4 自己決定 5 話合いの振り返り 6 先生の話	<p>□わかったことやこれから気をつけていくことを発表させる</p> <p>○知らない人に声をかけられても、絶対についていかない ○「いかのおすし」を守る ○「子ども110番」の家を覚える □安全に行動することの大切さについて話し、防犯に対する意識を持たせるようにする</p>	<p>• わかったことやこれから気をつけていくことを積極的に発表している</p>

【資料1】防犯に関わる安全管理

1 学校で取組むべきこと

対象	項目
日常の安全確保	<p><職員の共通理解と校内体制></p> <ul style="list-style-type: none">□児童生徒等に関する教職員の共通理解と意識の高揚□危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成や校内体制の整備 <p><来訪者の確認></p> <ul style="list-style-type: none">□学校への来訪者への案内・指示、誘導、入り口や受付の明示□敷地や校舎への入口等の管理□来訪者への声かけや名札等による識別 <p><不審者情報に係る関係機関等との連携></p> <ul style="list-style-type: none">□学校周辺や地域の不審者情報に係る関係機関等との連携・情報提供体制の整備 <p><始業前や放課後等における安全確保の体制></p> <ul style="list-style-type: none">□始業前や放課後等における職員の校内巡回等の実施 <p><授業中や昼休み等における安全確保の体制></p> <ul style="list-style-type: none">□授業中や昼休み等における職員の校内巡回等の実施 <p><校外学習や学校行事における安全確保></p> <ul style="list-style-type: none">□校外学習や学校行事での綿密な計画の作成と安全の確認□児童生徒等への事前の安全指導の十分な実施□緊急事態が発生した場合の連絡方法等の確立 <p><安全に配慮した学校開放></p> <ul style="list-style-type: none">□開放部分と非開放部分との区別の明確化と不審者の侵入防止策（施錠等）の実施□保護者やPTA等による学校安全のボランティアの推進□地域学校安全委員会の設置と充実 <p><学校施設面における安全確保></p> <ul style="list-style-type: none">□校門、外灯、校舎の窓・出入口等の破損、施錠の状況の点検・補修□警報装置、防犯監視システム、通報機器を設置している場合の作動状況の点検、警察や警備会社等との連絡・通報体制の整備□死角の原因となる立木等の障害物の有無、隣接建物等からの侵入の可能性の確認と対策の実施
緊急時の安全確保	<p><不審者情報がある場合の連絡等の体制></p> <ul style="list-style-type: none">□警察へのパトロール等の要請など速やかな連携□緊急時の登下校の方法について対応方針の策定□保護者やPTA、学校支援の安全ボランティア等の学校内外の巡回等の協力体制の整備及び情報の共有 <p><不審者の立ち入りなど緊急時の体制></p> <ul style="list-style-type: none">□校長、教頭又は他の職員への情報伝達、児童生徒等への注意喚起、避難誘導等に速やかに対応できる体制の確立□警察、消防署等の関係機関や教育委員会への通報体制の整備□緊急時に備えた職員による安全確保の訓練や児童生徒等の避難訓練等の実施□警備員等を配置している場合、巡回パトロールの効果的な実施と速やかな対応ができる体制の整備 <p><緊急時の安全確保の対応></p> <ul style="list-style-type: none">□学校の危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）に基づいた、チェックや対応

2 家庭や地域社会の協力を得て取組むべきこと

対象	項目
日常の安全確保	<p>＜家庭への働きかけ＞</p> <p>□「不審者情報の警察や学校等への速やかな伝達、危険な場所の確認や屋外での行動の注意事項の家庭での話し合い</p> <p>＜学校外の安全確保のための地域の関係団体における取組＞</p> <p>□PTA、自治会、地域防犯協会、青少年教育団体、地域安全ボランティア団体等の協力を得ての、学区内の危険箇所の点検や「声かけ運動」等の取組み</p> <p>＜登下校時、授業中、学校開放時等における安全確保のための地域の関係団体の取組＞</p> <p>□登下校時、授業中、学校開放時等における安全確保のための関係団体との連携・協力による巡回指導等の取組みの実施</p> <p>□「子ども110番の家」等の地域安全ボランティア等の体制整備・充実</p>
緊急時の安全確保	<p>＜不審者の情報がある場合の取組体制の整備＞</p> <p>□PTA、自治会、地域防犯協会、青少年教育団体の協力を得ての、各家庭への注意喚起、授業中や放課後等における学校内や周辺、学区内の巡回指導、集団登下校への同伴等の取組体制の整備</p> <p>□学校や関係機関等からの注意依頼の文書等の各家庭への配布や地域での掲示、電話、メールの配信等、速やかな周知体制の整備</p>

3 通学路の設定と安全管理

対象	項目
通学路の設定	<p>＜通学路の条件＞</p> <p>□できるだけ歩車道の区別がある</p> <p>□区別がない場合、交通量が少ない、幅員が児童生徒等の通行を確保できる</p> <p>□見通しが良く危険箇所がない</p> <p>□横断箇所に横断歩道、信号機が設置され、又は、警察官等の誘導が行われている</p> <p>□犯罪の可能性が低いなど</p>
通学路の安全確保	<p>＜防犯にかかわる安全確保のための方策＞</p> <p>□通学路を通っての登下校の指導</p> <p>□通学路の要注意箇所や危険箇所の把握</p> <p>□通学路の要注意箇所や危険箇所のマップ作成や児童生徒等への周知</p> <p>□児童生徒等の登下校時の緊急避難場所の周知</p> <p>□登下校時等の緊急事態発生時の対処法（大声を出す、防犯ブザーを鳴らす、逃げる等）の指導</p> <p>□登下校時の緊急時の対処法の指導と訓練の実施</p>

参考文献：「生きる力をはぐくむ学校での安全教育 P 108・P 109・P 111」

【資料2】緊急連絡報告様式

緊急連絡 [第〇報・最終報告書]

報告期日 平成 年 月 日
 学校名 ()
 校長名 () 印

事件・事故名	○年生女子生徒による○○
1 児童生徒名	○○中学校 1年 女子
2 事故発生日 時刻・場所	平成○年○月○日() 午後○時頃 ○○市○○ ○○交差点
3 概要	※ 時系列での内容を記入すると共に別添資料を加えてもよい。
4 判明期日 時刻・理由	○月○日(○) ○○時に発見者から母親に連絡があり、母親から学校へ連絡があった。
5 学校生活の 様子	出欠状況等について必要に応じて記載
6 対応 ※時系列 ※箇条書き ※管理職の対応 を含む	○月○日 16:30 学校は、○○。○校長は、○○。○PTAは、○○。 17:00 教育委員会は、○○。
7 これまでの 指導状況	(1) 交通安全教室の実施。 ①安全な自転車の乗り方について(○月)警察官による実技 ②交通安全全般について(○月)警察官による講話 (2) 交通安全集会の開催(○月)校長講話 (3) 学校内の安全点検の実施(○月)安全主任を中心とした全職員による安全点検 (4) 通学路の安全点検(○月)PTAと職員による危険箇所の点検
8 今後の 指導方針 ※何を、いつ、 どうする	(1) 新年度の初めに交通安全指導の徹底を行う。 (2) 毎月、校内外の危険箇所の再点検と対応を行う。 (3) 年度の初旬、中旬、下旬を目処にPTA及び地域、関係者と連携した取り組み等を行う。
9 その他	関係機関等の活用及び連携 ・○○警察署から情報提供を受ける ・校長、教頭、生徒指導部主任、スクールカウンセラーで対応 ・県教育庁保健体育課へ一報及び報告書提出

第3章 防災対策

わが国は、その位置、地形、地質、気象等の自然条件から、台風、豪雨、洪水、土砂災害、地震、津波等による自然災害が発生しやすい国土となっている。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、地震後の大規模な津波を伴い、広い地域で甚大な被害が発生し、多くの尊い命が失われた。沖縄県も例外ではなく、過去の台風による被害や地震・津波による被害も報告されている。

また、本県は、海底火山が活発に活動している地域でもあり、周りを海に囲まれている地理的条件から、地震や津波対策にも常に注意を払わねばならない。さらに、毎年襲来する台風は、暴風や大雨による浸水、崖崩れ等を起こすことがある。このような自然災害などは、常日頃の防災への備えを行うことにより、その被害を軽減させることができる。

そのためには、各学校の地域の特性や児童生徒等の実態に応じた学校防災マニュアルを整備・充実させることや教育課程の中に、防災教育を位置づけ、年間を通した指導を効果的に行なうことが大切である。効果的な防災教育により、児童生徒等に日常生活における防災意識を向上させ、危険回避能力を育成することで、災害時における的確で迅速な行動を身につけさせることができる。

本章では、火災、地震、津波、台風に対する防災対策について示したものである。

各学校では、本章を参考に、地域や学校の実情に応じた防災に対する危機管理マニュアルの作成や防災教育の充実に努める。

1 学校安全計画の作成

学校安全計画は、安全教育に盛り込まれる内容と安全管理の内容とを統合し、年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画として、職員の共通理解を図り、立案することが望ましい。

児童生徒等の事件・事故災害はあらゆる場面において発生しうることから、すべての職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組みを進めることができることが求められている。

学校保健安全法第27条では、「学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。」と規定されている。

そのため、各学校においては、学校安全計画を作成し、評価（CHECK）－改善（ACTION）－計画（PLAN）－実施（DO）のサイクルの中で、計画の内容や取組みを評価し、見直しを行い、学校安全活動を充実させていくことが重要である。

学校安全計画の内容には、「安全教育に関する内容」と「安全管理に関する内容」及び「安全に関する組織活動」があり、その中の安全管理・安全教育に関する内容には「生活安全」「交通安全」「災害安全」を盛り込まなければならない。

また、災害安全に関する内容は、様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにするために、下記の指導事項を中心に行なう。

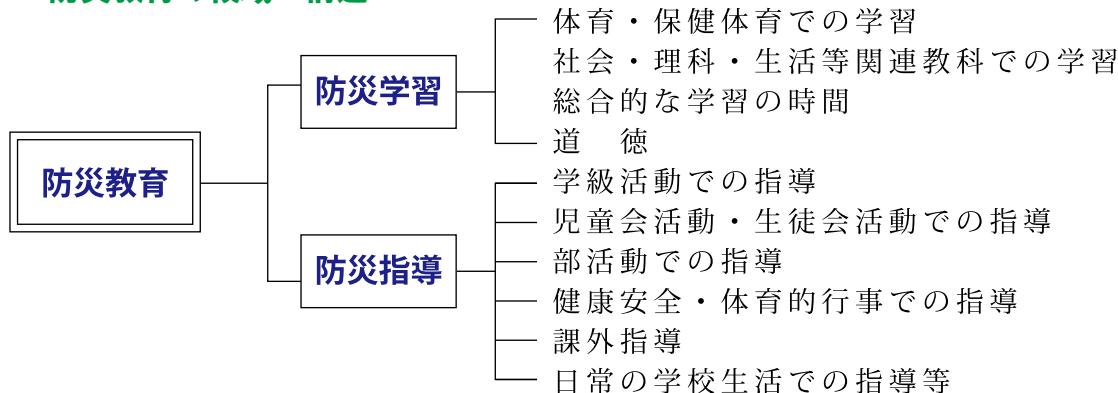
- ・ 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ・ 地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ・ 火山活動による災害発生時の理解と安全な行動の仕方
- ・ 風水害、落雷等の気象災害発生時の理解と安全な行動の仕方
- ・ 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方

2 防災教育の充実

(1) 防災教育のねらい

- ・災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて、的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができるようとする。
- ・災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようとする。
- ・自然災害の発生メカニズムをはじめとして、地域の自然環境、災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解出来るようとする。

(2) 防災教育の領域・構造



(3) 学級活動における防災指導

① 学級活動・ホームルーム活動の留意点

ア 地震等災害時の安全指導について

学級活動における防災指導のねらいは、災害が起こったとき、的確な判断のもとに、安全に行動できる態度や能力を育成することにある。したがって単なる知識・理解にとどまらず、災害時における対応の仕方を具体的な行動場面に即して指導することが大切である。

特に地震は、発生する時間帯、規模、状況等によって災害発生時の対応が違ってくるので、様々な状況を想定して授業を展開し指導していくなければならない。

さらに、離島を多く抱える沖縄県では、津波や局地的大雨等による災害が、学校外においても発生することも予想されるので、十分な対応が必要である。

イ 発達段階に応じたねらいについて

・幼稚園

火災や地震・気象災害等の発生時に職員の指示で安全に避難できるようとする。

・小学校低学年

火災や地震・気象災害等の安全な行動について知り、職員の指示に従って避難できるようとする。

・小学校高学年

火災や地震・気象災害等の様々な場面における避難の仕方を知り、安全に避難・行動できるようになるとともに、他の人の安全にも配慮できるようとする。

・中学校

火災や地震・気象災害等の危険についてさらに理解を深め、落ち着いて素早く安全に避難・行動するとともに、防災への日常の備えができるようとする。

・高等学校

火災や地震・気象災害等の危険についてさらに理解を深め、落ち着いて素早く安全に避難・行動するとともに、学校や家庭、地域における防災活動に協力できるようとする。

・特別支援学校

児童生徒等の障害の状態を考慮し、日頃から訓練を行うとともに、災害発生時には職員の指示に従って安全に避難できるようとする。

② 防災教育年間指導計画(例) [小学校・特別支援学校小学部]

内 容			
	低学年	中学年	高学年
ね ら い	火災や地震、気象災害時の危険について理解し、先生の指示によって、決まりを守り、安全に避難ができるようにする	火災や地震、気象災害時に起こるいろいろな危険について理解し、危険を回避できるよう情報や指示がわかり、工夫して、安全に避難ができる能力や態度を養う	火災や地震、気象災害時のいろいろな場合の危険について理解し、場に応じた避難の仕方を知り、他の人の安全にも考慮して、的確な判断に基づいた避難ができるようにする
○ 月 時 期	<ul style="list-style-type: none"> ○火災や地震が起きたら <ul style="list-style-type: none"> ・安全に避難する ・地震の時は、机の下に隠れる ・頭部を保護する ○避難の仕方と決まり <ul style="list-style-type: none"> ・押さない ・駆けない ・しゃべらない ・もどらない ・近寄らない (お、か、し、も、ち) ○台風や大雨等の気象災害の時の安全な行動 <ul style="list-style-type: none"> ・台風の時は外にでない ・大雨の時は、川に行かない、川から離れる、近づかない 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難の仕方と安全な行動 <ul style="list-style-type: none"> ・廊下にいるとき ・校庭で遊んでいるとき ○避難の仕方と決まり <ul style="list-style-type: none"> ・押さない ・駆けない ・しゃべらない ・もどらない ・近寄らない (お、か、し、も、ち) ○台風や大雨等の気象災害の時の安全な行動 <ul style="list-style-type: none"> ・台風の時は外にでない ・大雨の時は、川に行かない、川から離れる、近づかない 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難の仕方と決まり <ul style="list-style-type: none"> ・先生の指示に従う ・隊列を崩さない ・走らないで素早く移動する ・混み合うところでの下級生優先 ・押さない ・駆けない ・しゃべらない ・もどらない ・近寄らない (お、か、し、も、ち) ○台風や大雨等の気象災害の時の安全な行動 <ul style="list-style-type: none"> ・台風の時は外にでない ・大雨の時は、川に行かない、川から離れる、近づかない
○ 月	<ul style="list-style-type: none"> ○火災や地震の時に起こる危険 <ul style="list-style-type: none"> ・教室で倒れやすいもの ・こわれやすいもの ・火災 ・津波 ・塙などの倒壊 ・津波の恐れがある場合は、高台へ避難する 	<ul style="list-style-type: none"> ○火災や地震の時に起こる危険 <ul style="list-style-type: none"> ・揺れに伴う落下物 ・戸棚類 ・家屋、塙などの倒壊 ・地割れ、土砂崩れ、電線などの切断 ・津波 ・津波の恐れがあるときは、高台へ避難する 	<ul style="list-style-type: none"> ○火災や地震の時に起こる危険 <ul style="list-style-type: none"> ・学校にいるとき (校舎内、校庭、運動場) ・家庭にいるとき ・道路を歩いているとき ・海岸にいるとき(津波) ・遠足や集団宿泊などの行事で出かけているとき ・津波の恐れがあるときは高台へ避難する

③ 防災教育年間指導計画(例)【中学校・高等学校または特別支援学校中学部・高等部】

月	種別	訓 練 内 容	指導事項及び管理事項	対象
○ 月	地震 火災 ・ 気象 災害	防災計画と組織の共通理解	避難、救助、搬出、点検、年間計画 平常時、災害時の役割分担	全職員
	地震 火災 ・ 気象 災害	防災計画と組織の共通理解	放送や指示、伝達をよく聞く態度 避難の合図、経路、集結の方法	全生徒
○ 月	地震 ・ 津波	危険物、危険箇所の点検・整備	ガラス窓、下足箱、薬品等倒壊物の点 検整備、電気、水、ガス栓の確認	全職員
		授業中の避難方法の体得	机の下など安全な場所への一時避難	全生徒
○ 月	地震	休憩時の避難方法の体得	机の下などへ一時避難 第一次避難場所への退避、集結、点呼	全生徒
		反省と次年度評価	各係り分担の反省、施設・用具の点検、 校内避難経路の安全点検、計画案	全職員



(高台の避難場所への避難の様子)

(4) 学校の施設・設備等の安全対策

学校安全の基本的な考え方には、「①児童生徒等が安全について必要な事柄を理解し、常に安全な行動ができる態度や能力を育てる。(安全教育) ②児童生徒等の学校生活が安全に営まれるよう安全に関しての必要な条件整備をする。(安全管理)」がある。

つまり、学校施設の整備は安全対策の基本である。したがって、毎月の安全点検は不可欠であり、常に施設・設備等の状況を把握しておく必要があるとともに、火災を含め地震等の自然災害を想定した安全対策の実施を日常化すべきである。

① 防災上必要な設備等

- ア 消火用器具・・・・・・消火器、屋内消火栓、スプリンクラー、水バケツ、防火扉、水道、水槽、プール、二酸化炭素消火設備
- イ 避難・救助施設・・・誘導灯、避難器具、非常口、はしご、救助袋、ハンドマイク、懐中電灯、携帯電話
- ウ 災害通報予告・・・自動火災報知器、非常警報設備、非常ベル、漏電火災報知器、放送設備
- エ 医薬品等・・・・・・担架、救急箱、緊急医薬品セット、緊急用自動車
- オ 生活維持・・・・・・テント、ロープ、水、毛布、ポリタンク

② 火災・地震等による災害の予防対策

施設・設備等	物品等	確認事項
*各教室、廊下、階段	窓ガラス、テレビ、戸、清掃用具、整理棚、扇風機	棚類の転倒防止の止め具はよいか 落下する可能性のものはないか 整理棚はきちんと整理されているか 扇風機の取り付けは十分か
*理科室、保健室	薬、医薬品庫、水槽、収納庫、ベット	薬品は収納庫に整理して保管されているか 混合発火を防ぐために種類別にしているか 保護液をセットしているか 医薬品庫の戸締まりはきちんとしているか ベットの転倒等のおそれはないか
*技術室・家庭科室	ガス栓、ガソリン 炊飯器、工作機械 揮発油、シンナー 食器類、整理棚 食用油	機械の倒壊防止対策はよいか 発火しやすい燃料保管は適切か 整理棚の倒壊により食器の散乱はないか 漏電防止対策はよいか ガスの元栓は閉めているか 設置器具の老朽化はないか 倒壊により油の流出防止策はできているか
*体育館、プール 準備室	体育倉庫、ボール かご、リング、 水銀灯、水道 テレビ、太鼓 整理棚、ピアノ	倉庫の整理整頓は十分か ボールかごの整理は適切か 水銀灯の落下等安全対策は十分か プールの水の漏水管理はよいか 漏電の危険性はないか テレビ台や整理棚の倒壊防止対策はよいか 体育備品の整理整頓はできているか ピアノのすべり止めはなされているか
*コンピュータ室	パソコン 整理棚	パソコン・整理棚の倒壊はないか 漏電防止対策はなされているか パソコン転倒防止対策はできているか

*図書館、進路室	書庫、テレビ 書物、クーラー	書庫の整理整頓はできているか 書庫の転倒防止対策はできているか テレビ台及びテレビの転倒防止対策はなされているか 書物は散乱防止対策はよいか クーラーはしっかりと固定されているか
*職員室、事務室	ガラス棚、パソコン、テレビ、電話、ガス栓	漏電の可能性はないか 電気の漏電対策はよいか パソコン・テレビの転倒防止対策はなされているか 水道の腐食及び損壊はないか 机・いすの転倒の可能性はないか ガス漏れ及びガス栓の腐食はないか コピー機のすべり止めはなされているか
*音楽室・美術室	整理棚、楽器棚 ピアノ、音響施設	ピアノのすべり止めはなされているか 作品等の整理は十分されているか 作品棚等の転倒防止対策はなされているか

③ 火災・地震等が生じた場合の対応策

防火管理者は、火災の状況を児童生徒等に周知するとともに、初期消火及び児童生徒等の安全を優先し、避難指示をする。また、地震の場合は、倒壊等による災害に対応しながら避難をさせる。各係りは、迅速に動き、適切な対応をする。損壊物等による二次的な事故が起きないよう配慮する。

ア 児童生徒等の誘導の仕方

(ア) 「授業中」 (学級担任又は教科担任)

火災発生の合図 → 教室の窓を閉める → 廊下に2列で並ぶ → 職員は出席簿を持ち、児童生徒等を迅速に避難場所へ誘導する → 学級担任は人員の確認・負傷の有無を確認する → 学級担任は、学年主任へ報告する → 学年主任は、校長又は教頭に報告する

(イ) 「休憩時間中」

火災・地震発生 → 児童生徒等は職員に通報、職員は教頭に連絡通報し、教頭は119番へ通報する → 職員は避難場所通路等を指示する → 担任は危険でない限り学級の残留者の有無を確認する → 避難場所で学級の人員を学年主任へ報告する

イ 防災管理

(ア) 消火班

火災発生場所に行き初期消火に努める → 消防車が到着次第、消火活動に協力する → 火災状況の報告をする (消防車の進入経路の確保・障害物の除去)

(イ) 通報連絡班

災害状況の通報、避難の指示 → 消防署、教育委員会等の通報 → 係調整

(ウ) 誘導班

各階の児童生徒等を把握し、状況に応じて安全な場所へ誘導 → 逃げ遅れた児童生徒等がないいか点検する

(エ) 救護班

被害者の救急処置

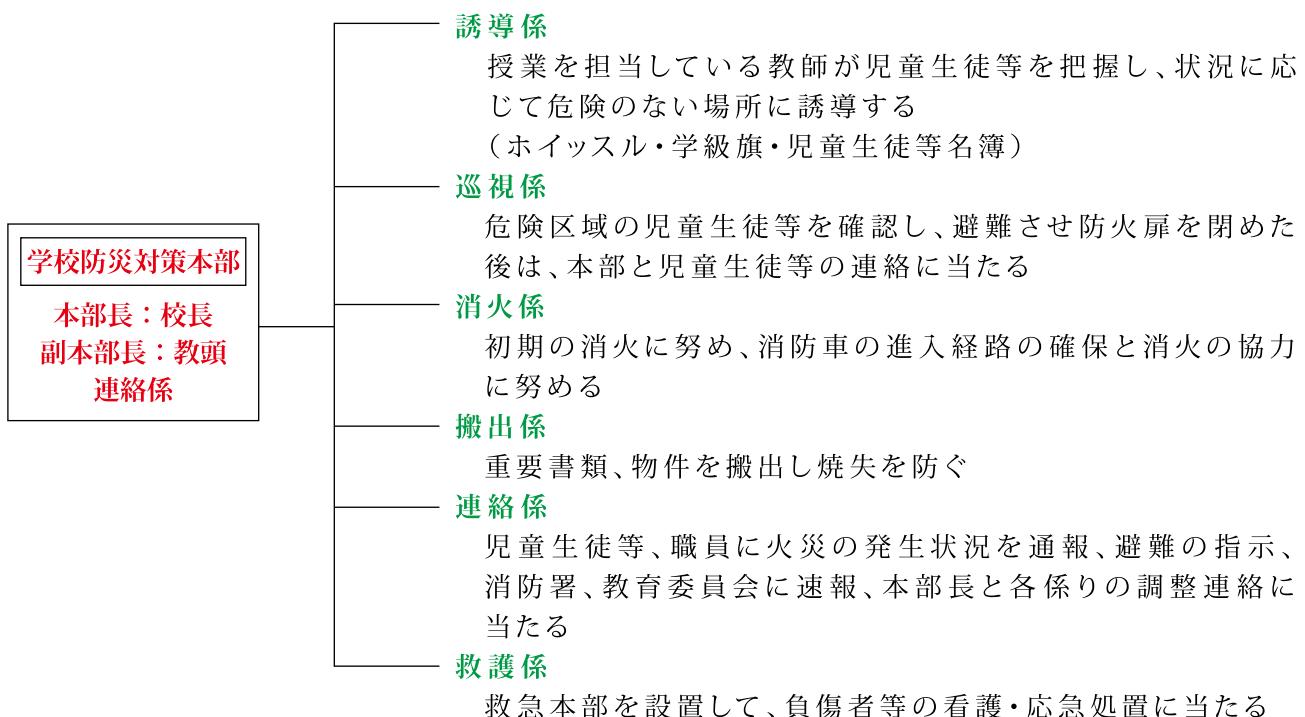
(5) 職員の動員計画

教育計画に位置づけた「学校安全計画」の実践事項を、全職員が熟知して、学校災害を極力防止する。万一災害発生した場合は、その災害発生を最小限に押さえるために、組織的な活動を展開すべきである。

① 職員による組織作りの例

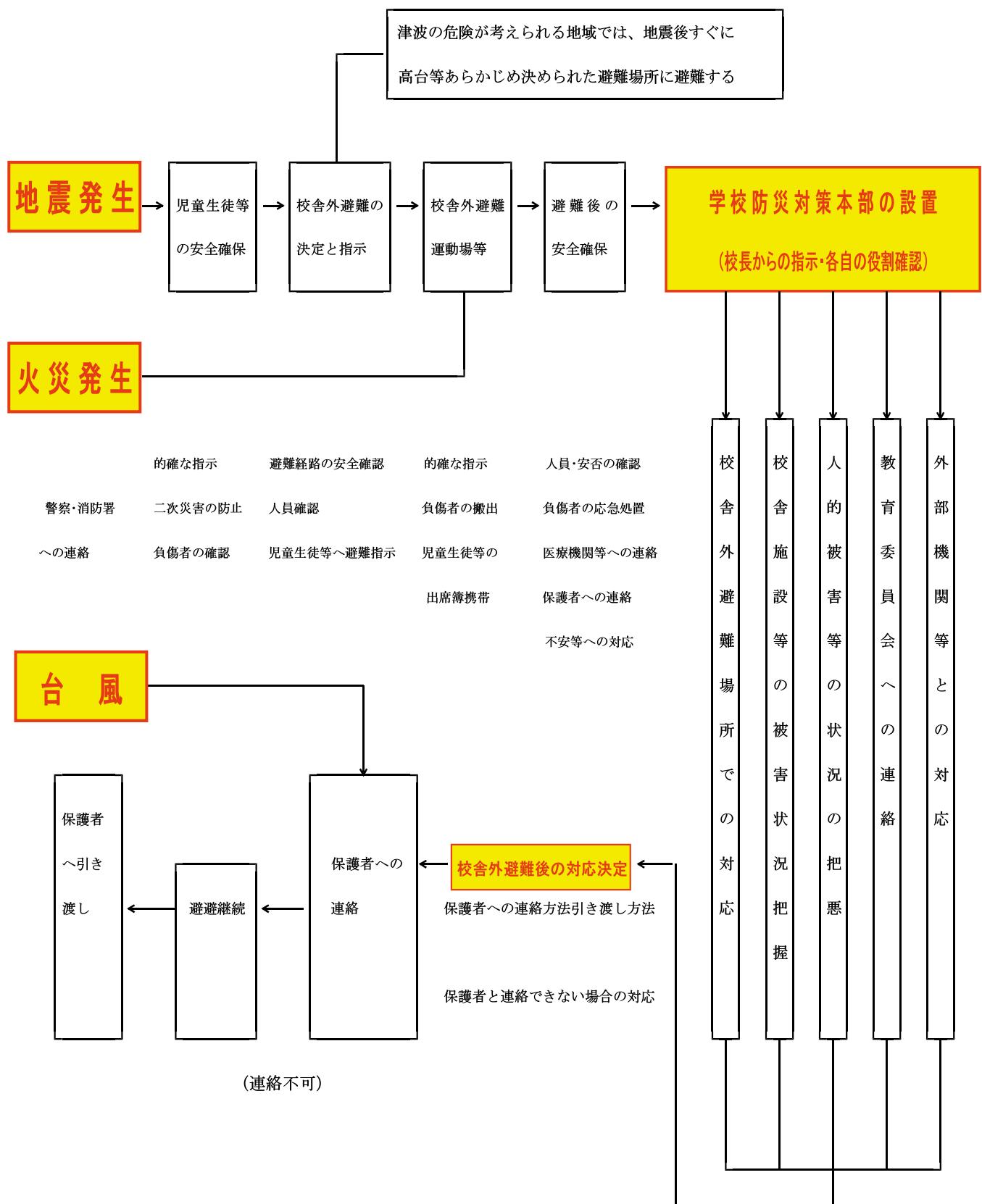


② 職員業務別分担例



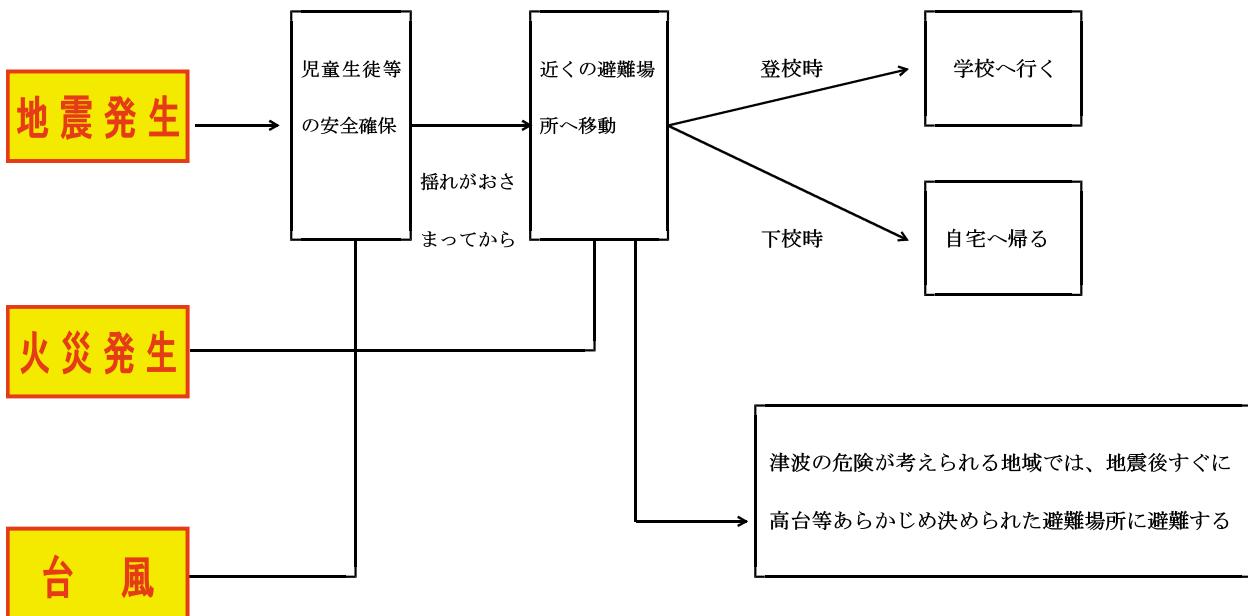
(6) 災害時の対策フローチャート

① 在校中（児童生徒等の行動・職員の対応）

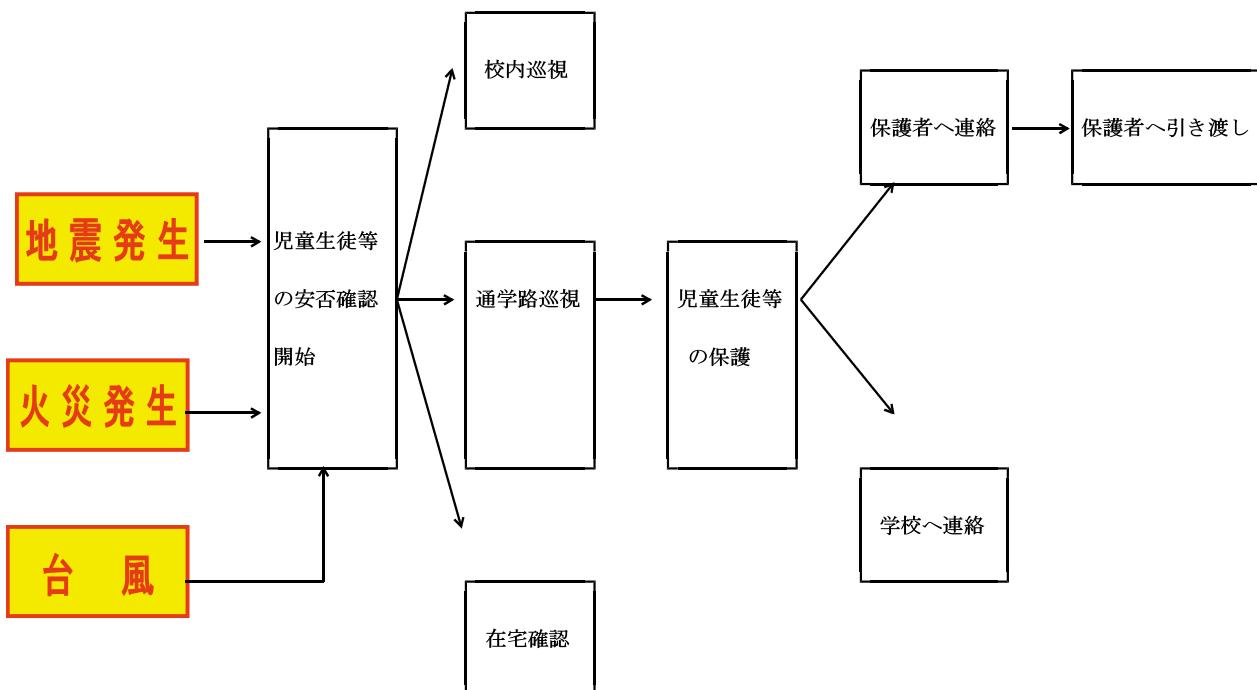


② 登下校時

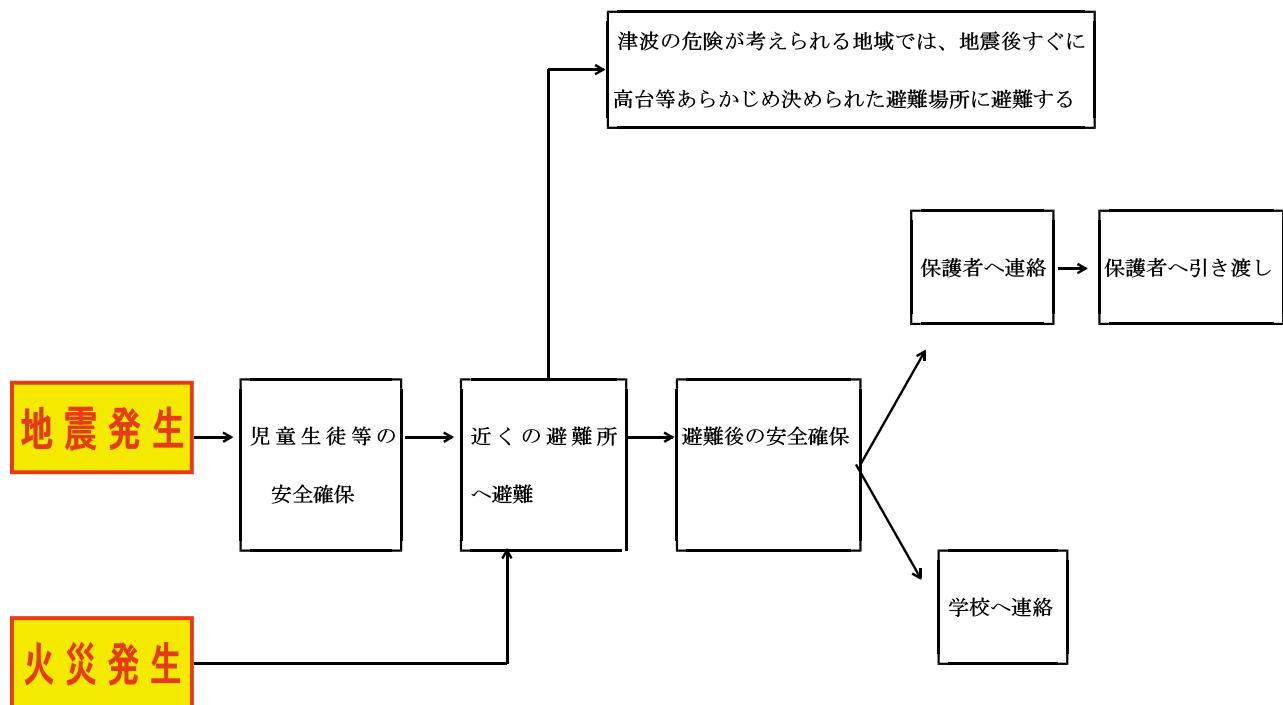
ア 児童生徒等の行動



イ 職員の対応



③ 学校外学習中(児童生徒等の行動・職員の対応)



(津波を想定した避難訓練の様子)

(7) 事後の取組み

① 災害後の検証

災害は予測が困難であるために、日頃からの備えが大切であることはいうまでもない。不幸にしてひとたび災害にみまわれた際には、困難な状況をいち早く解決し、平常な状態に戻す努力とともに、今回の災害を教訓に、今後起こる災害に備えることも大切である。

したがって、災害に対して、学校の危機管理マニュアルがどのように生かされたか、また、職員や児童生徒等がどのような行動形態を取ったか、具体的に分析し、その上に立った対策を構築していくことが被害を最小限に止める大きな力になる。

② 避難訓練評価表（例）

観 点		訓練内容	反省事項等	評 値
児童生徒等	初期行動	児童生徒等の安全確保 姿勢（地震） 放送を聞く態度		
	避 難	避難行動 「お・か・し・も・ち」 避難経路 避難に要した時間		
	人数点検	整列		
職 員	学校防災対策本部	計画 期日、時刻 組織の機能 本部 誘導係 消火係 搬出係 連絡係 救護係		
	担任及び授業担当者	指示の明確さ 誘導の的確さ 集団の的確な把握 人員点検の正確さ、速さ 事前、事後指導 他職員との連携 (児童生徒等の引継)		
消防署等からの指導助言				

(8) 災害発生時の被害状況の報告

小・中学校は、台風や地震等の災害が発生した場合には、被害の有無に関わらず、直ちに被害状況を把握し、当該市町村教育委員会へ速やかに報告を行う。

市町村教育委員会は、それらを取りまとめ、県教育庁保健体育課へ報告する。

県立学校は、直接県教育庁保健体育課へ報告する。

【資料1】 災害発生時の被害状況報告例（市町村教育委員会用）

（台風〇号、地震）による学校の人的被害状況等について

市町村教育委員会名（ ）

〔休業措置を行った幼稚園・小学校・中学校（県立高校・特別支援学校）〕

	学校名	休業措置をとった期日・時間帯	備 考
	（例）沖縄中学校	〇月〇日（ ）終日休業等	
1			
2			
3			
4			
5			
6			

〔園児・児童・生徒の人的被害状況〕

	被害があった学校名	被害状況	備 考
	（例）沖縄中学校	（例）暴風時に外出した際、強風により転倒、左足首骨折等	入院中
1			
2			
3			
4			
5			
6			

3 火災対策

(1) 地震発生に伴う火災時の避難誘導と点検

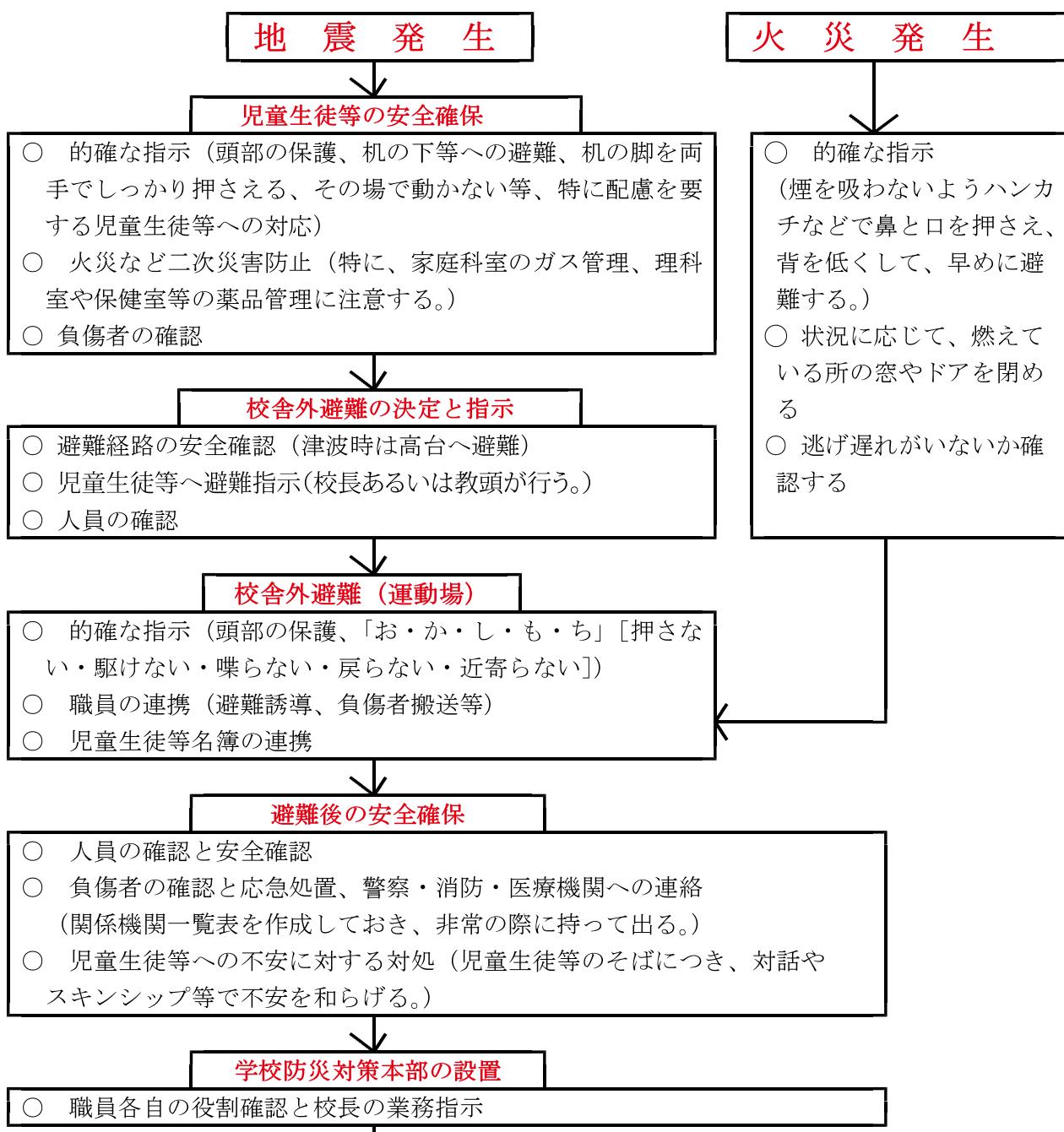
① 避難経路の選定と安全確保

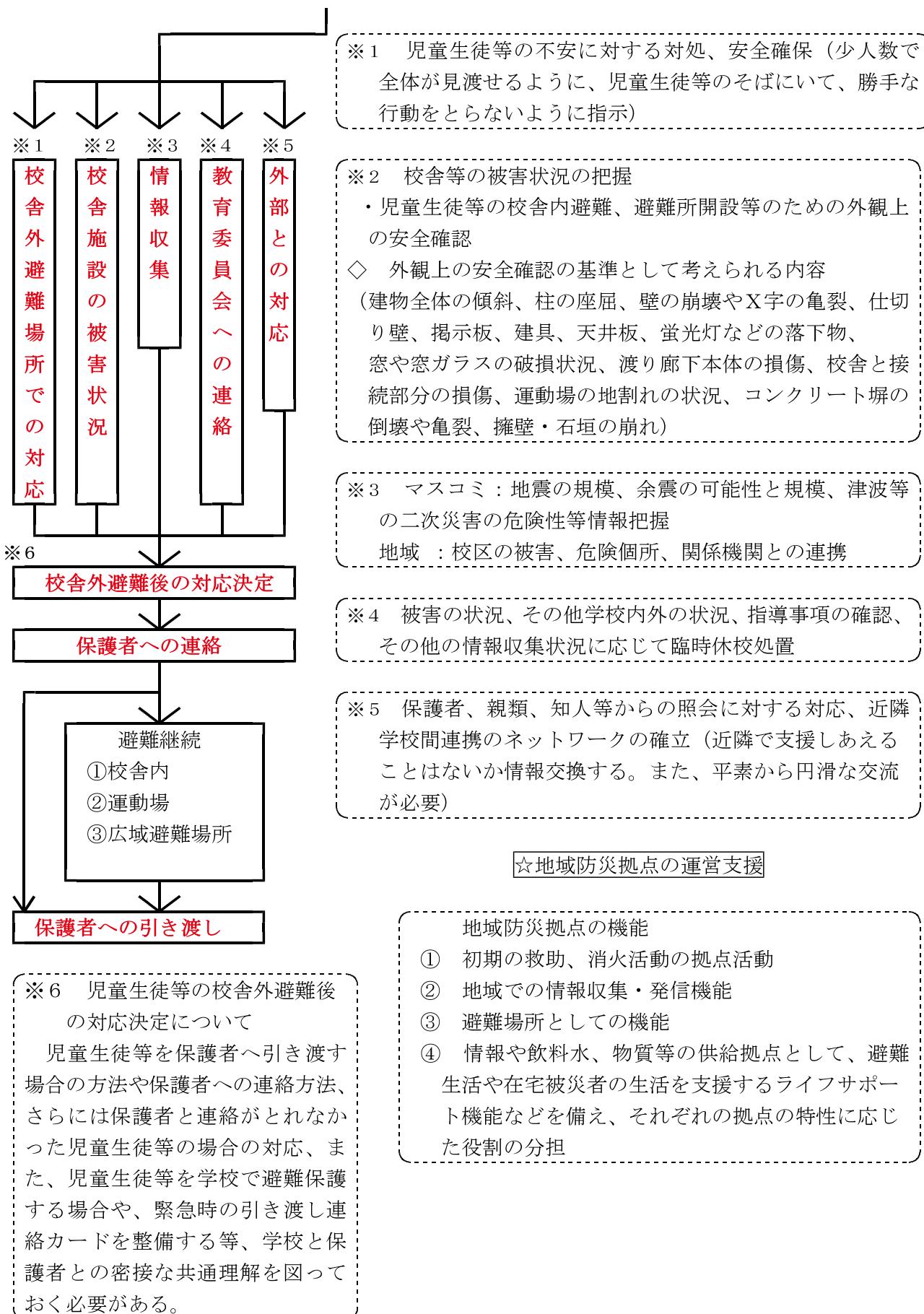
＜避難経路の選定と安全確保＞

- ・ 避難方向は二つ以上確保するとともに、的確に指示する。
- ・ 避難経路図を作成し、児童生徒等に周知徹底する。
- ・ 勝手な行動はさせない。
- ・ 避難者が多い場合は、特定の階段や非常口に殺到しないように避難誘導員を配置する。
- ・ 避難階の（1階）の階段出入口や玄関等を開放する。
- ・ 避難階段、通路、ロビー、ホール等には、避難上支障となる物品を置かさない。

＜安全確保＞

- 学校生活上の基本的対応





② 人員点呼

- ア 避難後の児童生徒等の点呼、安全確認を行う。
- イ 逃げ遅れた人がいた場合は、直ちに消防隊に連絡する。

(2) 初期消火と救護

① 初期消火

- 初期消火とは、火が天井面に移る前に消火することです。（消火器は下から、水バケツは上から消火する。）
- 消火は出火から3分以内が勝負。炎を恐れず勇気を出して、落ち着いて初期消火をする。
- 消火に使うものは消火器や水だけではなく、身近なものを活用して、すばやく対応する。

ア 消火器の使い方



安全ピン（黄色）を抜く



レバーを強く握る



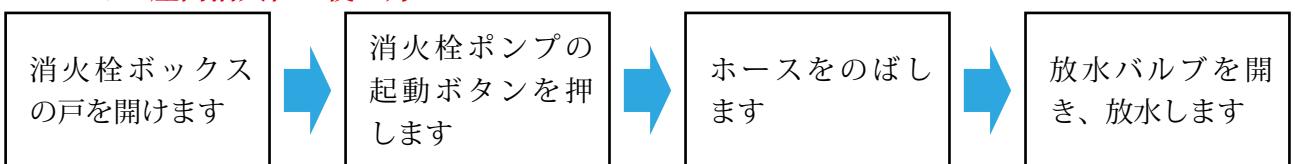
ホースを火元に向ける

◎ 消火方法

- 手前から掃くように放射する
- 油鍋には近づけすぎない（油が飛び散って危険）
- 屋外では風上から放射する

注) 消火器で消せるのは、火が天井に達するまで

イ 屋内消火栓の使い方



ウ 水バケツの使い方

- 反動をつけて水を遠くまで飛ばす
- バケツリレーは交互に向かい合って中継しよう



(3) 避難訓練実践例

① 実施日時

平成〇年〇月〇日 午後〇時～

② 災害の想定

午後〇時に強い地震が発生し、二次災害として家庭科室より出火

③ ねらい

- ・ 地震、火災発生時の基本行動を理解し、的確に対処できる態度や能力を身につけさせる。
- ・ 教師の指示をしっかり聞き、避難経路に沿って安全に移動できるようにする。

④ 指導内容

ア 事前指導（朝の会、帰りの会、ホームルーム活動等、学校種に応じて10～15分程度）

内 容	指導上の留意事項
<p>1 避難訓練の予告をする</p> <p>2 非常ベルが鳴ったり、緊急放送があった場合の行動の仕方等について話し合わせ、把握させる</p> <p>（1）避難経路の確認</p> <p>（2）集合場所</p> <p>（3）行動の仕方</p> <p>（4）点呼</p> <p>3 地震発生時の基本行動様式について説明し、確認させる</p> <ul style="list-style-type: none">・机の下に潜る・火を使っている場合には、直ちに消火する・出入り口の確認と確保を行う・頭部を保護し、素早く避難する・「押さない、駆けない、しゃべらない、戻らない、近寄らない」・火災が発生している場合は、鼻や口をハンカチなどで覆う・身近にある着用していない衣類などの利用	<ul style="list-style-type: none">・過去の避難訓練を振り返り、問題点などについて話し合い、避難訓練のねらいや注意事項を確認する・地震の危険性や二次災害としての火災発生等について理解させる・予告をしない場合の避難訓練も実施を試みる・基本行動の重要性について説明する <p>・はしご車や救助袋等についても説明する</p> <ul style="list-style-type: none">・地震が大変危険なものであるとの認識と火災などの二次災害との関わりを指導する・初期行動の際、児童生徒等による負傷者や貴重品の搬出などを検討する

イ 避難訓練

内 容	指導上の留意点
<p>1 地震発生</p> <p>○ 指示例</p> <p>「大丈夫、静かにして落ち着きなさい」</p> <p>「外にでるな」</p> <p>「机の下に潜れ」</p> <p>「カバンなどで頭を保護しなさい」</p> <p>「放送をよく聞いて」</p>	<p>1 火災発生</p> <p>○ 指示例</p> <p>「大丈夫、静かにして落ち着きなさい」</p> <p>「放送をよく聞いて」</p> <p>「ハンカチなどで鼻や口を覆つて」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大きな声で明確な指示を出す ・沈着冷静に指示し、児童生徒等の行動を掌握する ・頭部の安全を守らせる ・窓際、ロッカー付近の児童生徒等は、そこから離れさせる
<p>2 避難誘導</p> <p>○ 指示後の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火の始末 ・電源を切る ・ガスの元栓を閉める ・窓やドアを開け、避難経路となる出口の確保をする <p>○ 校内放送の避難指示に従い、避難を開始</p> <p>「大丈夫ですか、けがをした人はいませんか」</p> <p>「今から避難をしますので、先生の後ろに並んで付いてきなさい」</p> <p>(校庭へ出て列を乱さずに避難場所へ向かう)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校低学年の場合は、指示だけでなく、安心するような言葉をかける ・校内放送を静かに聞かせ、二次災害についての情報を得る ・避難方法、避難場所を明確に指示する ・負傷者がいないか、確認する ・隣接学級と協力しながら、上履きのまま安全に避難させる ・担任（教師）は、出席簿を持ってくる <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・消火器による消火訓練なども実施する ・はしご車による避難 ・救助袋による避難 </div>
<p>3 人員確認</p> <p>(1) 人員を確認する。</p> <p>「○年○組はここに並びなさい」</p> <p>「静かに座って待ちなさい」</p> <p>(2) 本部の指示があるまで待機する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等を落ち着かせ、素早く人員確認をし、学年でまとめ、本部に報告する ・負傷者のある場合は、あわせて報告する

ウ 事後指導

内 容	指導上の留意点
1 教室に戻り、避難訓練実施後の内容について話し合わせる (自己点検カード等の活用)	・児童生徒等の反省点、意見、感想などをまとめ、反省点については、そのような状況がなぜ現れたのかについて考え、改善すべきことを明らかにする
2 指示の通りにできなかった内容、問題となる行動などについて確認し、練習の機会を設定する	・次の避難訓練時には、どのようなことに配慮すればよいかをはっきりさせる

エ 評 價

訓練終了後に、以下のことについて評価し、問題点の改善を図る。

- ・避難訓練の目的が理解でき、児童生徒等一人ひとりが真剣な態度で適切に行動できたか。
- ・地震が起きた場合の基本的な行動の仕方が理解でき、統一した行動がとれたか。
- ・友達や職員、周囲の人々に迷惑をかけない行動がとれたか。
- ・その他の評価の視点
 - (ア) 本部からの指示内容が適切であったか。
 - (イ) 職員の指示、避難経路、避難の誘導は、適切であったか。
 - (ウ) 集合場所は、適切か。
 - (エ) 避難場所での整列、人員確認、報告等は正確であったか。

【自己評価カードの例】

	反省項目	評価 (A, B, C)
1	「お、か、し、も、ち」が守れたか。	
2	校内放送を、よく聞けたか。	
3	先生の指示を、よく守ったか。	
4	真剣な態度で、参加できたか。	

(4) 学級活動指導案

① 題材「火災と避難」

② 本時のねらい

火災に際して、児童生徒等が自ら安全に、正しく行動する方法を理解させる。

③ 展開

過程	学習活動・内容	指導・支援上の留意点	資料
導入	<p>1 火災の被害について調べたことを話し合う</p>	<ul style="list-style-type: none"> 火災の恐ろしさや適切な対策によって被害を軽減できることを把握させ、本時の学習意欲を高めさせる 被害の状況、火災の実態、注意すべきことを事前に調べさせ、発表させる <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">火災から身を守るために、どのように行動したらよいだろうか</div>	火災関連の資料や新聞記事等の活用
展開	<p>2 火災からの被害を防ぐためには、どうすればよいか話し合う</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校にいるとき 家にいるとき 外出しているとき <p>3 火災時にどのようにしたらよいか、基本となる行動や態度について話し合う</p>	<ul style="list-style-type: none"> それぞれの場合について、火災の未然防止や火災時にどのような行動をとればよいか、考えさせる 普段から非常口や消火器具、避難器具について点検することの大切さを考えさせる 特にデパートや映画館、駅など混雑の激しいところにおける避難について考えさせる <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> 消火器の使い方 はしご車での避難 救助袋での避難等についても学ばせる </div> <ul style="list-style-type: none"> 火災発生時の初期行動についてお、か、し、も、ち 	
まとめ	4 本時の学習をまとめる	<ul style="list-style-type: none"> 火災を想定し、練習を行うことによって、本時の学習のまとめとする 	

④ 評価

- 火災時の正しい避難の仕方を理解し、正しく行動できるようになったか。
- それぞれの場所での避難の仕方がよく理解され、行動できたか。

4 地震・津波対策

(1) 地震・津波対策の内容

災害等から児童生徒等の安全確保を図るために、学校や児童生徒等の実態、地域の実態等を考慮した学校独自の危機管理マニュアルは必要不可欠である。本危機管理マニュアルを基に、以下の項目にそった実効性のあるマニュアルの策定に努めることが重要である。

<学校における危機管理マニュアル作成のチェックポイント>

	項目	○・×	改善策等
1	自校の概況及び海拔等立地状況		
2	学校の防災組織体制の見直し		
3	複数の避難経路及び避難場所の確保		
4	災害時の職員等による避難誘導の内訳及び手順等		
5	地震・津波等を想定した避難訓練実施要項		
6	安全点検表（施設・設備、非常用品等）チェックリスト		
7	児童生徒等の緊急時引き渡しカード		
8	関係機関との連携と緊急連絡網		
9	地震・津波対策のフローチャート		
10	児童生徒等の安全確保を図るためのチェックリスト		
11	地域の避難場所としての学校の役割		
12	児童生徒等の危険回避能力の育成		
13	事故・災害時における心のケア		

<資料等について掲載する>

- 1 学校安全計画
- 2 学校周辺の防災安全マップ（図）
- 3 救護の実際
- 4 その他、地震・津波に関する資料等

(2) 学校の防災組織体制の見直し

児童生徒等の安全確保を図る上で、災害等を想定した対応策を講じることは重要である。そのためには、学校組織としての体制を構築しておかなければならない。職員それぞれの役割分担を明確にし、組織としての機能を果たすことが求められている。各学校においては、既存の組織体制について不足部分を補う等、見直しを図り、より実効性のある組織体制を構築する必要がある。

＜例＞

学校防災対策本部（校長・教頭：情報収集の責任者）

- ・非常持ち出し品搬出
- ・児童生徒等及び職員への説明
- ・市町村災害対策本部と連絡
- ・状況を把握し必要な物資を要求
- ・報道関係等、外部との連絡を承認
- ・記録日誌の記入・応急対策を決定
- ・教育委員会への報告書を作成
- ・正確な情報等の収集
- ・職員不在の際の補充計画
- ・緊急プラン
- ・学校の敷地図
- ・ラジオ
- ・ハンドマイク
- ・懐中電灯
- ・緊急活動日誌
- ・携帯電話

救急医療班

- ・応急手当・医療援助の決定
- ・負傷者や応急手当の記録
- ・応急手当の備品
- ・健康カード
- ・担架
- ・毛布
- ・水

安全点検・消火班

- ・被害状況の把握・初期消火
- ・安全点検・施設等の構造的被害の程度の調査と本部への報告
- ・消火器・ヘルメット・手袋
- ・道具セット・施設等損害調査リスト

安否確認・避難誘導班

- ・災害直後の負傷程度を判断
- ・適切な避難経路及び避難場所へ誘導・行方不明者を本部へ報告
- ・公簿の搬出
- ・行方不明者の記入用紙

救護班

- ・負傷者の救出、救命
- ・各教室、体育館、トイレ等のチェック
- ・ヘルメット・丈夫な靴
- ・のこぎり・革手袋・マスク
- ・毛布・担架・トランシーバー

応急復旧班

- ・被害状況の把握・応急復旧に必要な物の調達及び管理
- ・危険箇所の処理・授業教室の確保・危険箇所の揭示等
- ・ヘルメット・被害調査票
- ・校内図・ロープ・標識等

保護者連絡班

- ・引き渡し場所の決定・引き渡し作業
- ・保護者等の身元確認
- ・児童生徒等緊急時引き渡しカード
- ・出席簿
- ・集合場所のクラス配置図等

～一時避難完了後、学校が避難場所となった場合の対応～

避難支援班

- ・保護者、消防隊、救助隊、警察、医療職員に学校の場所を指示し誘導を行う
- ・避難者の受付、名簿の作成や受け入れ準備・ボランティアを希望する人を受け入れる準備
- ・トイレの設置
- ・衛生管理の徹底を図る（ゴミ等）
- ・必要に応じて配布するための食料、水、配給物
- ・避難場所の統合、廃止の計画
- ・マスターキー・ラジオ・バリケード・ロープ・校内配置図・保護者への文書による指示
- ・ボランティアの仕事内訳・トイレ備品・ビニール袋等

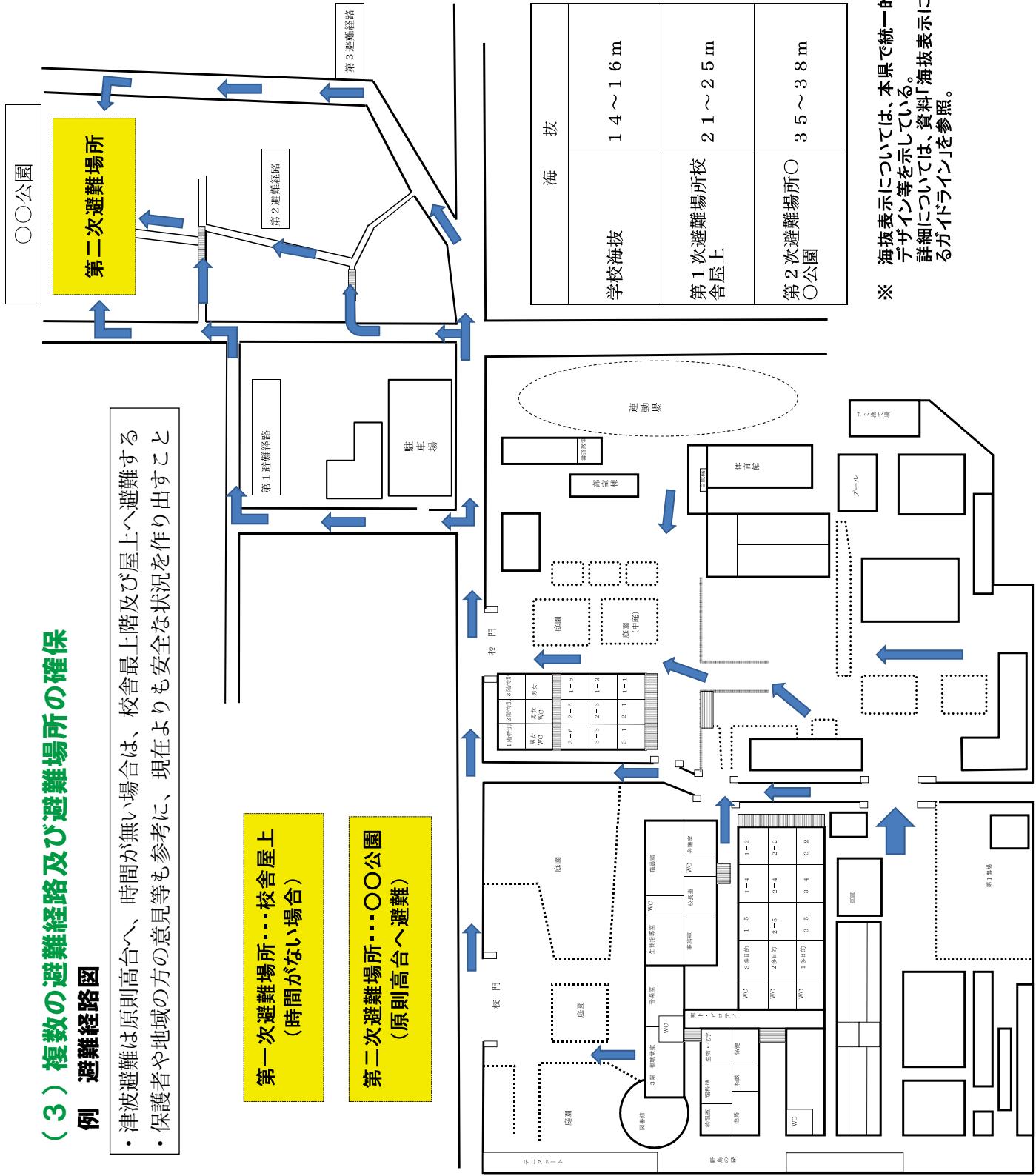
(3) 様々な避難経路及び避難場所の確保

例

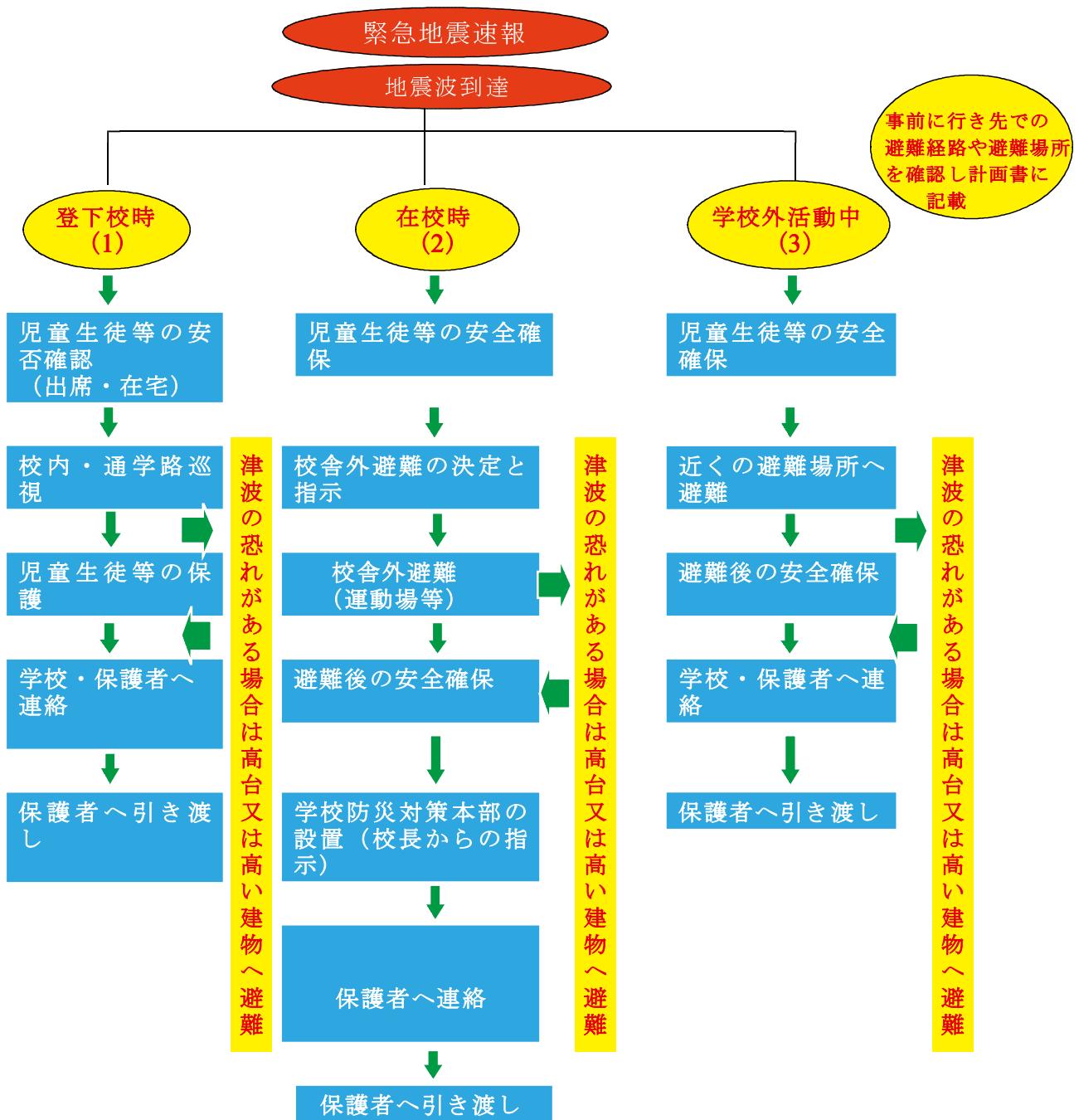
- 津波避難は原則高台へ、時間が無い場合は、校舎最上階及び屋上へ避難する
- 保護者や地域の方の意見等も参考に、現在よりも安全な状況を作り出すこと

第一次避難場所…校舎屋上 (時間が無い場合)

第二次避難場所…○○公園 (原則高台へ避難)



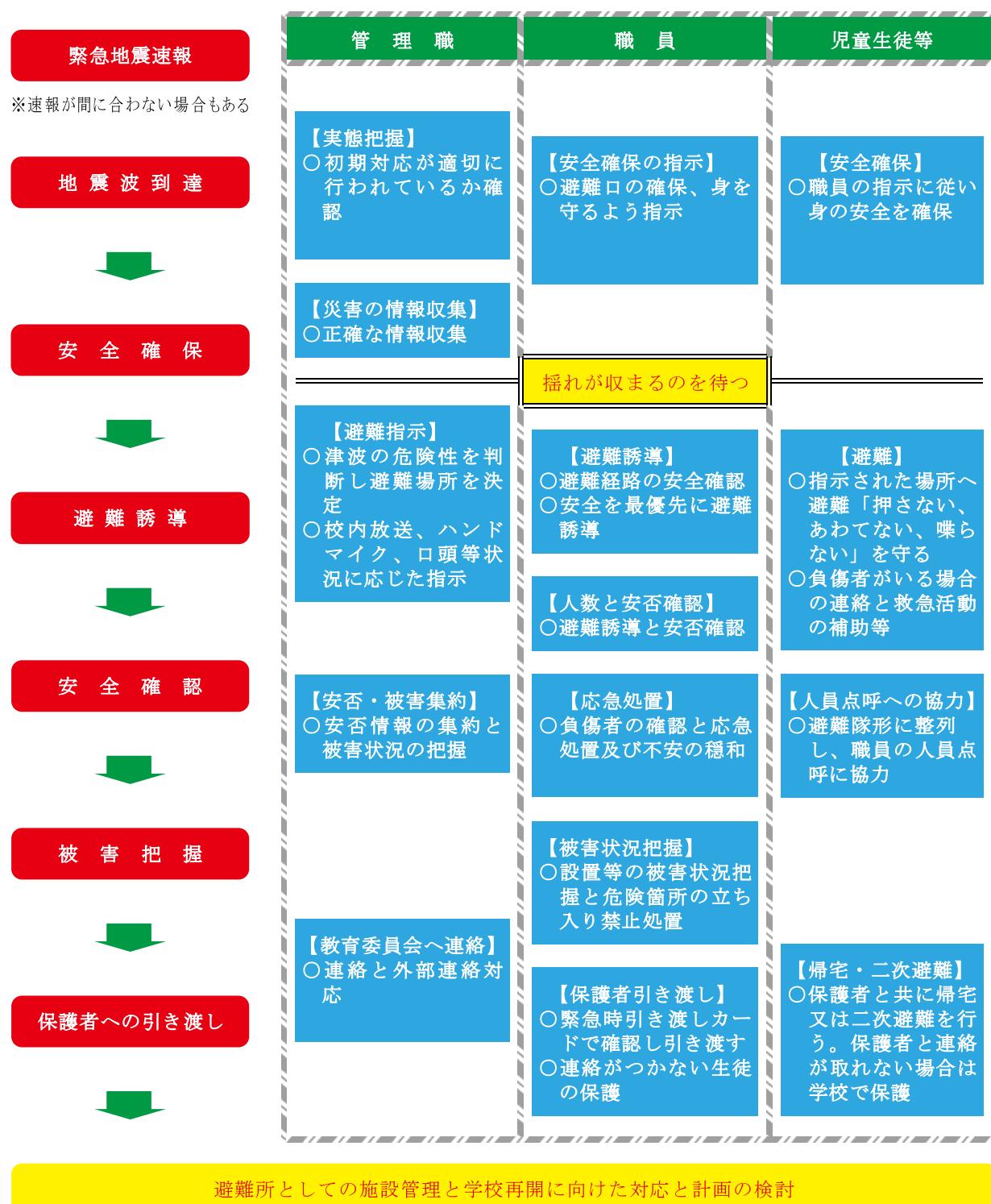
(4) 地震・津波対策のフローチャート



- (1) 地震発生後、概ね3分以内に津波警報・注意報が発表される。また、情報は更新されていくので常に新しい情報を収集する。海岸付近の学校は、強い揺れや周期の長いゆっくりとした揺れを感じた場合には、津波警報・注意報の発表を待たずに高い場所へ避難する。
- (2) 津波警報が発表されれば、早急に高台等へ急いで避難する。
- (3) 校外活動（修学旅行等も含む）を行う際は、事前に行き先での避難経路と避難場所を確認すると共に緊急時の連絡体制を構築する。

(5) 災害時の職員等による避難誘導の内訳及び手順等

① 地震発生時の基本対応



② 安全確保の基本

	授業中の対応	休み時間・放課後の対応
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 近くの窓、壁と反対側に頭を向けて机の下に潜らせ机の足をしっかりと持たせる。 職員は冷静に的確な指示を与える。 安心させるため声をかけ続ける。 揺れが収まってから火を消す。ガスの元栓を閉める。電気器具のコンセントを抜く。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員がその場にいなくても、児童生徒等自らが安全な行動がとれるよう平素から指導しておく。 近くにいる児童生徒等に指示や声かけをして不安や恐怖心を和らげる。
避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> 避難口を確保する。 転倒、落下の恐れのある物から児童生徒等を遠ざける。 避難経路、避難場所の安全を確認する。 本部の指示により避難を開始する。(状況によっては指示を待たず避難開始) 職員は児童生徒等を前後から守りながら誘導する。 頭部を保護しながら避難させる。 負傷者の応急処置を行う。 重症の場合は救急隊に連絡し到着まで付きそう。 車椅子使用等の児童生徒等は安全な場所に一時待機させた後速やかに避難させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員は近くや担当学年、学級の児童生徒等の安全確保と掌握に努める。 避難について児童生徒等及び職員に指示する。 職員は分散して、各教室、体育館、トイレ等をチェックする。
安否確認	<ul style="list-style-type: none"> 避難場所では、出席等により人員を確認し本部に報告する。 不明者の発見に全力を尽くす。 	<ul style="list-style-type: none"> 人員確認ができる体制を速やかに整える。

③ 場所別の初期対応

場所	具体的な行動
教室や特別教室	近くの窓、壁と反対側に頭を向けて机の下に潜る。実験中は危険物から速やかに離れる。
体育館	体育器具や窓ガラス等から離れ、体育館の中央に集まり頭部を保護してしゃがむ。
プール	プールのふちに移動し、プールのふちをつかむ。
廊下や階段	窓ガラス、蛍光灯の落下を避けられる場所で姿勢を低くする。近くの教室の机の下にもぐる。
トイレ	ドアを開き、頭部を保護して動かさない。
運動場・中庭	校舎等からのガラスの飛散や外壁の崩壊、フェンスや体育用具等倒壊の危険物から離れる。

④ 登下校時の対応

学校の対応	
安否確認	<ul style="list-style-type: none">・通学路の安全点検を行い、危険箇所等を保護者及び生徒に周知し、災害時に落ち合う避難場所を決めさせておく。・児童生徒等が自ら判断し、避難行動をとることが原則となるため、災害に対処する力を高めるよう日頃から防災リテラシーの育成を図る。・交通機関を利用する児童生徒等には、交通機関が不通になった場合に徒步で帰宅できるよう各家庭で通学路を確認させておくと共に、災害発生時には現場の指示に従うよう指導し、同時に児童生徒等の判断力の育成を図る。・交通機関の途絶等により、児童生徒等が安全に帰宅することが困難な場合、保護者への引き渡しまでの間、児童生徒等を学校で保護する。
避難誘導	<ul style="list-style-type: none">・揺れが収まった後、家へ戻るか学校へ避難するかについては原則として近いほうを選ぶ。・途中で避難している児童生徒等や移動中の児童生徒等の安全確保については、保護者と学校が連携してあたる。また、そのための対応策について日頃から協議しておく。・学校に避難してきた児童生徒等への対応策を明確にしておく。
安否確認	<ul style="list-style-type: none">・無事に帰宅できたかどうか等、児童生徒等の安否確認ができるよう連絡体制を整備しておく。

⑤ 校外活動中の対応

職員の対応	留意点
<ul style="list-style-type: none">・室内では初期行動や避難方法は授業中と同様とする。・倒壊や火災、爆発の恐れのある建物から児童生徒等を速やかに遠ざける。・狭い場所や道路では、看板等の倒壊や落下に注意し速やかに広い場所へ移動させる。・海岸では津波、山間部では土砂崩れに注意し安全な場所に避難させる。・電車、バス等に乗車中の場合は乗務員等の指示に従う。	<ul style="list-style-type: none">・職員は落ち着いた態度で明確に指示し、児童生徒等に不安や恐怖心を与えないようにする。・車中では、とっさの安全確保ができるような乗車姿勢と態度を取らせておく。

⑥ 宿泊滞在中の対応

職員の対応	留意点
<ul style="list-style-type: none">・夜間、特に就寝中の場合は建物の構造に不慣れなことから混乱が生じやすいため事前に確認をする。・各部屋の児童生徒等を掌握し負傷者の確認と人員点呼を確実に行う。	<ul style="list-style-type: none">・宿舎到着後、児童生徒等に避難経路と避難方法を確認させる。

(6) 地震・津波等を想定した避難訓練実施要項

自らの命を守り抜くため「主体的に行動する態度」を育成するための防災教育の一環としての地震・津波等を想定した避難訓練は大変重要である。

これまで学校によっては、地震・津波に関する対策マニュアルは十分とは言えず、地震・津波に関する既存の危機管理マニュアルを見直し、それを効果的に活用した地震・津波を想定した避難訓練の充実を図る必要がある。

避難訓練を通して、児童生徒等に危険回避能力を身に付けさせると共に、自分の身は自分で守ることに繋がっていくものであると考える。

なお、最悪の状況等を踏まえた地震・津波等、ケースバイケースに応じた避難訓練の内容等も考慮し、実施後は、評価・反省（CAPDマネジメントサイクル）を踏まえ、より効果的な地震・津波等を想定した避難訓練の内容充実を図る必要がある。

また、職員の研修として、誘導や救護等の各役割の重要性や最悪の状況等を踏まえた職員のための避難訓練のシミュレーションの実施が必要である。

<中学校防災避難訓練（例）>

① 目的

- ア 地震・津波等がいつ来るか予想できない災害に備え、災害防止や集団避難の関心を高め、安全に避難できる能力や態度を養う。
- イ 集団避難訓練を通して落ち着いて、冷静に、しかも機敏に行動できるようにすると共に、互いに協力しあうことの必要性を理解させる。
- ウ 災害における重要物件（文書、物品等）の安全を図る。

② 実施期日 平成〇〇年〇月〇日（〇曜日）

例：全体的な時間……14時03分～16時40分

※ 校時を変更し時間調整を行う。

③ 想定

平成〇〇年〇月〇日（〇曜日）の〇校時開始直後

○ 地震波到達 → 津波発生

④ 日程

	時 間	想定災害	項 目	内 容
①	14:05	緊急地震速報	緊急放送	身の安全を確保することを指示避難口の確保
②	14:05	地震波到達	安全確保	身の安全を確保
③	14:06	揺れが収まる	緊急放送避難指示	運動場へ避難開始、整列
④	14:08	津波警報発表	津波避難指示	津波警報発表の詳細は隨時更新される
⑤	14:15～14:25		人員点呼避難誘導	運動場での人員点呼確認後、〇〇公園へ避難開始・完了
⑥	14:25～14:40			〇〇公園での避難完了後、人員点呼確認・諸注意等
⑦	14:40～14:50		帰校	避難経路を再確認しながら帰校
⑧	15:50～16:40		学活・LHR	地震・津波の避難訓練の反省

※状況によっては、日程の設定時間等が変更になることもある。

⑤ 避難場所

※避難経路及び避難場所等については、地図で掲載。

- ア 地震での避難場所（本校運動場）
- イ 津波での避難場所（○○公園）
- ウ 避難訓練日までに学級で再確認
- エ 雨天時は体育館へ変更

⑥ その他の関係者との連携について

ア 地域及びP T A（道路を横断するので交通安全支援）

- ・14:15分～15:25分の間（約10分間）、生徒と職員が避難場所○○公園へ避難。

イ 警察関係（交通整理等）

- ・14:15分～15:25分の間（約10分間）、国道○○号を横断する。その際の交通規制などについて協力を依頼する。

ウ 消防関係（避難経路から避難場所までの支援）

- ・14:15分～15:25分の間（約10分間）、生徒と職員で津波からの避難経路を歩きます。その際、生徒や職員と一緒に避難経路を歩きながら、経路の状況を把握するとともに、適宜の支援を依頼する。

＜地震→津波の認知や対応の手順＞

	時 間	想定災害	職 員 の 対 応	
			項 目	内 容
①	14:05	緊急地震速報	緊急放送	① -1：机の下での安全確保の指示 防災管理者（教頭）放送指示 「ただ今、緊急地震速報が入りました。生徒・職員の皆さん、身の安全を確保をして下さい。」
②	14:05	地震波到達	安全確保	<地震による停電を想定した避難訓練> ② -1：（教頭はハンドマイク使用）放送指示「ただ今、地震が発生しています。生徒・職員の皆さん、身の安全を確保してください。」
③	14:06	揺れが収まる	緊急放送 避難指示	③ -1：（教頭はハンドマイク使用）放送指示「揺れが収まりました。生徒の皆さん、先生の誘導に従って運動場へ避難して下さい。」 ※ 教頭及び職員2名体制による情報収集（ラジオ）等を活用しながら移動する 運動場へ避難開始、整列 ○男女番号順で並び人員点呼を行う ○津波発生時により時間の猶予がない場合点呼せず避難行動に移る ※副担任は担当学年が移動の際、所定の位置ではぐれた生徒がいないか確認する トイレなどにいないか確認する 配置されていない副担任は避難場所で生徒の集合を促す ※○○先生が「○○○」君をおんぶして3Fから1Fにおり、手動式の車イスに乗せて避難します

				<p>【誘導者（担任）】</p> <p>①出席簿を持つ ②廊下で番号順に並ばせる（人員点呼） ③生徒の安全に気をつけながら誘導する</p> <p>【支援を必要とする生徒への対応】</p> <p>①おんぶ等による支援の対応 ②周りの先生や男生徒の支援による対応 ③手動式車イスでの対応</p> <p>※各主要箇所への職員の配置</p> <p>○年… A (○○先生) B 箇所 (○○先生) ○年… C (○○先生) D 箇所 (○○先生) ○年… E (○○先生) F 箇所 (○○先生)</p>
④	14:08		津波警報発表	<p>※情報収集の 2 名は情報を確實に周知する</p> <p>※運動場にて人員点呼確認 <地震による停電を想定した避難訓練></p> <p>③-2 : 津波発生による避難命令発令（教頭放送） (教頭はハンドマイク使用) 放送指示「ただ今、津波警報が発表されました。生徒の皆さん、先生の誘導に従つて○○公園へ急いで避難して下さい」</p> <p>③-3 : 教師の誘導で○○公園へ避難開始 ※教頭及び職員 2 名体制による情報収集（ラジオ）等を活用しながら移動する ○○学校安全マップで示された避難経路で避難誘導</p>
⑤	14:15		※ 1 避難開始 ※ 2	
⑥	14:25 ~ 14:40		避難完了 帰校	<p>④-1 : 学年主任は異常の有無を校長に報告。校長は関係機関へ報告。（第一次報告） ④-2 : 人員点呼の結果に異常があつたら、校長に指示された職員が捜査に当たる ④-3 : 避難完了の最終確認（最終報告） (教科・学級担任→学年主任→校長→関係機関) ○○公園への避難完了確認・諸注意</p>
⑦	14:40 ~ 14:50			<p>⑤-1 : 人員点呼→避難完了確認 ⑤-2 : 諸注意（○○先生） ⑤-3 : 諸連絡避難経路を確認しながら帰校</p>
⑧	15:50 ~ 16:40		学活・LHR	地震・津波の避難訓練の反省

※1 最終避難場所において、人員点呼を行うこともある。

※2 津波到達予想時間によっては、避難場所を考慮する。

※ 日程や手順等で示している時間はあくまで目安であり、地震が近くで発生した場合は、これより早く避難しなければならない。

※ 避難の猶予が無い場合は、校舎屋上か最上階に避難する。

<留意事項（避難訓練:各シナリオ）>

① 管理職（校長、教頭）

- ① ただ今、緊急地震速報が入りました。生徒・職員の皆さんには、机の下に入って安全確保をして下さい。
- ② ただ今、地震が発生しています。生徒・職員の皆さんには、机の下に入って安全確保をして下さい。
- ③ 摆れがおさまりました。生徒の皆さんには、先生の誘導に従って運動場へ避難して下さい。
- ④ ただ今、津波警報が発表されました。生徒の皆さんには、先生の誘導に従って○○公園へ急いで避難して下さい。

② 各教室に戻り、避難訓練の感想（自己評価） 帰りの会

<防災管理組織>

①	学校防災対策本部長：校長○○	防災管理者：教頭○○
②	防災係…各学年主任 活動内容：避難経路の指示と学年生徒の管理 学年の把握（人員点呼）：学級（教科）担任→校長へ報告 職員の把握（人員点呼）：学年主任→教頭→校長へ報告	
③	誘導係 ……………… 各学年の授業のない職員	
④	避難指示 ……………… 校長	
⑤	避難に係る役割 ……………… 職員（○○先生）	
⑥	運動場での全体指揮 ……………… 生徒指導主事（○○先生）	
⑦	救護係 ……………… 養護教諭、校長の指示する職員	
⑧	訓練時の要所での安全指導 …… 授業のない職員	
⑨	マイクの準備 ………………（○○先生）	

<事前指導>

① 時期 平成○○年○月○日（○曜日）【避難訓練三日前】

② 取扱い 学活の時間（10分程度）

③ 指導内容

- ア 避難訓練の意義が分かり、真剣に訓練する心構えをつくる。
- イ 学校にいる時、地震・津波が起きた場合に、どうするかについて話し合い、関心を高める。
 - ・安全な避難：あわてない！ 押さない！ しゃべらない！
- ※なぜそうするかを理解させ、真剣に命を守る訓練をする。
- ウ 避難の順序や方法を話し合う。
 - ・合図で一切の行動をやめて、放送を静かに最後まで聞く。
 - ・前の人人が倒れたら、すぐ後ろの人が手を高くあげて合図する。
 - ・校舎内では、速歩きで、外に出たら小走りする。（前の人と一定の距離を保つ。）

避難訓練の反省

平成〇〇年〇月〇日（〇曜日） 実施

平成〇〇年度、地震・津波避難訓練の取り組み、協力ありがとうございました。〇〇署長の講評では、「全体的に先生方の指示に従いスムーズに訓練が実施できた」とお褒めの言葉をいただきました。

早速ですが、記憶の新しいうちに避難訓練の反省報告を記入し提出をお願いします。

期日について

日程について

訓練内容について

その他

ご協力ありがとうございました。

次年度、効果的な避難訓練が実施出来るよう参考にします。

(7) 安全点検表（施設・設備、非常用品等）チェックリスト

教室や特別教室等の施設・設備の点検や災害時への対応としての非常用品の準備等、定期的な点検が重要である。そこで、以下の点検項目等を参考に実効性のある点検表を作成し、それを活用し定期的な点検を行うことが重要である。

① 施設・設備等の安全点検

安全点検表(年度)					
点検場所()		点検者(印)			
場所	点検項目	点検結果 ○△×	不良箇所 (程度)	処理 月日	印
教室 ・ 特別 教室 ・ 準備 室等	1 机、イスは破損していないか				
	2 床は滑りやすくまた破損箇所はないか				
	3 窓や戸の開閉状況・破損していないか				
	4 電気機器の故障はないか				
	5 照明器具の破損や落下の恐れはないか				
	6 壁や天井等から物が落下する恐れはないか				
	7 カーテン・レールの破損はないか				
	8 TVや機器が倒れないよう安全対策は万全か				
	9 コピー機は固定されているか				
	10 室内の整理整頓は良いか				
	11 刃物は定位置に保管されているか				
	12 必要な箇所の施錠が確実にできているか				
	13 薬品、棚の整理・保管ができているか				
	14 ガス栓・ガスの配管などに故障はないか				
	15 換気装置に異常はないか				
	16 放送に関する施設・設備の点検				
	17 ピアノは固定されているか				
流し槽	1 器具に破損はないか				
	2 排水口はつまっていないか				
	3 流し槽は清潔に保たれているか				
	4 滑りやすい状態ではないか				
廊下等	1 通行の妨げになる物はないか				
	2 滑りやすく危険な所はないか				
	3 靴箱が倒れる危険はないか				
	4 非常口は開放できる状態にあるか				
	5 扉・引戸はスムーズに開閉できるか				
トイレ	1 ドア・戸口の鍵は破損していないか				
	2 床・足場は滑りやすくなっていないか				
	3 便器・シャワーの破損、水漏れ、排水不良はないか				
	4 窓枠、窓ガラスの破損はないか				
	5 洗濯機・乾燥機等の異常・故障はないか				
	6 シャワー・ガス湯沸器等の異常・故障はないか				
	7 換気装置に異常はないか				
その他	1 遊具などに危険箇所はないか				
	2 周囲に危険な物が落ちていないか				
	3 自転車置き場がきちんと整備されているか				
	4 農具類はきちんと整理されているか				
	5 動線の安全確保がなされているか				
	6 コンクリートの剥離落下の恐れはないか				

② 管理点検表（非常用品等）

安 全 点 検 表 (年度)					
点検場所 ()		点検者 (印)			
非常用品	管理場所	数量	管 理 責任者	点検結果 ○・×	特記事項
救急箱	保健室、職員室				
医薬品	保健室				
担架	保健室、職員室				
AED	保健室				
テレビ	校長室、職員室				
ラジオ	職員室、事務室				
ハンドマイク	体育教官室、職員室				
トランシーバー	事務室				
屋外放送器	放送室				
非常食	体育館				
飲料水	体育館				
飲料水浄化装置	倉庫				
消火器	各棟各階				
バケツ	各棟各階				
ロープ	管理棟 1 階倉庫				
バール	管理棟 1 階倉庫				
ジャッキ	管理棟 1 階倉庫				
ハンマー	管理棟 1 階倉庫				
ノコギリ	管理棟 1 階倉庫				
鉈 (なた)	管理棟 1 階倉庫				
一輪車	管理棟 1 階倉庫				
スコップ	管理棟 1 階倉庫				
つるはし	管理棟 1 階倉庫				
軍手	管理棟 1 階倉庫				
脚立	管理棟 1 階倉庫				
ハシゴ	管理棟 1 階倉庫				
懐中電灯	事務室				
発電機	グランド倉庫				
非常灯	事務室				
ヘルメット	各教室、職員室等				
毛布	保健室、体育館				
テント	グランド倉庫				
ビニールシート	体育館				
防災服	事務室				
長靴	トイレ				
合羽 (カッパ)	倉庫				
模造紙	事務室				
印刷用紙	事務室				
マジック	事務室、職員室				
ガムテープ	事務室、職員室				
乾電池	事務室				
電子レンジ	調理室				
コンロ	調理室、事務室				

(8) 児童生徒等の緊急時引き渡しカード

保護者等への引き渡しについては、学校と保護者等が事前に手順や方法等について基準や条件等を詳細に決めておく等、充分な話し合いを行い、学校と保護者等が共通理解を図ることが重要である。（津波の状況等によっては、保護者も子どもと一緒に学校に避難し、学校に留まることがあることを確認する。）

児童生徒等の緊急時引き渡しカード

※ 太線の枠については、事前に記入。

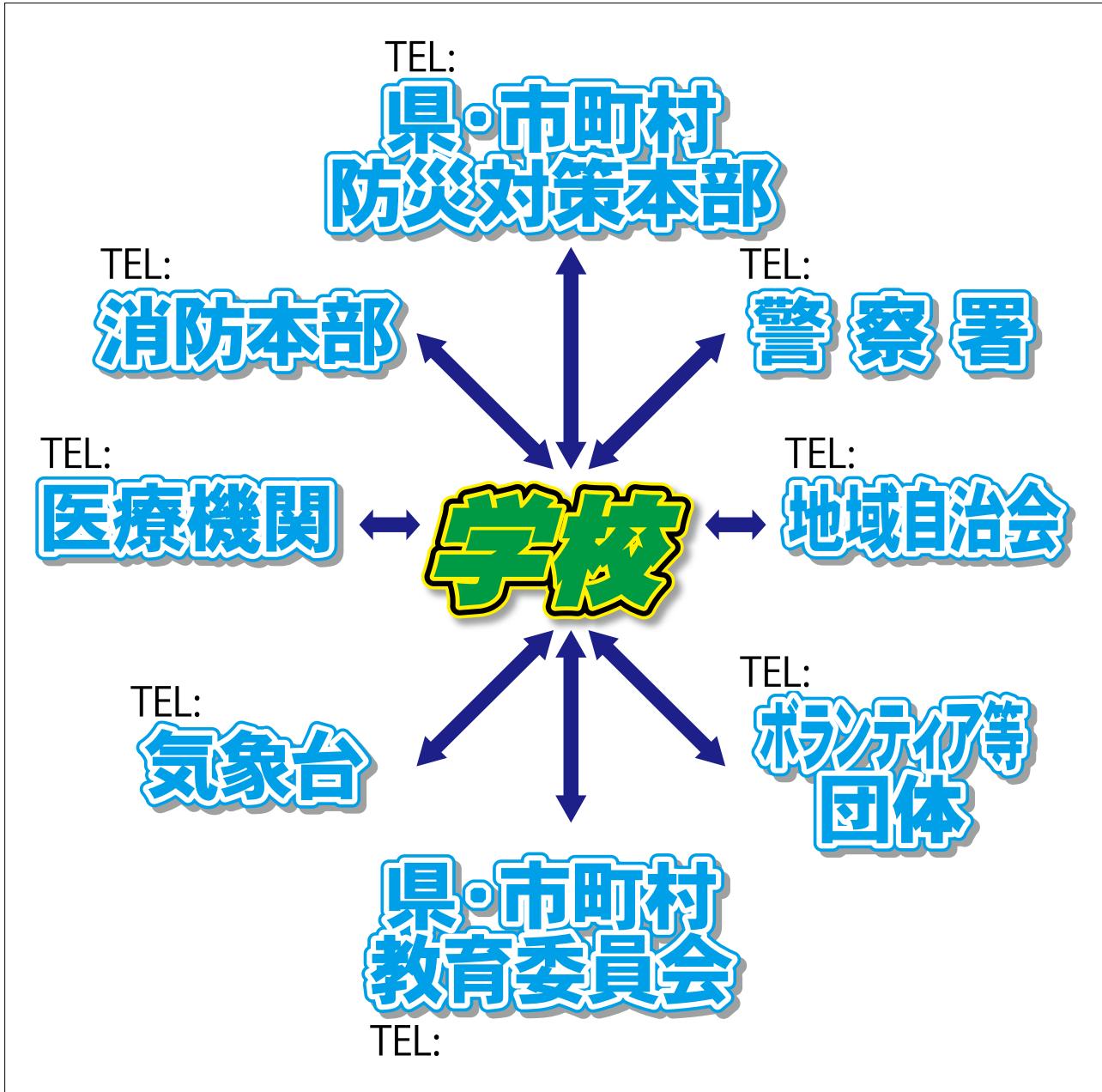
児童生徒等氏名		性別	男女	学年学級	年組番
住 所	(TEL :)				
保護者名		児童生徒等との関係			
本校に在籍する兄弟姉妹	(有・無)	年組番 氏名()		年組番 氏名()	
緊急時の連絡先	TEL 携帯				
	メールアドレス				
引き取り者名		本人との関係			
避難場所					
引き渡し日時	月 日() 時 分	職員名			
連絡メモ等					

引き取り者がいない児童生徒等への対応

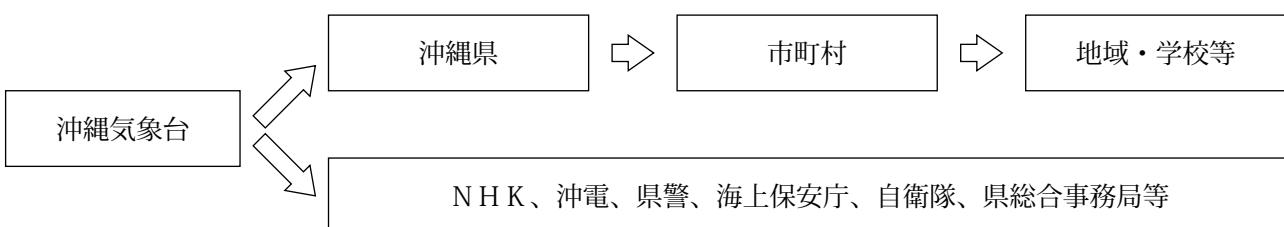
- 1 児童生徒等が引き取られるまで、安全な場所に集め、その場から離れないように座らせ落ち着かせる。
- 2 必ず職員が付添い、児童生徒等に安心感を与える。
- 3 児童生徒等には、不安感を抱かせないように心のケアに努める。
- 4 電話や通信機能が回復すれば、保護者等の勤務先又は緊急連絡先に連絡を取る。
- 5 連絡が取れない場合は、引き取り者が来るまで学校で保護する。

(9) 関係機関との連携と緊急連絡網

災害時に係る緊急連絡網を作成し活用することで、児童生徒等及び職員の安全確保を図る。
また、日頃より関係機関との話し合い等に参加するなど連携がスムーズに行われるようとする。



※ 地震・津波等の情報については、おおよそ以下のルートで情報が伝達される。



(10) 児童生徒等の安全確保を図るためのチェックリスト

災害から児童生徒等の安全確保を図るために、災害に対する組織体制の構築や環境整備、児童生徒等の危険回避能力の育成に繋がる取組みの点検等が重要である。そこで、以下の項目等を参考に作成しチェックを行い、改善すべき取組みについては対応策を講じるようにする。

<例>

学校の地震・津波対策チェックリスト

<input type="checkbox"/> 学校の児童生徒等は、自校の海拔と海岸・河川からの距離を知っているか。
<input type="checkbox"/> 学校は災害対策本部等の組織体制を確立しているか。
<input type="checkbox"/> 学校は日頃から防災体制の整備の充実に努めているか。(校内放送点検なども含む)
<input type="checkbox"/> 学校は日頃から防災教育の推進体制の充実に努めているか。(授業や特活・総合・学活等)
<input type="checkbox"/> 地震・津波等における複数の避難経路及び避難場所を確保しているか。
<input type="checkbox"/> 定期的に避難経路及び避難場所の安全点検を行っているか。
<input type="checkbox"/> 地震・津波等を想定した避難訓練を実施しているか。
<input type="checkbox"/> 避難完了までの時間測定を行っているか。
<input type="checkbox"/> 災害時における職員の役割分担を発生時別に明確にしてあるか。
<input type="checkbox"/> 登下校時に地震・津波が発生した場合の避難の仕方について児童生徒等に指導しているか。
<input type="checkbox"/> 児童生徒等や職員への非常時の情報伝達方法やその周知内容は準備されているか。
<input type="checkbox"/> 非常に情報等を知るTVやラジオ、緊急地震速報システム等を備えているか。
<input type="checkbox"/> 安全が確認された場合に、児童生徒等を引き渡す条件や方法などについて普段から保護者に対して周知しているか。
<input type="checkbox"/> 災害時に停電が長期化する恐れがあるが、その対応策は講じられているか。
<input type="checkbox"/> 学校が災害時の避難拠点となることから、市町村防災担当課や関係機関と協議し、事前にそれぞれの役割分担を明確にしているか。
<input type="checkbox"/> 学校が避難場所となることから受け入れ体制は構築されているか。
<input type="checkbox"/> 学校が避難場所となることから日頃から関係部局等との連携を推進しているか。
<input type="checkbox"/> 学校が避難場所となることから施設・設備等の点検を行っているか。
<input type="checkbox"/> 災害後、授業再開への手順について関係機関と事前に調整しているか。
<input type="checkbox"/> 怪我や障害のある児童生徒等への避難誘導体制は構築されているか。

(11) 地域の避難場所としての学校の役割

平成23年5月24日付けで文部科学省による告示では「公立の義務教育諸学校等施設は、児童生徒等の学習・生活の場であり、公教育を支える基本的施設となっている。地域住民にとっては、生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場として利用される身近な公共施設であるとともに、災害発生時には応急避難場所としての役割を果たす重要な施設となっている。」とあり、地域の応急避難場所としての重要性が謳われている。

また、「地震、津波等の災害に備えるための整備について、公立の義務教育諸学校等施設は、地震等の災害発生時には応急避難場所としての役割を果たすことから、耐震化のみならず、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、自家発電装置等を整備することにより、防災機能の強化を図ることが必要である。また、津波による被害が発生する可能性がある地域においては、児童生徒等の避難経路を確保する等の工夫をする必要がある。」等という文言が新たに追加された。

上記のこと等を踏まえ、自校が地域の避難場所に指定されているかどうかをまず、把握する必要がある。

<避難場所に指定されている学校数>

沖縄県内の避難所に指定されている公立学校数は、「国立教育政策研究所・文部科学省の避難所指定学校の防災関係施設調査」によると、小中学校は、355校（90.6%：全校392校）、高等学校は、32校（53.3%：全校60校）、特別支援学校は、1校（6.3%：全校16校）、全体で388校（82.9%：全校468校）である。（平成23年6月）

なお、津波に関する避難場所については、現在見直し検討中の市町村が多い。

<避難場所としての学校と関係機関等との連携>



① 学校の施設・設備等の点検と改善を図る

- ア 空き教室や調理教室等を効果的に活用できるよう点検・改善を図る。
- イ 体育館等の施設・設備・設備落下物、倒壊への安全点検やトイレ等の衛生管理の点検を行う。
- ウ 津波による被害が発生する可能性がある地域においては、児童生徒等の避難経路を確保する等の工夫をする必要がある。
- エ その他、必要に応じて防災担当部局等と連携を図り施設・設備・物資等の充実を図る。

② 県・市町村防災担当課等の関係機関との連携を図る

- ア 日常における関係機関との連携の構築（学校や関係機関のそれぞれに役割確認等）を図る。
- イ 地域と連携した地震・津波を想定した避難訓練を行う。
- ウ 災害時での消防等関係機関と連携した支援活動等を行う。
- エ 県・市町村防災担当部局等と連携した物資、医薬品、水等の備蓄に関する整備の充実を図る。

③ 地域住民等の避難場所として学校の受け入れ体制の充実を図る

- ア 日常における関係機関及び地域住民との連携の構築を図る。
- イ 災害時における関係機関及び地域住民と連携した活動等を行う。

④ 災害時から災害後にかけて学校での避難所生活への対応

- ア 県・市町村防災対策本部等と連携した避難所生活への支援活動を行う。
- イ 病院や臨床心理士等と連携した住民の避難所生活における心身の健康状態に関する支援活動を行う。

⑤ 学校再開へ向けた対応

- ア 学校及び授業再開へ向けて県・市町村教育委員会等の関係機関と事前に調整する。
- イ 児童生徒等の状況や施設・設備等の安全確認等を踏まえ、再開への調整を図る。

(12) 児童生徒等の危険回避能力の育成

児童生徒等の安全確保を図るためにには

自らの命を守り抜くため「主体的に行動する態度」を育成するための防災教育は大変重要である。そのためには、防災に関する基礎知識（地震・津波に関する基礎知識）を身に付けさせ、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動を取ることや児童生徒等の発達段階等を踏まえた授業等の創意工夫が必要である。

また、防災教育の一環として、学校独自の地震・津波等対策の危機管理マニュアルを効果的に活用した避難訓練の充実により、児童生徒等の危険回避能力が身に付くものと考える。

自分の身は自分で守る



危険回避能力を身に付けさせる



自らの命を守り抜くため「主体的に行動する態度」を育成する防災教育の推進を図る



(13) 発達段階を踏まえた防災教育の取組内容等

学校における防災教育：例（校種別・学年別・教育目的別防災カリキュラム）

※発達段階を踏まえ、映像等を効果的に活用し防災教育の充実に努める。

①小学校1・2年生用

- ア 地震・津波を知る → 避難の必要性を知る（学活）、地震の特徴を知る（学活）
イ 対処行動を知る → 学校や自宅周辺の避難場所を知る（生活）

②小学校3・4年生用

- ア 地震・津波を知る → 地震・津波の起き方、特徴を知る（学活）
イ 対処行動を知るⅠ → 地震・津波から身を守る方法や避難方法を知る（学活）
ウ 対処行動を知るⅡ → 学校や自宅周辺の避難場所及び様々な避難方法を知る（社会）
エ 地域の地震・津波災害を考えるⅠ → 過去の地震・津波災害を知る（学活）
オ 地域の地震・津波災害を考えるⅡ → 地震・津波から地域を守る対策を知る（学活）
カ 画像等や先人の経験に学ぶ → 体験者等から話を聞いたり、画像等を通して学ぶ（学活）

③小学校5・6年生用

- ア 地震・津波を知る → 地震・津波の特徴や起き方を理解する（学活）・（理科）
イ 対処行動を知る → 学校や自宅周辺の避難場所を知る（総合）
ウ 地域の地震・津波災害を考える → 地震・津波から地域を守る対策を知る（学活）
エ 画像等や先人の経験に学ぶ → 体験者等から話を聞いたり、画像等を通して学ぶ（学活）

④中学校1・2・3年生用

- ア 地震・津波を知るⅠ～「対処行動を知るⅠ」の復習（総合）
イ 地震・津波を知るⅠ → 地震・津波の起き方を知る（理科）
ウ 地震・津波を知るⅡ → 地震の揺れや津波の特徴を理解する（理科）
エ 対処行動を知るⅡ → 避難後の行動を考える（学活）
オ 地域の地震・津波被害を考える → 地震・津波から地域を守る対策を知る（社会）
カ 対処行動を知るⅢ → 避難できない人間の心理を知る（総合・学活）
キ 画像等や先人の経験に学ぶ → 画像等を通して学び語り継ぐ責任を考える（道徳）

⑤高等学校1・2・3年生用

- ア 地震・津波を知る → 「対処行動を知る」の復習（総合）・（LHR）
イ 地震・津波を知るⅠ → 地震・津波の起き方を知る（地学）
ウ 地震・津波を知るⅡ → 地震の揺れや津波の特徴を理解する（地学）
エ 対処行動を知るⅡ → 避難後の行動を考える（LHR）
オ 地域の地震・津波被害を考える → 地震・津波から地域を守る対策を知る（LHR）
カ 対処行動を知るⅢ → 避難できない人間の心理を知る（総合・LHR）
キ 画像等や先人の経験に学ぶ → 画像等を通して学び語り継ぐ責任を考える（総合・LHR）

⑥特別支援学校用

- ア 地震・津波を知るⅠ → ～「対処行動を知るⅠ」の復習（総合）
イ 地震・津波を知るⅠ → 地震・津波の起き方を知る（理科）
ウ 地震・津波を知るⅡ → 地震の揺れや津波の特徴を理解する（理科）
エ 対処行動を知るⅡ → 避難後の行動を考える（学活）
オ 地域の地震・津波被害を考える → 地震・津波から地域を守る対策を知る（社会）
カ 対処行動を知るⅢ → 避難できない人間の心理を知る（総合・学活）
キ 画像等や先人の経験に学ぶ → 体験者等から話を聞いたり画像を通して学ぶ（道徳）

(14) 学級（ホームルーム）活動における安全指導

学級（ホームルーム）活動における安全指導は、実際に生きて働く知識、態度、習慣などが確実に身に付くことを目指しているといえる。また、学級（ホームルーム）活動における安全指導は、学校における安全に関する指導全体の中で、最も実践的で具体的な指導が展開されるものであり、安全指導における中心的な役割をもつものと位置付ける。

区分	目標	項目	小学校	中学校	高等学校
火災時の安全	火災のとき起こりやすい危険な状況を理解し、適切な行動ができるようにする	火災のときの危険	低 火のまわり方と煙の危険 中 火災の原因と危険 高 火災発生時の心構え	火災の原因と危険 火災に対する心構え	火災の原因と危険 危険物の取扱い 火災に対する心構え
		火災の状況に応じた安全な行動	低 火のまわり方と煙に対する行動の仕方 中 火災情報に基づいた判断と安全な行動 高 安全な行動の要素	有害な煙に対する行動の仕方 火災の特性 救助器具の使い方と初期消火の仕方	有害な煙に対する行動の仕方 火災の特性 パニックの防止と安全な行動 初期消火の方法
		避難経路・避難場所の確認と避難や誘導の仕方	低 避難の仕方と方法 中 避難場所の確認 高 様々な場面に応じた避難の仕方	避難経路、避難場所の確認 様々な場面に応じた避難の仕方	避難経路、避難場所の確認 様々な場面に応じた避難と避難誘導の仕方
地震災害時の安全	地震発生の場合、危険な行動に走りやすいことを理解し、安全な行動ができるようになる	地震のとき起こる危険を理解し、安全に行動できるようにする	低 地震のときの危険 中 地震情報に基づいた判断と安全な行動 高 地震のときの危険に対する心構え	地震発生のメカニズム 地震のときに発生する様々な危険（家屋の倒壊、地割れ、山崩れ、液状化、陥没、落下物） 正しい情報の入手 緊急地震速報への対応 パニック防止と安全な行動 地震災害への家庭での備え	地震発生のメカニズム 地震のときに発生する様々な危険（家屋の倒壊、地割れ、山崩れ、液状化、陥没、落下物） 正しい情報の入手と発信 緊急地震速報への対応 パニック防止の安全な行動 地震災害への家庭での備え
		避難経路・避難場所の確認と避難や誘導の仕方	低 安全な避難の仕方 中 安全な避難場所の確認 高 様々な場面に応じた避難の仕方	地震に応じた避難経路と避難場所の確認 様々な場面に応じた避難の仕方	地震に応じた避難経路と避難場所の確認 様々な場面に応じた避難と避難誘導の仕方
		津波による危険と避難の仕方	低 安全な避難場所の確認と避難の仕方津波による危険 中 津波情報の収集の仕方 高 場面に応じた避難の仕方	津波による危険 津波警報と避難の仕方	津波による危険 津波警報による避難と避難誘導の仕方
役割難と所の安全	災害発生における避難所の役割とそこでの生活を理解し、安全な行動ができるようになる	災害発生状況と避難所の意義と相互扶助	低 避難場所での安全な生活 中 災害発生時の避難所の役割 高 避難所の生活と自分の役割	災害発生時の避難所の意義と役割避難所での生活自主的な組織活動の必要性と相互扶助 ボランティア活動への参加	避難所生活と相互扶助 自主組織の活動への積極的参加 ボランティア活動への積極的参加 ライフラインの確保
災害の備えと安全な生活	災害安全に関する意識を高めるために、防災避難訓練等の学校行事の意義を理解し、積極的に参加できるようになる	災害安全に関する学校行事等の意義の理解と積極的な参加	低 防災避難訓練等への参加の仕方 中 灾害安全に関する学校行事への積極的な参加 高 灾害安全等に関する学校行事の意義と理解	災害安全に関する学校行事の意義の理解 防災避難訓練等行事への参加	
		生徒会活動による自主的活動への参加	高 灾害安全に関する児童会活動の内容	災害安全に関する生徒会活動の内容	災害安全に関する生徒会活動の内容
		地域社会における防災活動への参加	低 家庭での防災 中 学校での防災 高 地域における防災に関する活動の理解と参加	地域における防災に関する活動への参加（防災訓練、救急法、応急手当、災害時のボランティア活動） 家庭での防災に関する積極的な関わり（点検・整備、防災備品の整理） 家庭における避難場所や連絡方法及び登下校の安全	

(15) 学級活動指導案（小学校）

1 題材名 「地震ってなに」「地震がおきたら」「地震がおきる前に」

2 目標

自己や他の生命を尊重し、危険を予測し、事前に備えるなど日常生活を安全に保つために必要な事柄を理解し、進んできまりを守り、危険を回避し、安全に行動できる能力や態度を育成する。

3 本時の指導

(1) ねらい： 地震について知り、正しく（進んできまりを守り）、安全（危険を回避し）に行動できるようにする。

(2) 展開

段階	活動内容	予想される児童の反応	指導上の留意点
導入 (5) 分	<p>【導入発問】 ○地震ってなんだろう？</p> <p>【めあての確認】</p>	<ul style="list-style-type: none">・ゆれることだよ！津波も起きる！・建物とか地面がゆれること！こわい！・地球の中で、何かが押し合いっこしてるんだ <p>じしんがおきたら、○○しく、○○○○に行動することができる</p>	児童の生活経験と結び付けて思い起こさせる
展開 (35) 分	<p>○地震に対する行動を考える</p>	<ul style="list-style-type: none">・地震がおきたらどうしたらいいかな？	地震がおきたらどんな行動をとればよいか考えさせる
まとめ (5) 分	<p>【話し合い】 ○地震がおきた時、どんな気持ちだったかな？</p> <p>○地震がおきたら、どうしたらいいだろうか？</p> <p>【自己決定】</p>	<ul style="list-style-type: none">・家中がゆれておどろいたよ！こわかった！・逃げなきゃって思ったよ！・どうすればいいかわからなくなった！・東日本大震災のようすを思い出したよ！・自分の命を守る、早く逃げる！・大人の話をよく聞く！・「おかしもち」の合言葉・約束をまもる！ <p>おどろいて、こわがっている自分になにができるかな？</p> <ul style="list-style-type: none">・なにもできそうにないよ・できることを考えなきゃ！・地震がおきてからじゃおそいね！	地震の様子が分かる映像資料等を準備し必要に応じて活用する ワークシートを活用して具体的な行動を引き出す 地震がおきる前に考えておかなければならないことがあることに気づかせる

【資料1】 地震・津波に関する基礎知識

じしんつつなみし 地震と津波を知ろう

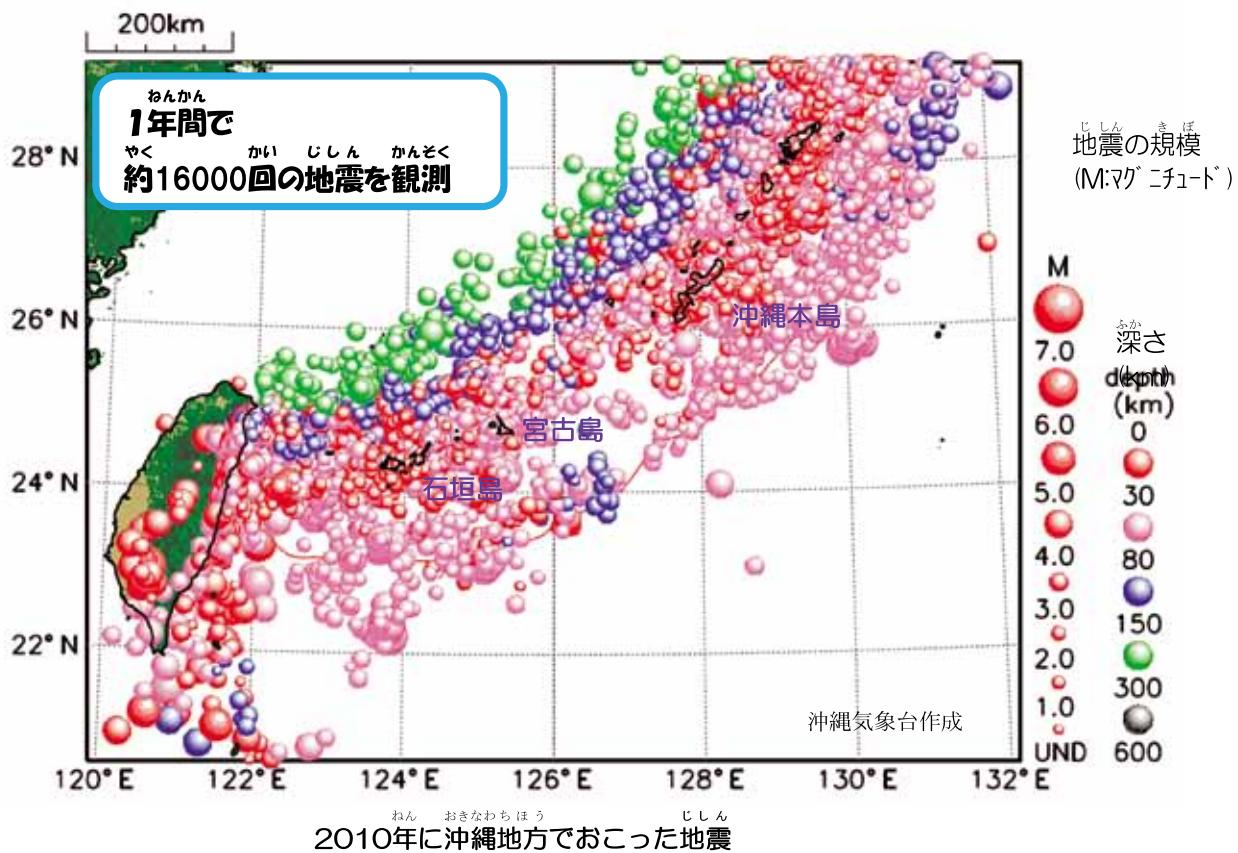
じしんさいがいらみみまも
地震災害から身を守るために

おきなわ じしん 沖縄でも地震はおこっている？

沖縄は地震が少ない地域と思っている人が多いようです。ほんとうに沖縄は地震が少ないのでしょうか。下の図は、平成22年(2010年)の1年間に、沖縄で地震がおこった場所を丸印で地図上にあらわしたものです。大きい丸印ほど、大きな地震をあらわしています。沖縄本島や宮古島、石垣島が丸印でうまり、島の位置がほとんどわからなくなるほど多くの地震がおこっています。

なんと、沖縄地方では2010年は約16000回の地震がおこりました。体に感じる地震(震度1以上の地震)は84回、震度3以上の地震も8回おこっています。

沖縄県は多くの島々からなっており、たまたま多くの地震が海で起こっているため、体に感じることが少なく、地震も少ないと感じていることと思います。しかし、けっして沖縄は地震の少ない地域ではありません。



 沖縄気象台提供

おきなわ おおじしん つなみ

沖縄でも大地震や津波はおこる？

日本は昔から地震や津波によってたくさんの被害をうけてきました。1995年に兵庫県でおきた「兵庫県南部地震(阪神淡路大震災)」や2004年に新潟県でおきた「新潟県中越地震」では、がけ崩れ、家屋の倒壊、新幹線の脱線など、大きな被害がおこりました。特に「兵庫県南部地震」では、約6000名を超える人の命が奪われました。

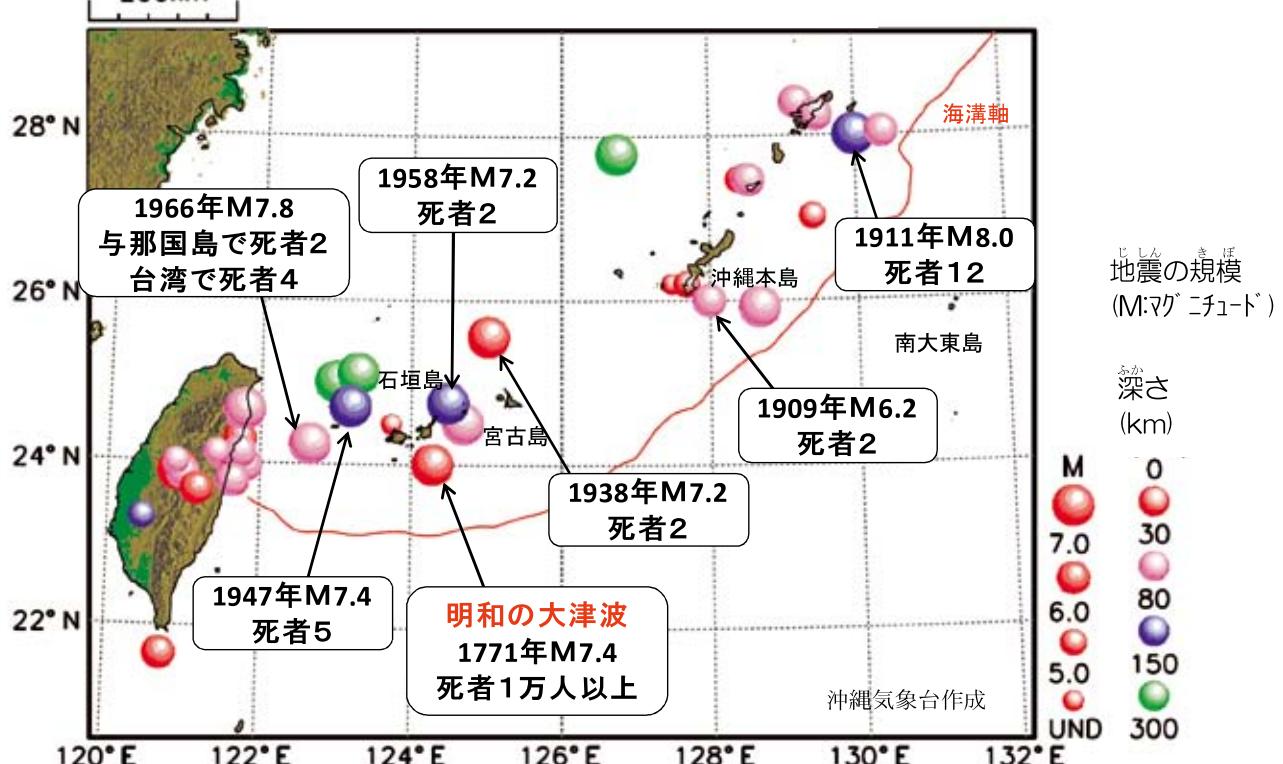
また、2011年3月に東北地方でおきた「東北地方太平洋沖地震」では、地震の後に津波が襲い、沿岸の多くの住民は逃げる間もなく津波に飲み込まれたため約1万6000人以上の犠牲者がでした。

では、私たちの住んでいる沖縄でも、大きな地震はおこったことがあるのでしょうか。下の図は、今までに沖縄地方で被害が発生した地震です。特に1771年に石垣島の近くで発生した地震では、約30メートル以上の津波が襲い、石垣島や宮古島などで合計1万人以上の人人が亡くなりました(「明和の大津波」といわれています)。

2011年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」により、沖縄県においても65cmの津波を観測しました。

沖縄地方の被害地震

(1625年～2010年)

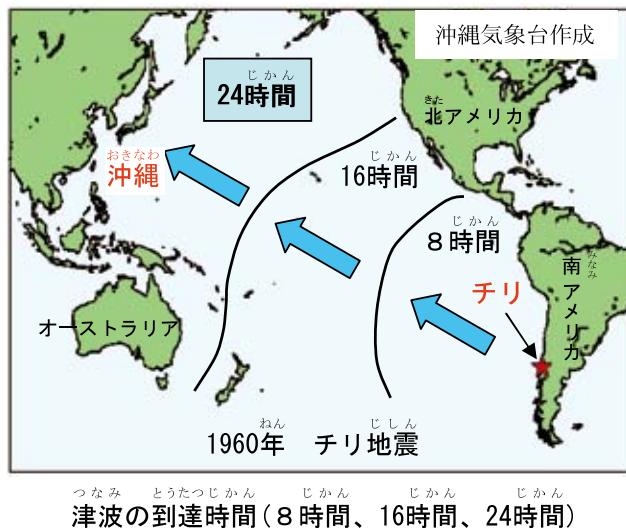


じしんつなみ し チリ地震津波を知っていますか？

1960年に、日本の裏側にあたる南米チリ沖で巨大地震(M9.5)が発生しました。

この地震による津波は約一日かけて日本へ到達して各地を襲い、日本全国で142人が亡くなり、沖縄県でも3人の方が亡くなりました。

下の写真は、名護市(当時の羽地村)の真喜屋小学校と屋我地大橋の津波による被害です。



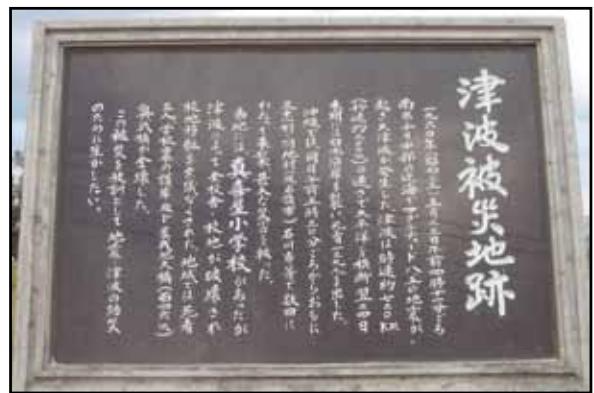
1960年チリ地震津波の被害の様子



まき やしょうがっここうこうてい き
(真喜屋小学校校庭のデイゴの木
うえ ひ かか つくえ
上に引っ掛けた机)



おお こわ やがじ おおはし
(大きく壊れた屋我地大橋)

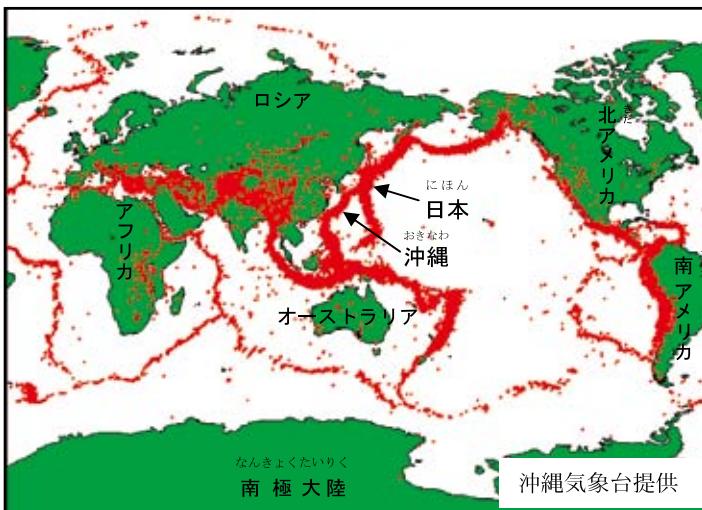


もとまき やしょうがっここう た つなみひさいひ
(元真喜屋小学校に建つ津波被災碑)

とお じしん つなみ おそ
遠くでおこった地震でも、津波が襲ってきて、沖縄に大きな被害をもたらすことがあります。

じしん おお 地震はどこで多くおこる？

じしん せかいじゅう
地震は世界中のどこでもおこつ
ているのでしょうか。右の図は世界
ちず じしん ばしょ あか ちい
地図に地震がおこった場所を赤い小
てん す み
さな点であらわした図です。よく見
じしん ところ ほそなが かたち
ると、地震のおこる所は、細長い形
ほそ
をしているのがわかります。この細
なが ところ じしんたい
長い所を、「地震帯」といいます。
おきなわ にほん じしんたい
沖縄をふくむ日本は、「地震帯」
なか せかい じしん おお
の中にあって、世界でも地震の多い
ところ
所です。



じしん ばしょ じしんたい
地震のおこる場所 (地震帯)

じしん なぜ地震はおこるの？

ちきゅう ひょうめん すうまい
地球の表面は、10数枚のプレートという固い岩石の板におおわれています。このプレ
トは、いろいろな方向にゆっくり動いています。
つぎ す さか め あお せん あか せん
次の図でプレートとプレートの境い目(青い線と赤い線)では、押されたり、引っ張られ
たりする力がかかっています。その力にたえられなくなったとき、地面の下の岩石がこ
われたり、裂けたりします。これが地震です。
さか め か ず じしん おお
プレートとプレートの境い目(下図)と、地震が多くおこる「地震帯」(上図)は、重なっ
ています。



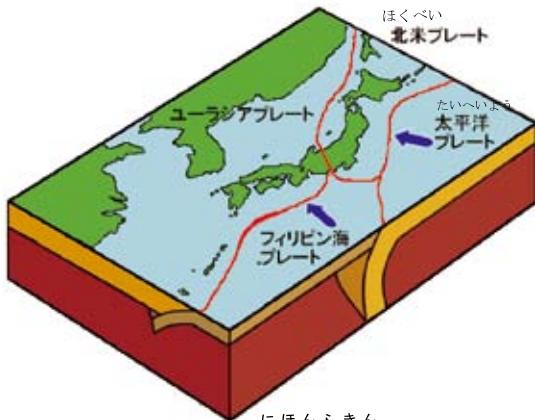
せかい おも
世界の主なプレート

にほんふきん

日本付近のプレート

にほんふきん

日本付近では、「ユーラシアプレート」、
 「北米プレート」、「太平洋プレート」、「フィリピン海プレート」の4つのプレートがぶつかりあっています。そのため、日本付近は世界でも地震の多い所で、なんと、世界中の地震の約1割が日本付近でおこっていると言われています。



にほんふきん
日本付近のプレート
沖縄気象台提供

おきなわふきん

沖縄付近のプレート

おきなわふきん

私たちの住んでいる沖縄付近では、「ユーラシアプレート」と「フィリピン海プレート」が沖縄本島と大東島の間でぶつかりあっています。ぶつかりあっている所を南西諸島海溝といいます。

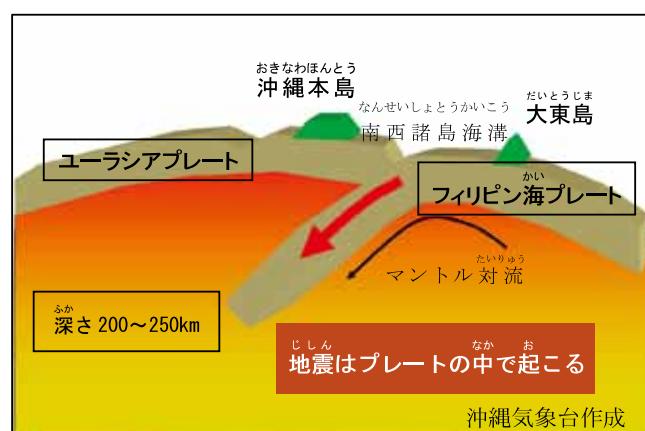
沖縄本島や宮古島・石垣島などは、「ユーラシアプレート」の上に、大東島は「フィリピン海プレート」の上に乗っています。

「フィリピン海プレート」は一年間に約7センチメートルのゆっくりとしたスピードで、「ユーラシアプレート」の方向へ動き、その下に沈み込んでいます。

「フィリピン海プレート」の上にある大東島は、沖縄本島の方向に近づいていることになります。



おきなわふきん
沖縄付近のプレート
沖縄気象台提供

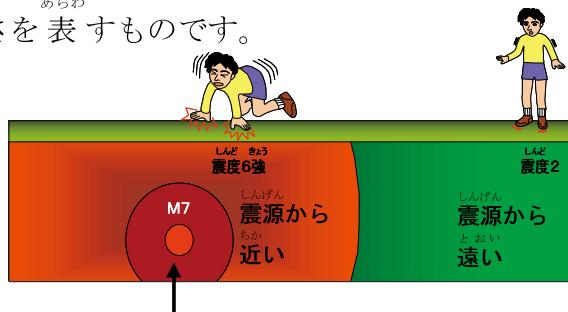


した しづ こ
「ユーラシアプレート」の下に沈み込む
「フィリピン海プレート」

震度とマグニチュードの違い

震度とは、地震がおこったとき、ある場所でのゆれの強さを表したもので、これに対して、マグニチュードとは地震のエネルギーの大きさを表すものです。これに対して、マグニチュードとは地震のエネルギーの大きさを表すものです。

たとえば、マグニチュード7の地震がおこったときでも、震源(地震が起きた場所)からの距離などの違いによって、震度(ゆれ)の大きさが変わってきます。



揺れと震度について



(注) 地盤の影響によって、震源からの距離が同じ場所でも震度の大きさに違いが出ることがあります。

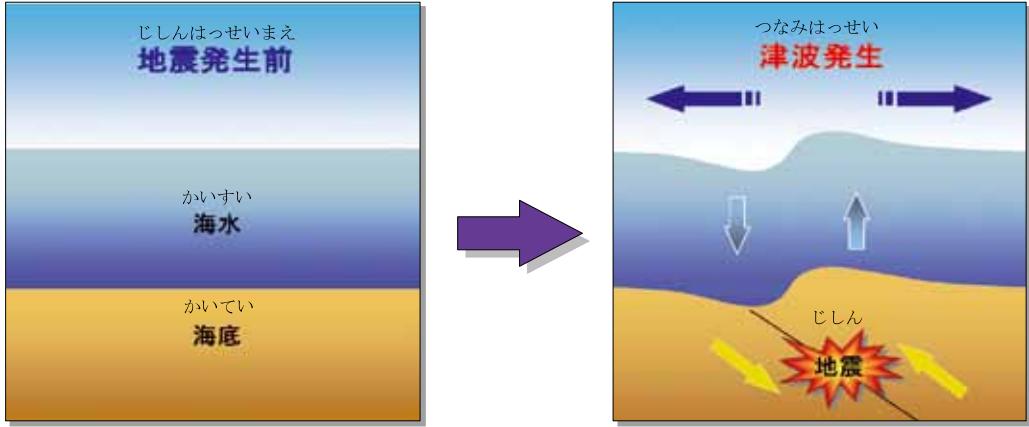
気象庁ホームページ引用

沖縄気象台提供

つ なみ

津波はどうしておこる？

じしん じめん わ だんそう うみ そこ あらわ
地震がおきたときに、地面のひび割れ(断層)が海の底に現れると、そこで海水が盛り上
はもん しほう ひろ つなみ
がり波紋となって四方に広がっていくことがあります。それが津波です。



つなみ こくさいよう ご
津波は、国際用語となっており、外国でもtsunamiといわれています。

つなみ みなと なみ い み
津波は、港の波という意味で、海岸を急に襲う大波を意味しています。

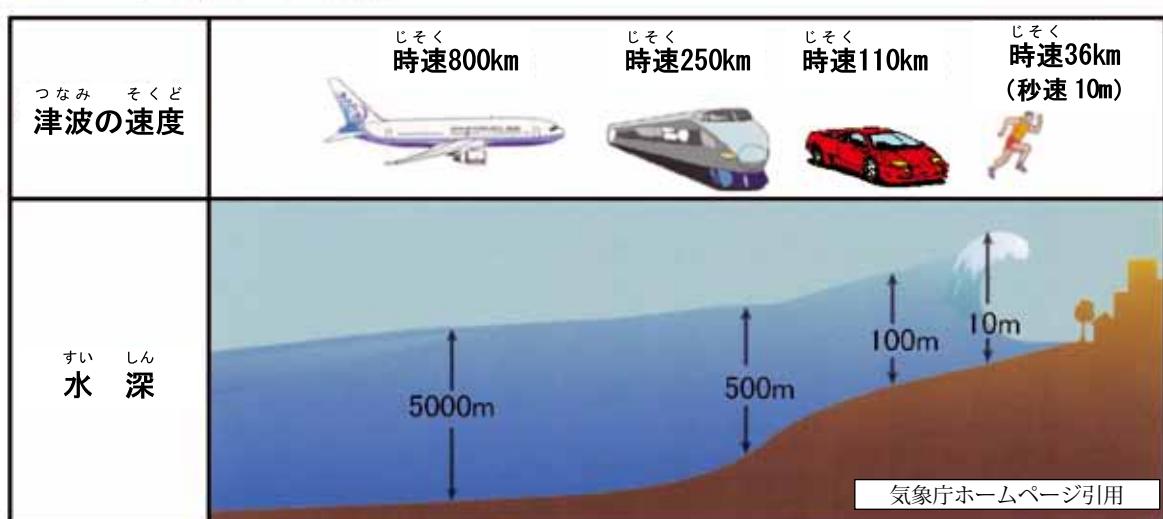
津波の速さと海の深さとの関係

つなみ つた はや うみ ふか はや つた
津波の伝わる速さは、海の深さが深いほど速く伝わります。

つなみ かいがん ちか うみ ふか あさ そくど おそ つなみ たか
津波は、海岸に近づいて海の深さが浅くなると速度は遅くなりますが、津波は高くなり
ます。

かいがんふきん つなみ み に き
海岸付近で津波が見えてからでは、逃げ切ることはできません。

■ ジェット機並の速さ



つなみ とくちょう

津波の特徴！



く かえ おそ

■ 繰り返し襲ってくる

つなみ く かえ おそ
津波は繰り返し襲ってきます。

つなみけいほう つ つなみちゅういほう はっぴょう
津波警報や津波注意報が発表された
かいじょ かいがん ちか
ら、解除されるまで海岸には近づか
ないようにしましょう。



はかいりょく

■ すさまじい破壊力

つなみ りくじょう か あ いえ くるま
津波は陸上を駆け上がり、家や車を

はかいりょく
さらっていくほどの破壊力をもって
います。

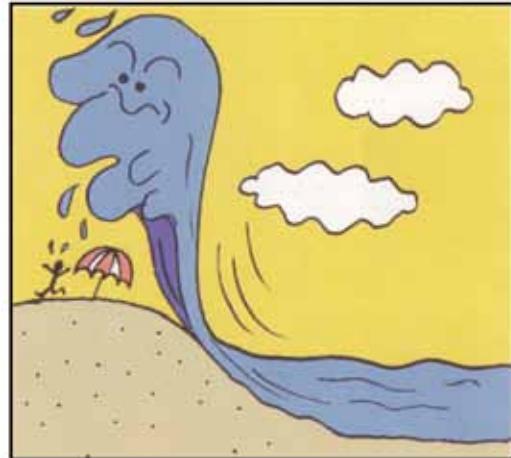


まえ

おそ

■ 前ぶれなく襲ってくる

つなみ とつせんおそ
津波は突然襲ってくることもあります
かなら ひ しお はじ
す。必ずしも引き潮から始まるもの
つなみ ようす み
ではありません。津波の様子を見るた
かいがん ちか
めに海岸に近づいてはいけません。



かいがんふ きん とつせんたか

■ 海岸付近で突然高くなる

つなみ かいがんふ きん あさ きゅううげき
津波は海岸付近の浅いところで急激
たか とく みさき せんたん
に高くなります。特に岬の先端やV
じがた わん おく ちけい えいきょう
字型の湾の奥などでは、地形の影響
きょくしょとき なみ たか
で局所的に波が高くなりやすいた
ちゅうい ひつよう
め、注意が必要です。

気象庁ホームページ引用

 沖縄気象台提供

おおじしん こころえ ●大地震のときの心得●



- テーブルや机の下に身をかくしあわてて外へ飛び出すな
- テレビやラジオをつけて地震の情報を
- 海岸でグラッときたら高台へ
- 近づくな自動販売機やビルのそば
- 気をつけよ山崩れと崖崩れ
- 避難は徒歩で荷物は最小限に
- 余震が起きててもあわてずに正しい情報に従って行動を

つなみ たい こころえ ●津波に対する心得●



- 強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、急いで高台など安全な場所に避難する。
- 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。
- 津波注意報でも、海水浴や釣りは危険なので行わない。
- 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報や津波注意報が解除されるまで気をゆるめず、海岸へは近づかない。

気象庁ホームページ引用

 沖縄気象台提供

じしん 地震にそなえて

じしん
地震にあったときには「あわてない」「身を守る」ことが大切です。

いえ なか あんぜん 家の中の安全チェック

ほんだな たお
○タンス、本棚などの倒れ
かぐ かなぐ
やすい家具は、金具やつ
ぼう こてい
っぱり棒などで固定する。



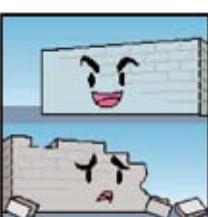
に とき
○逃げる時にドアをふさぐ
ばしょ かぐ
ような場所に、家具など
たお もの お
倒れやすい物を置かない。



しょっつきだな もの
○食器棚などわれる物があ
かぐ ひら
る家具は、とびらが開か
と かなぐ
ないように止め金具をつ
ける。



いえ まわ べい
○家の周りのブロック塀が
たお
倒れにくいようになって
いえ ひと たし
いるか、家の人に確かめ
る。



いえ ひと かくにん 家の人と確認しておこう

いざと言うときにどうすればいいか、家族で話し合い確かめて
おきましょう。

いえ なか あぶ ばしょ
○家の中で危ない場所はないか?

ひなんばしょ い あんぜん みち
○避難場所や、そこまで行く安全な道はわかるか?

じしん お ま あ ばしょ き
○地震が起きたときの待ち合わせ場所はあらかじめ決めているか?

ひなんばしょ も ようい
○連絡方法は決めているか?

ひなんばしょ も ようい
○避難場所に持っていくものはあらかじめ用意しているか?



も だ ひん ようい 持ち出し品を用意しておこう

じしん お すいどう でんき つか
地震が起きたら、水道、ガス、電気などが使えなくなるかも
とき かぞく かかん
しません。そんな時のために、家族が3日間すごせるぐらい
みず しょくりょう いるい も だ ひん じゅび
の水や食料、衣類などの持ち出し品を準備しておきましょう。



いんりょうすい
○飲料水 ○マッチ・ライター ○ローソク ○衣類
けいたい かいちゅうでんとう よび でんち いろい
○携帯ラジオ ○懐中電灯(予備の電池も) ○食料品
きちょうひん きゅうきゅう かんい あまぐ
○貴重品 ○救急セット ○簡易ガスコンロ ○雨具
○トイレットペーパー など

気象庁ホームページ引用

 沖縄気象台提供

緊急地震速報について

「緊急地震速報」とは、地震による強い揺れが来る前に「これから、強い揺れが来ます」とお知らせする情報です。緊急地震速報を見聞してから強い揺れがくるまでの時間は数秒～数十秒しかありません。その短い間に身を守るための行動を取る必要があります。

緊急地震速報を見聞きしたときの行動は、まわりの人に声をかけながら「周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する」ことが基本です。

「緊急地震速報」は、テレビ・ラジオなどでお知らせします。数秒間で、あなたがでることを考えてみましょう。

◎家庭では(これが、基本！)

- ①頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。
- ②あわてて外へ飛び出さない。
- ③無理に火を消そうとしない。



◎多数の人が出入りする集客施設などでは

- ①施設の従業員等の指示に従う。
- ②その場で、頭を保護し、身構える。
- ③あわてて出口に走り出さない。



◎自動車運転中は

- ①あわててスピードを落とさない。
- ②ハザードランプを点灯しまわりの車に注意をうながす。
- ③急ブレーキをかけず、ゆるやかに速度をとど。



【資料2】 地震・津波に関する警報・注意報及び情報等について

<提供：沖縄気象台>

1 緊急地震速報

緊急地震速報とは、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる情報です。

緊急地震速報には、緊急地震速報（警報）と緊急地震速報（予報）があります。

1-1 発表条件及び発表内容

ア 緊急地震速報（警報）の内容や発表条件は以下の通りです。

1. 緊急地震速報（警報）を発表する条件

地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上と予測された場合に発表する。

一般の皆様に伝えられる緊急地震速報（警報）の発表条件は、2点以上の地震観測点で地震波が観測され、最大震度が5弱以上と予測された場合です。

2点以上の地震観測点で地震波が観測された場合とした理由は、地震計のすぐ近くへの落雷等による誤報を避けるためです。

最大震度5弱以上が予測された場合とした理由は、震度5弱以上になると顕著な被害が生じ始めるため、事前に身構える必要があるためです。

2. 緊急地震速報（警報）の内容（注）

地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名、強い揺れ（震度5弱以上）が予想される地域及び震度4が予測される地域名（地域名：全国を190地域に分割して名称を付している）

※沖縄付近の地域名については、「表1 緊急地震速報（警報）で使用する地域名称」をご覧ください。

（注）具体的な予測震度と猶予時間は発表しません。

発表する内容は、地震が発生した場所や、震度4以上の揺れが予測された地域名称などです。

具体的な予測震度の値は、±1程度の誤差を伴うものであること、及び、できるだけ続報は避けたいことから発表せず、「強い揺れ」と表現することとしました。

震度4以上と予測された地域まで含めて発表するのは、震度を予測する際の誤差のため実際には5弱である可能性があることと、震源域の断層運動の進行により、しばらく後に5弱となる可能性があるというふたつの理由によります。

猶予時間については、気象庁から発表する対象地域の最小単位が、都道府県を3～4つに分割した程度の広がりを持ち、その中でも場所によってかなり異なるものであるため、発表いたしません。

表1 緊急地震速報（警報）で使用する地域名称

都道府県名	緊急地震速報で用いる地域の名称	地域に含まれる市町村
沖縄県	沖縄本島北部	名護市
		国頭郡（国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村）
		島尻郡（粟国村、伊平屋村、伊是名村）
	沖縄本島中南部	うるま市、沖縄市、宜野湾市、浦添市、那覇市、豊見城市、糸満市、南城市
		中頭郡（読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町）
		島尻郡（八重瀬町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、渡名喜村）

沖縄県	沖縄県久米島	島尻郡（久米島町）
	沖縄県大東島	島尻郡（南大東村、北大東村）
	沖縄県宮古島	宮古島市、宮古郡（多良間村）
	沖縄県石垣島	石垣市
	沖縄県西表島	八重山郡（竹富町）
	沖縄県与那国島	八重山郡（与那国町）

イ 高度利用者向けの緊急地震速報（予報）の内容や発表条件は以下の通りです。

1.高度利用者向けの緊急地震速報（予報）の内容

地震の発生時刻、地震の発生場所（震源）の推定値、地震の規模（マグニチュード）の推定値、その他に、

ア 予測される最大震度が震度3以下のときは、

○ 予測される揺れの大きさの最大（最大予測震度）

イ 予測される最大震度が震度4以上のときは、地域名に加えて

○ 震度5弱以上と予測される地域の揺れの大きさ（震度）の予測値（予測震度）

○ その地域への大きな揺れ（主要動）の到達予想時刻の予測値（主要動到達予想時刻）

※沖縄付近の地域名については、「表1緊急地震速報で使用する地域名称」をご覧ください。

緊急地震速報（予報）が従来の地震情報と異なる点はその迅速性です。気象庁は緊急地震速報（予報）として図1のように地震を検知してから数秒～1分程度の間に数回（5～10回程度）発表します。第1報は迅速性を優先し、その後提供する情報の精度は徐々に高くなっていきます。ほぼ精度が安定したと考えられる時点で最終報を発表し、その地震に対する緊急地震速報の提供を終了します。

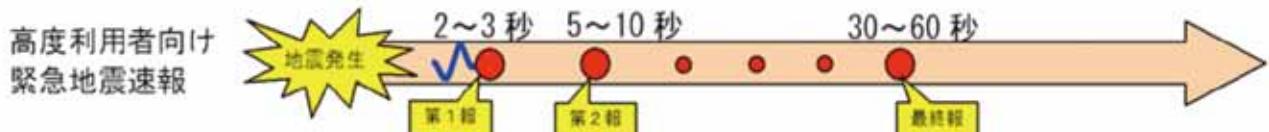


図1 緊急地震速報（予報）の流れ

2.高度利用者向けの緊急地震速報（予報）の発信条件（注）

①気象庁の多機能型地震計設置のいずれかの観測点において、P波またはS波の振幅が100ガル以上となった場合。

②地震計で観測された地震波を解析した結果、震源、マグニチュード・各地の予測震度が求まり、そのマグニチュードが3.5以上、または最大予測震度が3以上である場合。

(注) 1点の観測点のみの処理結果によって緊急地震速報（予報）を発信した後、所定の時間が経過しても2観測点目の処理が行われなかった場合はノイズと判断し、発表から数秒～10数秒程度でキャンセル報を発信します。島嶼部など観測点密度の低い地域では、実際の地震であってもキャンセル報を発信する場合があります。なお、この場合には、キャンセル報の発信までに30秒程度かかることがあります。

(注) この基準は変更する場合があります。

1-2 緊急地震速報を見聞きしたときの心得

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが到達するまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要があります。テレビやラジオで緊急地震速報を見聞きしたときの行動の基本は、「周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保すること」です。以下表2に各入手場所において緊急地震速報を見聞きした時のとるべき行動の具体例を示します。

なお、地震被害の軽減を図るために、普段から家屋の耐震化や家具の固定措置をしておくことが重要です。

表2 緊急地震速報を見聞きした時の具体例（入手場所別）

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅や学校など屋内	頭を保護し、大きな家具、倒れそうな棚等からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> <ul style="list-style-type: none">あわてて外へ飛び出さない。あわてて出口・階段などに殺到しない。その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。扉を開けて避難路を確保する（教師は）。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> <ul style="list-style-type: none">あわてて出口・階段などに殺到しない。吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

1-3 緊急地震速報の限界

緊急地震速報を発表してから主要動が到達するまでの時間は、数秒～数十秒程度と極めて短く、震源に近いところでは速報が主要動の到達に間にあわないことがあります。また、ごく短時間のデータだけを使った速報であることから、予測された震度に誤差をともなうなど限界をともないます。

2 地震情報

2-1 地震情報の種類とその内容

地震発生後、新しいデータが入るに従って、順次、表3のような地震情報を発表していきます。

表3 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分、沖縄管内については「緊急地震速報（警報）で使用する区域名称」の表1と同じ）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。

各地の震度に関する情報	・震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関する記述を発表。

2-2 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本府及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料です。

・地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し津波警報・注意報が発表された時や担当区域内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、津波警報・注意報ならびに地震および津波に関する情報や関連資料を編集した資料です。

・管内地震活動図及び週間地震概況

地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方気象台等で毎月または週毎に作成する地震活動状況等に関する資料です。気象庁本府、管区気象台及び沖縄気象台は週毎の資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日に発表しています。

3 津波警報、注意報等と津波情報

3-1 大津波警報、津波警報、津波注意報

ア. 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下、これらを「津波警報等」という）を発表します。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表します。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表します。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新情報を発表します。

なお、海岸付近で強い揺れやゆっくりとした長い揺れを感じた場合は、津波警報・津波注意報の発表を待たずに、ただちに安全な高い場所に避難してください。

表4 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ(注)		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10 m < 高さ	10 m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5 m < 高さ \leq 10 m	10 m		
		3 m < 高さ \leq 5 m	5 m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超える、3m以下の場合	1 m < 高さ \leq 3 m	3 m	高い	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2 m \leq 高さ \leq 1 m	1 m	(表記なし)	注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

(注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいいます。

イ. 津波予報区

気象庁は、全国を66の予報区に区分し、大津波警報、津波警報、津波注意報等をそれぞれの予報区に対して発表しています。沖縄地方は、沖縄本島地方、大東島地方、宮古島・八重山地方の3つの津波予報区（図2）に区分されています。



図2 沖縄県内の津波予報区

ウ. 津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合があります。
- ・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合があります。
- ・津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行います。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合があります。

3-2 津波情報

ア. 津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表します。

表5 津波情報の種類と発表内容

情報の種類		発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表 〔発表される津波の高さの値は、表4（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）参照〕
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（注1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（注2）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（注1）津波観測に関する情報の発表内容について（表6）

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表します。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

表6 最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ $> 1\text{ m}$	数値で発表
	観測された津波の高さ $\leq 1\text{ m}$	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ $\geq 0.2\text{ m}$	数値で発表
	観測された津波の高さ $< 0.2\text{ m}$	「観測中」と発表
津波注意報	（すべて数値で発表）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（注2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について（表7）

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表します。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

**表7 最大波の観測値及び推定値の発表内容
(沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点)**

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ $> 3\text{ m}$	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ $\leq 3\text{ m}$	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ $> 1\text{ m}$	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ $\leq 1\text{ m}$	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

イ. 津波情報の留意事項等

- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがあります。
 - ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合があります。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合があります。
- ③ 津波観測に関する情報
 - ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがあります。
 - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがあります。

3-3 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報として発表します（表8）。

表8 津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

【資料3】防災教育の教材等

(1) 文部科学省研究開発局地震・防災研究課防災教育推進事業

「防災教育推進ポータル」ウェブサイト

URL <http://www.jishin.go.jp/main/bosai/kyoiku-shien/bosai.html>

本サイトは、「防災教育支援窓口」の一環として、上記事業において開発した素材・コンテンツ等を発信・提供するとともに、全国の防災教育の事例、防災教育関連情報を紹介するなど、防災教育に携わる関係者の「情報発信」、「情報収集」、「情報共有」の場をつくることによって、「防災教育の発展と普及」につなげることを目的として設置したサイトである。

① 防災教育関連機関や防災教育事例の紹介

- 内閣府防災（防災教育のページ）
- 内閣府防災（みんなで防災のページ）
- 国総研（防災出前講座）
- みんなでつくる被災地学校運営支援サイト（国立教育政策研究所）
- 文部科学省防災教育関連支援メニュー等
- 文部科学省復興教育支援事業（公募）

② 防災教育支援事業の成果展開

- 兵庫県教育委員会（防災教育教材）
- 東京都立三宅高等学校（三宅島火山の魅力）
- 群馬大学大学院災害社会工学研究室
- 香川大学教育学部附属高松中学校
- 三重県教育委員会防災教育ページ
- 静岡県教育委員会（防災教育の推進について）
- 熊谷地方気象台緊急地震速報を利用した避難訓練
- 熊谷地方気象台局地的大雨から身を守る
- 札幌管区気象台学習素材の紹介

(2) 国土交通省の防災教育支援ページ

URL <http://www.mlit.go.jp/bosai/education/index.htm>

災害から身を守るためにには、災害の教訓に学び、各種災害の性格とその危険性を知り、災害時にとるべき行動を知識として身につけ、平時における備えを万全とするよう防災に関する教育・啓発活動が重要である。

国土交通省では、各地方整備局等において地域の防災に関する情報とともに職員が持つ知見を交えて説明・紹介する多種多様な出前講座を開設している。

また、防災に関する各種ビデオ、パンフレットもある。

(3) 様々な自然災害から身を守るためのパンフレット等

URL <http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/index.html>

(4) 阪神・淡路大震災記念「人と防災未来センター」

URL <http://www.dri.ne.jp/>

「人と防災未来センター」は、国の支援を得て、平成14年4月に兵庫県が設置した施設である。阪神・淡路大震災の経験を語り継ぎ、その教訓を未来に生かすことを通じて、災害文化の形成、地域防災力の向上、防災政策の開発支援を図り、安全・安心な市民協働・減災社会の実現に貢献することをミッションとしており、「減災社会の実現」と「いのちの大切さ」「共に生きることの素晴らしさ」を世界へ、そして未来へと発信している。

(5) 災害伝言板等の使用方法について

インターネット等でauやドコモ等、各社災害伝言板を検索し参照下さい。

5 台風・大雨等による風水害対策

(1) 台風基礎知識

① 台風とは

熱帯低気圧のうち、北西太平洋や南シナ海に存在し、最大風速（10分間平均）がおよそ毎秒17m（34ノット、風力8）以上のもの。

② 暴風域とは

台風の周辺で平均風速が毎秒25m以上の風が吹いていると考えられる領域。通常その範囲を円で示したもの。

③ 予報円とは

台風の中心が、12、24、48、72、96、120時間後に到達すると予想される範囲を円で表したもの。
(台風の中心が予報円に入る確率はおよそ70%)

④ 台風の大きさ及び台風の強さと最大風速について

大きさ	風速15m/s以上の半径
超大型 (非常に大きい)	800km以上
大型 (大きい)	500km以上 800km未満

強さ	最大風速
猛烈な	54m/s以上
非常に強い	44m/s以上 54m/s未満
強い	33m/s以上 44m/s未満

(例)・大型で、猛烈な台風17号は、・・・・
・超大型で猛烈な台風××号は、・・・・

(2) 台風時の自分で行う災害対策

① 家の外の備え・・・大雨が降る前、風が強くなる前に行う。

ア 窓や雨戸はしっかりとカギをかけ、必要に応じて補強する。

イ 側溝や排水口は掃除をして水はけを良くする。

ウ 風で飛ばされそうなものは、飛ばないように固定したり、家の中へ格納する。

② 家の中の備え

ア 非常用品の確認をする。

(懐中電灯、携帯用ラジオ、乾電池、救急薬品、非常用食品、衣類等)

イ 室内からの安全対策をする。

(飛散防止フィルムなどを窓ガラスに貼ったり、万一の飛来物の飛び込みに備えてカーテンやブラインドをおろしておく)

ウ 水の確保をする。

(断水に備えて飲料水を確保するほか、浴槽に水を張るなどして生活用水を確保する)

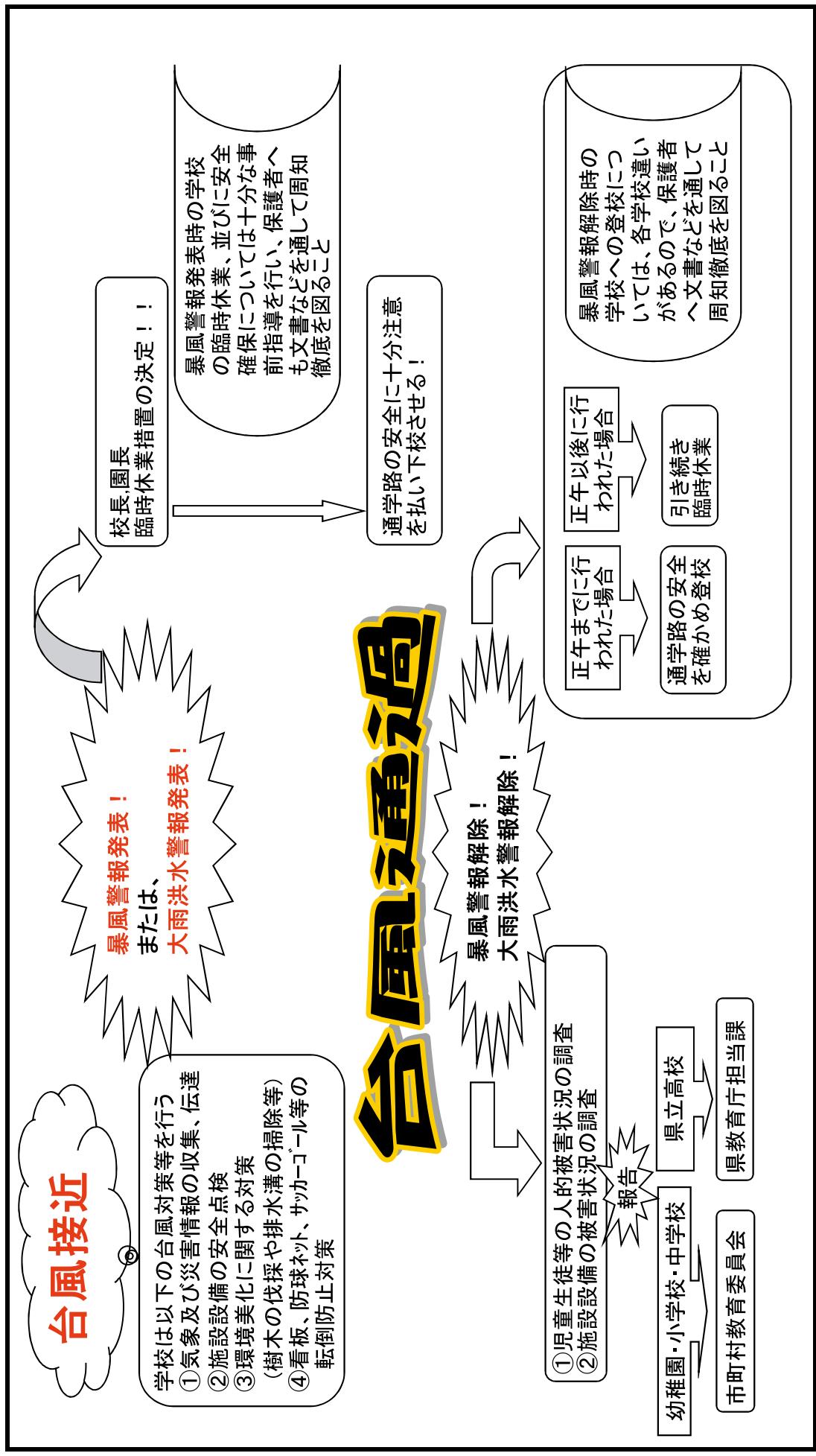
③ 避難場所の確認

ア 学校や公民館など、避難場所として指定されている場所への避難経路を確認する。

イ 普段から家族で避難場所や連絡方法などを話し合う。

ウ 避難するときは、持ち物を最小限にして、両手が使えるようにする。

(3) 台風・大雨洪水発生時の対策マニュアル



(4) 暴風警報発表に伴う事前・事後指導

① 事前指導

- ア 台風に関する基礎知識の学習。
- イ 自らの安全確保について。(危険回避能力の育成)
- ウ 台風接近に伴う対策。(教室の戸締まり、飛散物の防止対策等)
- エ 不要不急の外出を控える。
- オ 暴風警報発表中及び解除時の対応について。(保護者へも通達)・・・下記に例示

② 事後指導

- ア 健康観察(ケガはなかったか。建物等は大丈夫だったか)
- イ 台風通過後の環境整備(校内外の清掃)

③ 暴風警報発表中及び解除時の対応について (各学校で作成して下さい)

(例: 小学校の場合)

暴風警報発表中及び解除時の出校・給食等について ○○○小学校

本校では、暴風警報発表及び解除時の対応について、生徒の安全確保のために、常に下記のような対応となります。

1 (当該地域に) 暴風警報が発表された場合・・・学校は臨時休校になります。

- (1) テレビ、ラジオ等で当該学校のある地域へ「暴風警報」が発表されたとき。
- (2) 登校後、暴風警報が発表された場合には、授業を中断し下校となります。

2 暴風警報が解除になった場合

- (1) 午前7時00分までに解除になった場合
→ 通常通り登校(給食はあります)
- (2) 午前7時00分から午前○○時○○分までに解除になった場合
→ 解除の時刻から○時間後に授業を始めます。
※給食はありませんので、食事を済ませてから登校させて下さい。
- (3) 12時(正午)以降に解除になった場合
→ 引き続き臨時休校です(登校させないで下さい)

3 安全の心得

- (1) 登校前の注意
テレビやラジオ、インターネット等で台風情報について確認する。
- (2) 暴風警報解除後の登校の注意
風や雨等が強い場合、足下や上からの落下物等に十分気をつけ、車両などに注意を払い、交通事故にも十分気をつけて登校して下さい。
- (3) 台風で休校の場合は、自宅で学習しましょう。決して外で遊ばないようにして下さい。

※暴風警報が発表されたときは、当該地方内所在の各園長、校長は、臨時休業の措置をとることができる。

また、「大雨警報」「洪水警報」が発表された地方内所在の園長、校長は学区域内の情況(河川の氾濫、道路の決壊、地滑り、土砂崩れ、浸水等の恐れのある場合)に応じて臨時休業を行うことができる。なおその際、児童生徒等の安全確保のための適切な措置を講じることとなっている。

(5) 局地的大雨に関する基礎知識と対策

① 局地的大雨とは

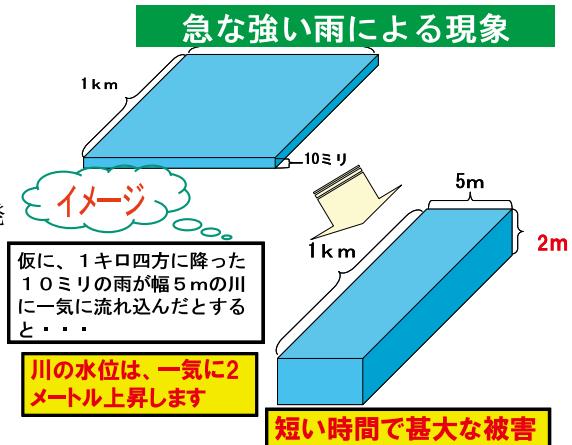
積乱雲（雷雲）によって短時間に狭い範囲で降る激しい雨のことです。



② 局地的大雨での被害

急に強い雨が降り、降った雨が低い場所へ一気に流れ込むため、総雨量は少なくとも、十数分で甚大な被害が発生することがあります。

どのような場所でどのような事故や災害が発生するのか。イメージできることが重要です。



局地的大雨による災害

平成20年7月28日神戸市都賀川の災害



平成20年7月28日神戸市都賀川の災害

○中小河川の急激な水位上昇

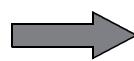
・上流の六甲山系で局地的大雨
・川遊びをしていた子ども達が、雨を避けて橋の下にいたところ急激に増水した川に流れ、5名死亡

※その場所で晴れても上流側で局地的に激しい雨が降ると、短時間で危険にさらされる。

③ 局地的大雨に対する対策

- ・がけの下などの危険な場所から避難する
- ・急傾斜な場所に近づかない
- ・川の近くから離れる、近づかない
- ・低い土地から避難する（2階へ、高台へ）
- ・登下校に関しては、児童生徒等の安全確保のための適切な措置を講じること。

- ・真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる
- ・雷鳴が聞こえたり、雷光がみえたりする
- ・ヒヤッとした冷たい風が吹き出す
- ・大粒の雨や「ひょう」が降り出す



すぐに避難！

(6) 大雨に関する基礎知識と対策

① 集中豪雨とは

短時間のうちに狭い範囲に集中して降る大雨のことです。

② 大雨での災害

浸水害・・・河川のはん濫や浸水等

土砂災害・・・斜面崩壊、がけ崩れ等



③ 大雨に関する対策

ア 日常的な対策

- ・通学路の側溝の蓋などの整備状況の確認。(マンホール、側溝に潜む危険を知る)
- ・排水溝などの清掃。(ゴミを取り除く)
- ・過去に浸水したことがある場所の把握。
- ・傾斜地やがけの下などの把握。

イ 大雨時の対策

- ・不要不急の外出はしない。
- ・がけの下などの危険な場所から避難する。
- ・急傾斜な場所に近づかない。
- ・川の近くから離れる、近づかない。
- ・低い土地から避難する。(2階へ、高台へ)
- ・登下校に関しては、児童生徒等の安全確保のための適切な措置を講じること。

- ・真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる
- ・雷鳴が聞こえたり、雷光がみえたりする
- ・ヒヤッとした冷たい風が吹き出す
- ・大粒の雨や「ひょう」が降り出す

すぐに避難!

(7) 落雷に関する基礎知識と対策

① 雷による災害の特徴

- ・落ちる場所が特定できない。
- ・周りより高いところに落ちやすい。(周囲が開けた場所は危険・・・運動場等)

② 落雷からの対策

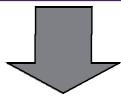
《注意が必要な活動》

- ・屋外での体育の授業・部活動
- ・公園、海・山におけるレジャー

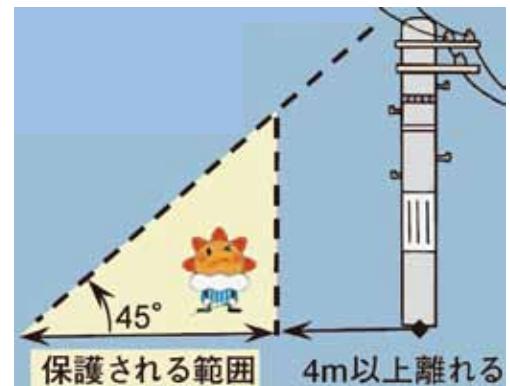
・雨宿りで木の下に入るのは危険



- ・雷鳴が聞こえたり、真黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる、冷たい風が吹き出す、大粒の雨や「ひょう」が降り出すなどがあった場合



- ・建物の中へ避難
- ・自動車の中へ避難
- ・木や電柱から4m以上離れる



(8) 龍巻に関する基礎知識と対策

① 龍巻とは

- ・突風の一種で、積雲または積乱雲から垂れ下がる柱状または、漏斗上の雲を伴う激しい空気の渦巻きで、その寿命が短い割りに、猛烈な風を伴うのが特徴である。
- ・猛烈な風により森林や建物などに大きな被害をもたらします。



龍巻が海面に達し
水しぶきをあげている



② 竜巻から身を守るための対策

「**竜巻注意情報**」が発表されたら周囲の空の状況に注意を払い、空が急に暗くなる、大粒の雨が降り出す、雷が鳴るなど、積乱雲が近づく兆候を確認した場合は、近くの**頑丈な建物の中に避難する**など、身の安全を図る。

～ 竜巻などの激しい突風に関する情報の利用～

情報発表のタイミング

⚠ 現在の観測・予測技術では、竜巻等激しい突風の発生を事前に予測できない場合もあります。

半日～1日前

「気象情報」発表

■「竜巻など激しい突風のおそれ」と明記します。

数時間前

「雷注意報」発表

■落雷、ひょう等とともに、「竜巻」も明記します。

0～1時間前

「竜巻注意情報」発表

■今、まさに竜巻の発生しやすい気象状況になっていることをお知らせします。

注目!

竜巻発生!!

沖縄本島地方竜巻注意情報 第1号
平成〇〇年△△月〇6日〇1時43分 沖縄気象台発表

沖縄本島地方では、竜巻発生のおそれがあります。

竜巻は積乱雲に伴って発生します。雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

この情報は、〇6日〇2時50分まで有効です。

いつまで注意が必要か
明記しています。
(発表から約1時間が目安)

※「竜巻注意情報」は、「竜巻」だけでなく、発達した積乱雲に伴って発生する激しい突風(ダウンバースト・ガストフロント)も対象としています。

(9) 気象情報の入手方法

① 気象台との連携

台風や大雨等に関する情報の収集

沖縄気象台ホームページ・・・<http://www.jma-net.go.jp/okinawa/>

② 国土交通省との連携

防災情報センターの活用・・・<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>(インターネット)

<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/i-index.html>(携帯)

③ 沖縄県知事公室危機管理課

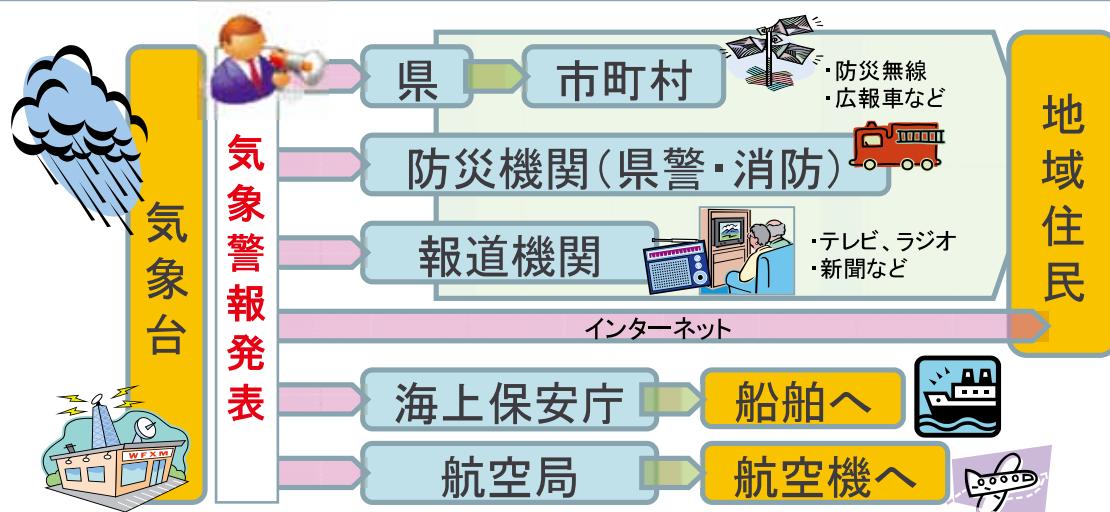
沖縄県防災気象情報・・・<http://www.bousai.pref.okinawa.jp/>(インターネット)

<http://www.bousai.pref.okinawa.jp/mobile/>(携帯)

見る・聞く・使う！気象警報・注意報

～テレビ・ラジオ・インターネット等で入手、避難等の行動へ～

気象警報・注意報などの防災気象情報は、テレビやラジオなどの報道機関を通じて地域の皆様にお伝えすると同時に、県や市町村および防災機関等へ通知し、自然災害から地域の皆様を守るために利用されています。



【資料1】台風に関する資料(提供:沖縄気象台)

1 台風の発生と沖縄地方への接近数

台風の平年値

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年合計
発生数	0.3	0.1	0.3	0.6	1.1	1.7	3.6	5.9	4.8	3.6	2.3	1.2	25.6
接近数	-	-	-	0	0.4	0.6	1.4	2.2	1.7	0.9	0.3	0.1	7.4

(平年値は1981～2010年の30年平均)

沖縄地方への接近数

2 暴風警報の発表タイミング

暴風警報は、予測精度を踏まえ、また防災活動ができる時間的余裕を見込んで暴風（25メートル）となる3～6時間前に発表。



「台風に関する気象情報」は随時発表してあり、暴風警報発表前には、見出しに**暴風警報の発表予定時刻**を記載した情報を発表します。

暴風への警戒と対策を確保する目的で
暴風となる3～6時間前に暴風警報を発表します。
※通学の時間帯に暴風警報を発表する場合には、その時間帯の中でも早め(06時30分まで)に発表します。

3 台風の位置と風向

台風の進路予想から、お住まいの風向きの変化を事前に予測することができます。下の図は北上する台風の風向の変化のパターンを示しています。

気象台が発表する情報では、台風が通過した後にそれまでと大きく異なる風向から吹く強い風を「吹き返しの風」として警戒を呼びかけています。台風が接近している際には、建物の出入口・自動ドアや窓を開閉する場合は、風向の変化に注意してください。

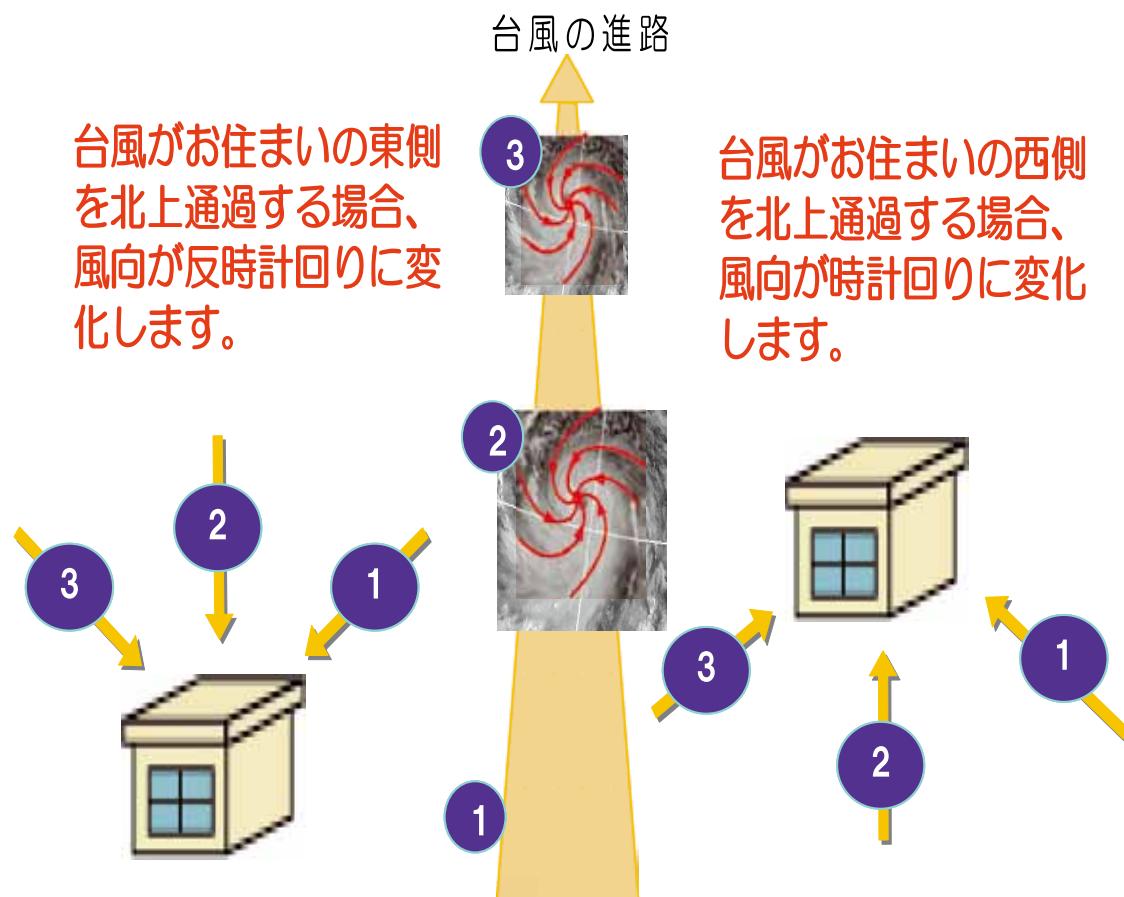
【台風がお住まいの西側から北上通過する場合】

時計回りに風向きが変化します。(例「東→南→西」)

【台風がお住まいの東側から北上通過する場合】

反時計回りに風向きが変化します。(例「東→北→西」)

台風が北上通過する場合の風向変化



【資料2】局地的大雨に関する資料(提供:沖縄気象台)

1 「大気の状態が不安定」とは?



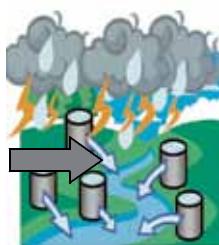
積乱雲(雷雲)が発達しやすくなる!

2 1時間に50mmの雨つて、そんなに危険?



傘(1m²)の上に50kg
の重りが乗っちゃうよ!

降った雨が川に集まると・・・



雨が降ったら、川は危険!!

【資料3】落雷に関する資料(提供:沖縄気象台)

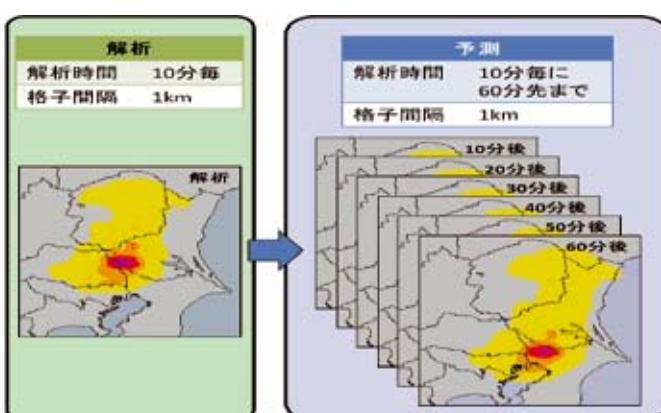
雷ナウキャストとは

雷ナウキャストは、雷の激しさや雷の可能性を1km格子単位で解析し、その1時間後(10分~60分先)までの予測を行うもので、10分毎に更新して提供します。

雷の解析は、雷監視システムによる雷放電の検知及びレーダー観測などを基にして活動度1~4で表します。予測については、雷雲の移動方向に移動させるとともに、雷雲の盛衰の傾向も考慮しています。

雷ナウキャストでは、雷監視システムによる雷放電の検知数が多いほど激しい雷(活動度が高い:2~4)としています。雷放電を検知していない場合でも、雨雲の特徴から雷雲を解析(活動度2)するとともに、雷雲が発達する可能性のある領域も解析(活動度1)します。

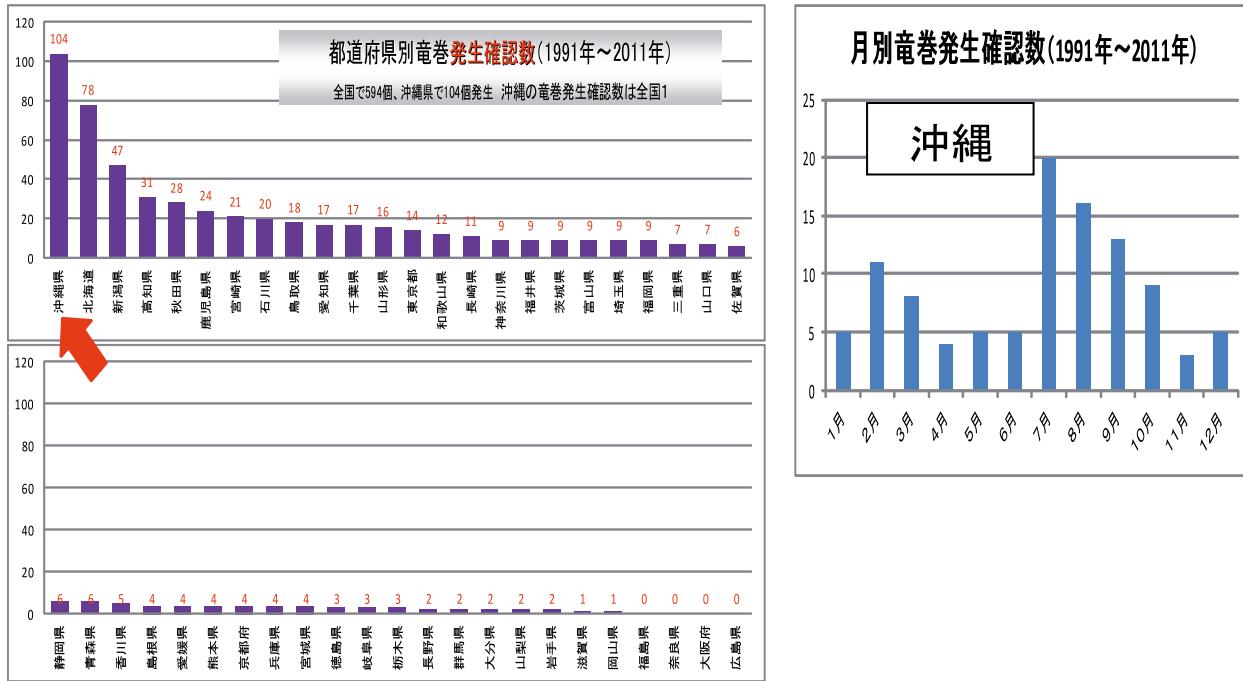
なお、急に雷雲が発達することもあり、活動度の出でていない地域でも天気の急変には注意する必要があります。他に竜巻発生確度ナウキャスト、降水ナウキャストがあります各ナウキャストはスマートホンでもご覧いただけます。



活動度	雷の状況
4	激しい雷 落雷が多数発生している。
3	やや激しい雷 落雷がある。
2	雷あり 雷光が見えたり雷鳴が聞こえる。 落雷の可能性が高くなっている。
1	雷可能性あり 現在は雷は発生していないが、 今後落雷の可能性がある。

【資料4】竜巻に関する資料(提供:沖縄気象台)

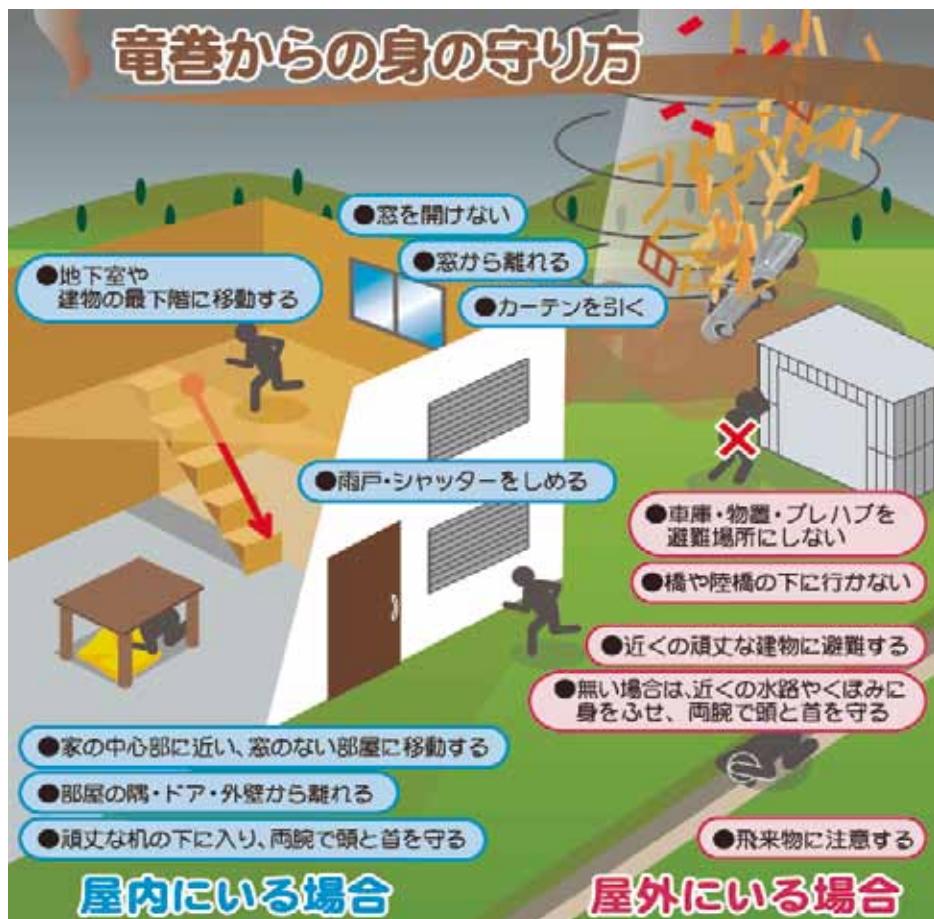
1 竜巻発生確認数及び沖縄県の月別発生確認数



2 竜巻による災害



3 竜巻からの身の守り方



【資料5】気象警報・注意報の発表対象地域(提供:沖縄気象台)

警報・注意報は、市町村単位（二次細分区域）で発表します。沖縄地方では、41市町村が対象となります。

市町村ごとに発表する警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や防災関係機関等の対応などを考慮してまとめた区域が「市町村等をまとめた地域」です。

発表単位 41市町村を対象			
府県 予報区	一次 細分区域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域
沖縄本島地方	本島中南部	南 部	那覇市、浦添市、豊見城市、糸満市、南城市、西原町、南風原町、八重瀬町、与那原町
		中 部	うるま市、宜野湾市、沖縄市、嘉手納町、北谷町、読谷村、北中城村、中城村
	本島北部	慶良間・粟国諸島 伊是名・伊平屋 国頭地区 名護地区 恩納・金武地区	渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村 伊平屋村、伊是名村 国頭村、大宜味村、東村 名護市、今帰仁村、本部町、伊江村 金武町、恩納村、宜野座村
	久 米 島		久米島町
大東島地方	大東島地方		南大東村 北大東村
宮古島地方	宮古島地方	宮古島 多良間島	宮古島市 多良間村
八重山地方	石垣島地方	石垣市 竹富町 与那国島地方	石垣市 竹富町 与那国町

第4章 事故対策

1 交通安全対策

(1) 小学生に対する交通安全対策

児童（6歳から13歳未満）は、保護者と手をつないで歩いた幼児期に比べ自転車利用などを通じて行動範囲が広がり、交通社会の一員として様々な行動をとるようになる。

そこで、歩行者や自転車利用者として基本的なルールやマナーを覚えさせるとともに、道路における危険予測、危険回避能力を高める交通安全教育が重要である。

① 指導者の心得

- ・児童は、理解度や経験の違いがあるので、個人差や発達段階に応じた指導が必要である。
- 交通事故の実例を挙げてその発生原因を話し合わせるなどをして交通ルール等が定められている理由や交通マナーを遵守する必要性を**自ら考えさせる**ようにする。

② 児童の事故の特徴

- ・道路への飛び出し
- ・車両の直前直後横断

③ 児童の一般的特徴

- ・自己の欲求のままに直接的行動に出やすい。
- ・交通状況に存在する危険の認知能力や判断力が未熟である。

④ 事故防止対策

歩行者の事故防止

- ・歩道のあるところでは、歩道を歩く。
- ・歩道のないところでは、路側帯を歩く。
- ・歩道も路側帯もないところでは、道路の右の端を歩く。
- ・絶対に斜め横断をしない。
- ・少し遠くても信号のある横断歩道を渡る。

⑤ 自転車の点検

「ブ・タ・ハ・ト・シャ・ベル」で自転車点検の指導を行う。

ブレーキ	ブレーキはきくか
タイヤ	タイヤに空気は入っているか、すり減っていないか
ハンドル	ハンドルは前輪に直角に固定されているか
トウカ	ライトはつくか
シャ（サ）ドル	サドルは固定されているか
ベル	ベルは鳴るか

もしも交通事故に遭ってしまったら・・・

- ・必ず警察に知らせましょう
- ・外傷がなくても頭部等に強い衝撃を受けた場合は、医師の診断を受けさせましょう。

(2) 中・高校生に対する交通安全対策

【中学生】

心身ともに発達の変化が大きく、本格的に交通社会に参加していくための準備段階にあります。日常生活においては、自転車を交通手段として利用する機会が多く、自転車乗車中の事故も多いところから、自転車の正しい乗り方や自己の安全と他の人の交通安全にも配慮するよう指導していくことが重要である。

【高校生】

普通二輪車等の免許を取得できるなど、交通ルールやマナーの遵守に加え、様々な意味で社会的責任をもって行動することが要求される。

交通社会の一員として、交通安全に対する意識を高め、行動するための基本的な心得を習得させよう指導していくことが重要である。

① 指導の心得

交通社会の一員としての自覚を持たせ、自転車の通行方法などを中心に遵守すべき交通ルールを再認識させるとともに、自己の安全だけでなく他の人の安全に配慮することが道路交通の安全を確保するために必要であるということを理解させる。

② 事故の特徴

【中学校】

- ・自転車乗車中の事故が大半を占める。
- ・一時不停止など安全不確認による事故が多い。

【高校生】

- ・原付・自動二輪の事故が多い。
- ・自転車乗車中の事故が多い。

③ 事故防止対策

・歩行者の事故防止

思いやりの気持ちを持って、自己の安全ばかりでなく他の人の安全にも配慮する。
交通社会の一員として責任を持って行動する。

・自転車乗車中の事故防止

交通法規の遵守（ルール・罰金等）
自転車の特徴について理解する。
道路を横断する際は、自転車横断帯があれば利用する。

・夜間の事故防止

自転車の無灯火の危険性を知る。
明るい服装に心がけ反射材を活用する。
天候不良時は、より一層交通状況に気を配る。

被害者にならないための注意のみならず、ルールを守ることの大切さ、思いやりの気持ちを持つなど、やがて近い将来にドライバーになることを視野に入れて指導しましょう。

(3) 交通安全意識の高揚を図る対策

① 活動例

安全指導（教室・校門・自転車置き場など）

② 指導ポイント

下校時、休日の前など生徒が自転車に乗る状況を選んで繰り返し声がかけられるよう、指導時期・場所を選定する。

③ 指導の流れ

自転車の交通安全に関する声かけ（教師）

学校生活の様々な場面で、生徒に自転車の交通事故原因・事故の起りやすい場所や交通ルールなどに関する内容を声かけし、生徒の交通安全意識を高める。

④ 【声かけ内容の例】

- ・車道の左端を通る
- ・歩道は歩行者優先
- ・子ども、お年寄り、体の不自由な人のそばを通るときは降りるか、徐行
- ・止まれの標識では絶対に一時停止
- ・並んで走らない
- ・暗くなったらライトをつける
- ・信号は必ず守る
- ・交差点では安全確認をする
- ・乗ったまま電話やメールはしない
- ・傘さし、携帯電話使用などで片手運転はしない
- ・二人乗りはダメ
- ・後ろからの車などに注意して方向を変える
- ・○○町の交差点で事故があったから気をつけなさい

(4) 自転車安全対策

① 道路の歩行や道路横断時の危険の理解と安全な行動の仕方

歩行時の安全な行動について理解させる。

歩行中の事故には、様々な場面が予測されることから、それらの危険を常に予測し、安全かつ周囲に配慮するような歩行を心がけるように徹底する。

② 自転車の点検・整備と正しい乗り方

自転車の日常点検・整備ができるようになる。

自転車は「車両」に分類されることから、整備不良の自転車に乗ることは法律違反となることを理解させ、自転車の日常点検・整備ができるとともに、定期点検の重要性を認識させる。

③ 二輪車、自動車の特性の理解と自転車乗車時の安全な行動の仕方

二輪車、自動車の特性を理解し、事故防止に役立てる。

自動車の内輪差、死角を知ることにより二輪車、自動車の特性を理解し、歩行時、自転車運転時の交通事故防止に役立たせる。

④ 交通法規の正しい理解と遵守

自転車に関する交通法規を正しく身に付けさせる。

自転車には、車両として守らなければならない多くの決まりがあることを理解させる。

⑤ 自転車運転者の義務と責任についての理解

自転車に乗る際に必要となる運転者の義務と責任を理解させる。

自転車による様々な交通事故の状況等を通して、事故を起こした時の法律的な責任と運転者としての義務があることを理解させる。また、交通事故によって当事者の家族等が受ける影響の大きさを理解させる。

(5) 事故防止対策（安全に利用するための6つの約束）

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

- ・道路交通法上、自転車は軽車両と位置づけられています。歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則である。



② 車道は左側を通行

- ・自転車は軽車両と位置づけられています。車と同じように車道の左側を通行する。



③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



- ・この標識のある歩道は、自転車が通行できます。ただし、歩行者のじゃまになるとときは、一時停止をする。



④ 子どもはヘルメットを着用

- ・児童や幼児を保護する責任のある者は、児童や幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。



⑤ 安全ルールを守る



○飲酒運転の禁止

自転車も飲酒運転は禁止

【罰則】

5年以下の懲役又は
100万円以下の罰金
(酒酔い運転の場合)



○並進の禁止

「並進可」標識のある場所以外では、並進禁止

【罰則】

2万円以下の罰金又は科料



○交差点での一時停止・安全確認

【罰則】

3ヶ月以下の懲役又は
5万円以下の罰金



○二人乗りの禁止

6歳未満の子供を1人乗せるなどの場合を除き禁止

【罰則】5万円以下罰金は科料

○信号を守る

【罰則】3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

○夜間はライトを点灯

夜間は、前照灯及び尾灯(又は反射器材)をつける

【罰則】5万円以下の罰金

⑥ 「ながら運転」の禁止

・携帯電話等の画面やヘッドホンの音に意識を集中してしまったり、傘を片手に運転するととっさの危険を回避できません。

- ・傘さし運転などの禁止
- ・携帯電話の使用禁止
- ・イヤホン等の使用禁止



(6) 通学路の安全対策

① 通学路の安全点検の意義

児童生徒等が、充実した学校生活を送るために、保護者や警察等の関係機関、地域の関係団体等との連携を図り、通学時の安全を確保することは非常に重要である。

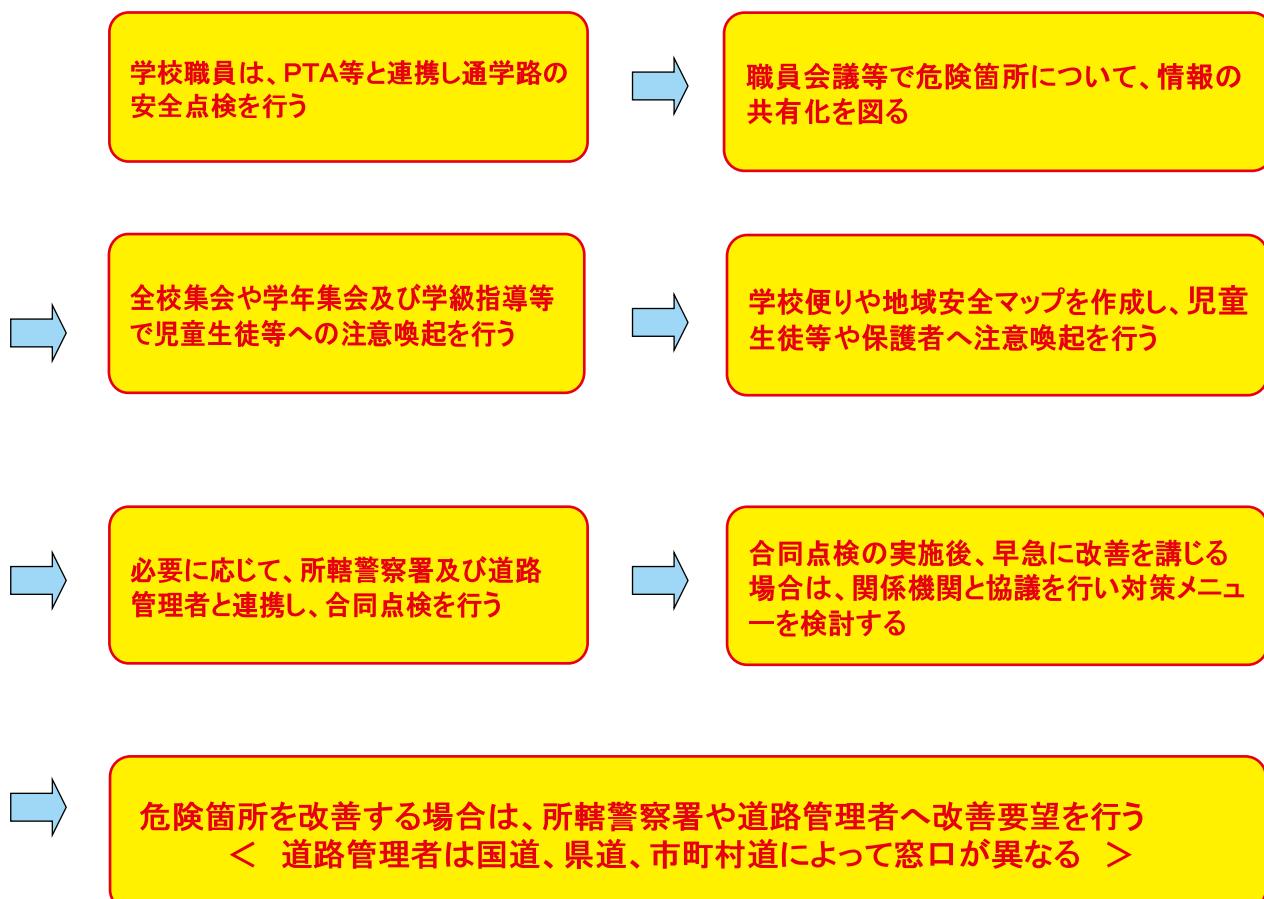
学校は、定期的に通学路の安全点検を行い、危険箇所をチェックすると同時に、その結果をまとめ、安全マップを作成する等して、児童生徒等や保護者へ情報提供し、通学路の安全確保に努めなければならない。

② 通学路の安全点検の視点

通学路の安全点検については、文部科学省が通学路として指定している項目を中心に、次の視点で行なうことが大事である。

- ア できるだけ車歩道の区別があるかどうか。
- イ 区別がない場合は、交通量が少ない児童生徒等の通行を確保できる幅があるかどうか。
- ウ 見通しの悪い危険箇所がないかどうか。
- エ 横断箇所に横断歩道、信号機が設置されているかどうか。
- オ 児童生徒等の横断箇所に警察官等の誘導や交通安全ボランティアが配置されているかどうか等に注意して通学路の安全点検を行う。

③ 通学路の安全点検の流れ



④ 通学路の安全点検実践例

期 日：○月○日 (○)

時 間：○時○分～○時○分

ねらい

校区内の交通事故や不審者関連の事件、○○川での水難死亡事故を受け、校区内の通学路を中心に戸籍箇所の総点検を行い、児童生徒等の安全確保・安全指導の徹底を図る。

実施方法

ア 校区内を○つのブロックにわけ、全職員で実際に歩きながら危険箇所等の総点検を行う。

イ チェックする危険箇所等

- 交通事故に係る危険箇所
- 不審者や犯罪被害に係る危険箇所
- 水難事故に係る危険箇所
- 怪我や事故等に繋がる恐れのある危険箇所

ウ いくつかのグループに別れ、フィールドワークを行い、危険箇所を抽出する。

エ 点検終了後は、各グループ1枚程度の点検報告書を記入する。

オ 職員会議等で点検報告書をグループごとに発表し、全職員で共通理解を図る。

カ 地域安全マップの修正を行い、児童生徒等に校区内の危険箇所や安全指導の徹底を図る。

各グループの割当職員	
A 地区	★ ○○、○○、○○
B 地区	★ ○○、○○、○○
C 地区	★ ○○、○○、○○
D 地区	★ ○○、○○、○○

★の方は、危険箇所を記録用紙に記入し、終了後、提出する。

⑤ 危険箇所等の安全点検シート例

(記録責任者：)

実施した地域	
職員名	
<p>*チェックする危険箇所</p> <p>①交通事故に係る危険箇所</p> <p>②不審者や犯罪被害に係る危険箇所</p> <p>③水難事故に係る危険箇所</p> <p>④怪我や事故等に繋がる恐れのある危険箇所</p> <p>⑤その他</p>	

【資料1】 道路区分に応じた関係窓口

〔国道の道路管理者の窓口〕

北部国道事務所担当課

南部国道事務所担当課

国道は、最寄の国道事務所との調整が必要となる

国道58号は、読谷村内で国道事務所が異なる

国道329号は、うるま市内で国道事務所が異なる

〔県道の道路管理者の窓口〕

北部土木事務所担当課

中部土木事務所担当課

南部土木事務所担当課

宮古土木事務所担当課

八重山土木事務所担当課

〔市町村道の道路管理者の窓口〕

市町村の役所内道路管理担当課

【資料2】 各市町村の関係機関一覧（警察署及び土木事務所）

	関係機関	市町村教育委員会		関係機関	市町村教育委員会
1	本部署管内 北部土木事務所	本部町 今帰仁村 伊江村 伊平屋村 伊是名村	8	浦添署管内 中部土木事務所	浦添市 西原町
2	名護署管内 北部土木事務所	国頭村 大宜味村 東村 名護市	9	那覇署管内 南部土木事務所	那覇市 久米島町 座間味村 粟国村 渡嘉敷村 渡名喜村 南大東村 北大東村
3	石川署管内 北部土木事務所	金武町 宜野座村 恩納村 うるま市の一部	10	豊見城署管内 南部土木事務所	豊見城市 那覇市 (小禄地区)
4	うるま署管内 中部土木事務所	うるま市	11	与那原署管内 南部土木事務所	与那原町 南風原町 南城市
5	沖縄署管内 中部土木事務所	沖縄市 北谷町 北中城村 (島袋小)	12	糸満署管内 南部土木事務所	糸満市 八重瀬町
6	嘉手納署管内 中部土木事務所	嘉手納町 読谷村	13	宮古島署管内 宮古土木事務所	宮古島市 多良間村
7	宜野湾署管内 中部土木事務所	宜野湾市 北中城村 中城村	14	八重山署管内 八重山土木事務所	石垣市 竹富町 与那国町

*警察署や道路管理者と合同点検を必要とする場合は、日程調整を図った上で合同点検を行う

【資料3】 通学路の設定と安全対策

対象	項目
通学路の設定	<p>＜通学路の条件＞</p> <ul style="list-style-type: none"> □できるだけ歩車道の区別がある。 □区別がない場合は、交通量が少なく、幅員が児童生徒等の通行を確保できる。 □見通しが良く、危険箇所がない。 □横断箇所に横断歩道、信号機が設置されたり、又は、警察官等の誘導が行われたりしている。 □犯罪の可能性が低い。
通学路の安全対策	<p>＜交通事故防止に関わる安全確保の方策＞</p> <ul style="list-style-type: none"> □通学路を表示する標識を適切な箇所に設置する。 □場所や状況により交通規制を要請する。 □特に危険な場所では、警察官等による誘導や指示、交通安全や犯罪防止のために必要な設備等の設置を要請する。 □障害物の放置、工事状況、催し物の実施等に関連して、通学路を点検し適切に対処する。 □保護者、関係機関等との情報交換、情報処理を円滑に行う体制を確立する。

【資料4】 スクールゾーンの設定

スクールゾーンは、歩行者と車両（自転車を除く）の通行を分けて、通園通学時の児童生徒等の安全を図ることを目的に設定されている。

通常は、登下校の時間帯に設定されており、範囲は幼稚園や小学校などを中心とした半径500メートルである。歩行者の通行実態や道路の構造、地域住民の意見を総合的に判断して、車両の通行禁止、一方通行、一時停止、速度規制等を実施している。



(登校時の交通安全指導)



(注意喚起の看板)

【資料5】 安全マップの例



(第6回沖縄県子ども地域安全マップコンテスト応募作品)



(児童及び保護者配布用地域安全マップ)

2 水難事故対策

児童生徒等にとって、海や川、プール等での水遊びや水辺活動は大変意義深く、水泳やマリンスポーツ活動に親しむ機会が増えてきている。

しかし、毎年水難事故が後を絶たず、尊い命が失われるケースも少なくありません。子どもたちが、自然に親しみ、水泳活動を楽しむためにも、水辺の危険性を理解させ、ルール守って活動するよう、水難事故防止に向けた指導の充実が求められている。

(1) 児童生徒等への指導事項

- ・絶対に一人では泳がない。保護者や指導できる大人と一緒に活動する。
- ・危険な場所には近づかない。立ち入り禁止・遊泳禁止の湖沼はもちろんのこと、雨後の増水した河川には絶対に近寄らない。特に、河川では、雨が上がっても、2～3日は流れが速くなっているので十分に注意する必要がある。
- ・睡眠不足や疲れているときは、水に入らない。
- ・食後はすぐに泳がない。
- ・準備運動は必ず行う。
- ・自分の体力や水泳の技術を過信しない。
- ・海水浴場やプールの利用ルールをしっかり守る。遊泳場所に書かれている注意書きをしっかり読む。
- ・川や海で遊ぶときにはライフジャケットを着用する。
- ・気象状況に注意する。河川上流域では、急な増水による水難事故の可能性もある。キャンプや水遊びの際には、気象状況や上流ダムの情報等に注意する。
- ・海岸における離岸流(波打ち際から沖合に向かってできる潮の流れで、局所的にできる強い引き潮)の存在を知り、離岸流の有無等、事前に情報を得て、適切に遊泳する。【資料1参照】
- ・海の危険生物には、十分注意し、応急手当の仕方を理解する。【資料2参照】
- ・海水浴は、必ず監視員のいるビーチで遊泳する。



水辺の危険性

- ・水面は穏やかでも、水中では流れが速く、複雑である。
- ・河床は複雑で滑りやすく、また、急に深くなっていることがある。
- ・深さ30センチ以上(児童生徒等の膝の高さ程度)になると、転倒しやすい。

(2) 監視者や保護者への確認事項

- ・子どもだけでは、泳がさない。
- ・水泳や水遊び中は、絶対に子どもから目を離さない。
- ・浮き具を使っているからと安心しない。
- ・ふざけは、エスカレートし取り返しのつかない事態を招くこともあるので、厳しく監視・指導する。
- ・休憩時間は概ね1時間毎に取らせる。水から出ると、疲労度を確認することができる。(浮力は、疲れを感じさせない)
- ・水を鼻から吸い上げてひどく咳き込んだり、苦しがったした時は、しばらく休ませる。又、様態が変化があるので必ず病院で受診する。
- ・耳は平衡感覚をつかさどる器官があり、耳に水が入ると平衡感覚を鈍くしてしまい、溺れる可能性があるので注意する。
- ・海で多い水の事故は、水遊び中に波にさらわれたり、深みにはまって溺れる事故である。
- ・海岸付近では、沖へ流れるとても速い潮の流れがあったり、急に深くなる場所があるので、同じ場所であっても天候や潮の満ち引きによって変化することを念頭において指導にあたる。
- ・水辺では、大人が目を離したすきに事故に遭うことが多い。離れた所で見守っていても、不意に溺れた時は姿を見失いがちである。水辺では、大人がずっと一緒に行動することが必要である。
- ・釣りやボート遊び等で水辺へ行く場合は、必ずライフジャケット等を着用させ、救助用の浮き具等も準備する。

-----こんな時にはすぐ避難！(川の水が急に増えるサインです)-----

- ・水が流れてくる方の空に黒い雲が見えたとき
- ・落ち葉や流木、ゴミが流れてきたとき
- ・雨が降り始めたとき
- ・雷が聞こえたとき

(3) 万が一溺れている人を見かけた場合

- ・すぐに消防署(119番)又は海上保安庁第十一管区海上保安本部(118番)へ通報するとともに、周囲の人と協力して救助する。
- ・泳がないで救助するのが最もよい方法です。単独で助けに行くのは自分で溺れてしまう危険がありますので、背が立つところ以外の場所においては不用意に飛びこんではいけません。大声で協力者を求め、周囲の人と協力し、ロープや竿、浮き輪などを使って溺れている人に陸地に引き寄せるなど十分安全を確保した上で助けるようにする。

【資料1】離岸流(リーフカレント)の危険性

離岸流ってなに？

海ではとても強い流れにより、岸から沖へ流れる海水の流れがあります。

その流れに乗ってしまったらどうしたらいいの？

駆けて～
流される～



岸と平行に
泳げばいいんだ！



①落ち巻くこと！

離岸流は、

オリンピック選手でもその流れに逆らって泳ぐことが難しいほど強い流れなんだ！

②岸と平行に泳ぐ！

離岸流の幅は10～30メートルだから、横に移動すれば抜け出せるよ。

③岸に向かって泳ぐ！

そして離岸流から抜け出せたら、流れに逆らわず岸に向かって泳げば大丈夫！



沿岸

海上保安庁第十一管区海上保安本部

〒900-8547 那覇市港町2丁目11番地1号

tel098-867-0118 e-mail : <http://www.kaiho.mlit.go.jp/11kanku/reefcurrent/reef.html>

【資料2】海の危険生物

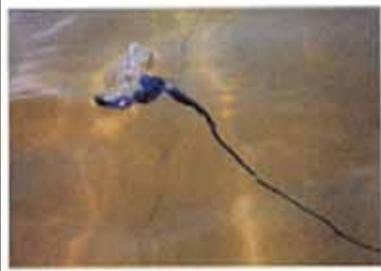
イモガイ

から
殻の長さが10cmくらいになる大きな巻き貝で、赤茶色の
目もようがあります。神経毒なので刺されても痛みはほとんどありませんが、すぐに体がしびれ、おぼれる危険性があります。これまで多くの死亡例が報告されています。



カツオノエボシ

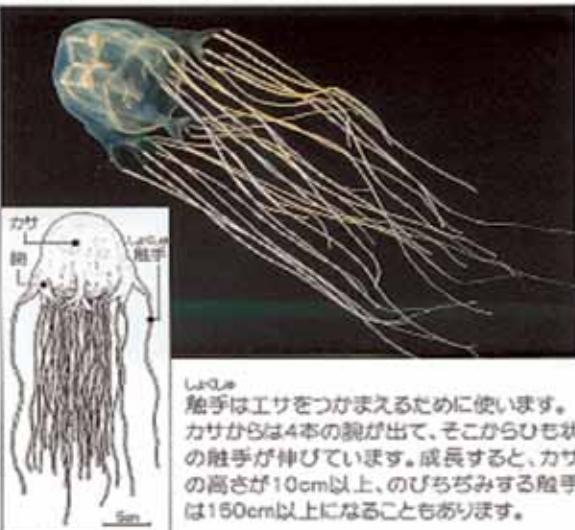
外洋性のクラゲで、風の強い日に岸に打ちよせられことがあります。青い浮きふくろ(気胞体)で水面に浮き、その下面には数本の長い触手がたれ下がっています。



海水で刺胞球や触手をあらい流し、氷や冷水で冷やす。※酢は絶対に使わないで下さい。

ハブクラゲ

5 ~10月頃に発生するクラゲです。県内ほぼ全域に分布していますが、慶良間諸島など、これまでハブクラゲが確認されていない地域もあります。水深50cmほどの浅い場所にもあります。刺されるととても痛く、ショックを起こすこともあります。これまでに3人の死亡者がいます。ハブクラゲが大きくなる7月~9月に被害が多くなります。



カサが半透明なので見つけにくいクラゲです。

触手には刺胞(毒針と毒液が入ったカプセル)がたくさんあり、何かに触れると毒針が飛び出し、毒を注入します。



- ① 刺されたらすぐに海からあがる
刺された部分は絶対にこすらない
- ② 酢(食酢)をたっぷりかける
- ③ 触手を手でそっと取り除く
- ④ 痛いときは氷や冷水で冷やす



呼吸や心臓が止まった場合は、すぐに人工呼吸、心臓マッサージを行う

ハブクラゲに刺されないためには・・・

- クラゲネットの中で泳ぐ(裏表紙)。
 - クラゲネットがない場所では、ウェットスーツや長そでTシャツ、スパッツなどを着用し、肌の露出を少なくする(刺されても毒針が皮膚までとどきません)。
- ※ 完全に被害を防げるわけではなく、被害を最小限にできるということです

刺された時のために・・・

- 応急処置法をおぼえておく
- 近くの病院を確認しておく

なぜ酢がいいの?

- 触手にはたくさんの刺胞があるので、ちょっとさわっただけでは全部の刺胞は発射されません。ですから、ハブクラゲに刺されたところに触手がくっついている時は、絶対にこすったりしてはいけません。こするとそれが刺激となって、残っている未発射の刺胞が発射して傷が広がってしまいます。酢には刺胞の発射を止めるはたらきがあります。そのため応急処置に使うのです(アルコール類では刺胞の発射を止めることはできません)。残念なことに、酢が役立つのはハブクラゲだけで、カツオノエボシやウンバチソギンチャクなどは、逆に刺胞を発射させてしまうこともあります。

3 学校事故対策

学校生活の安全管理は、休憩時間、各教科等の学習時、クラブ活動、部活動、学校行事、その他学校におけるすべての教育活動を対象として、主に児童生徒等の行動により生じる危険を早期に発見し、事故を未然に防止するために行うものである。

学校生活の安全管理を効果的なものにするには、まず、安全管理の観点と方法を適切に定める必要がある。観点と方法の設定には、全国、地域、あるいは各学校における過去の事故統計や事故事例を分析し事故の発生状況を把握するとともに、自校の児童生徒等の多様な行動などの実態を踏まえなければならない。さらに、観点や方法について職員の共通理解を図る必要がある。

（1）学校生活の安全管理の方法

① 事故の発生状況や原因・関連要因等の把握

自校における事故の発生状況及びその原因・関連要因等を確実に把握するためには、「運動や遊びなどの活動内容、活動場所等の実態調査」、「学級日誌、委員会活動及びクラブ・部活動等の記録」、「健康観察や保健室来室状況等の記録」、「職員による行動観察などの情報の活用」等がある。

国内等の事故については、独立行政法人日本スポーツ振興センターの事故統計や事故事例などを活用する。以上のような情報は、校内は当然のこと、地域の学校間においても積極的に交換されることが必要である。

② 行動や場所の規制

行動や場所の規制は、休憩時間やクラブ・部活動等、児童生徒等の自由度が高い時間帯においても有効であるように、具体的で明確でなければならない。例えば、出入りを禁止する場合は、その場所を明示するとともに、容易には立ち入ることができないような措置を講じる必要がある。そのためには、まず、規制について職員が共通理解し、協力体制を確立し指導する必要がある。

③ 情緒の安定及び良好な健康状態の把握

情緒の不安が認められたときには、気分転換やリラクゼーションにより情緒の安定を促す。また、情緒の安定に関する学習を充実させることは当然のこと、日常的にも、児童生徒等の理解に努めたり、生活習慣の形成に力を入れる。相談活動やカウンセリング体制の整備、美化活動などの環境整備も情緒の安定を促すと期待される。特に障害のある児童生徒等においては、情緒の安定のためには、保護者との連絡・連携が特に重要である。

④ 安全管理と安全指導との関連

学校生活における安全管理は、指示的・規制的姿勢は必要であるが、あまりに偏ると、思春期以降には逆効果になる場合も少なくない。規制やきまりについては、規範意識の形成のために遵守させるべき対象ととらえるばかりでなく、児童生徒等が安全を重視した意志決定や行動選択を行うための環境整備の一つであるとみなすことができる。したがって、児童生徒等には、安全な行動選択の必要性、安全な行動の実践方法などを理解させながら、必要に応じて危険を予測する能力や安全を尊重する規範意識等の形成と関連させ、指導の徹底を図ることが大切である。また、学校生活における安全管理の効果を高めるためには、職員と児童生徒等との人間関係及び児童生徒等相互の人間関係において信頼が不可欠である。なお、児童生徒等の中には、危険な行動をとったり、怪我をしやすい者も認められる。こうした児童生徒等に対しては、多面的な理解、個別的な指導など、発達段階も考慮した働きかけを行うことが大切である。

(2) 学校生活の安全管理の対象

① 休憩時間

休憩時間等の安全管理は、始業時の特定時間、業間の休憩時間、昼の休憩時間、放課後などがその対象となる。このような時間には、児童生徒等は開放感から、とかく無意識のうちに危険な行動に入る場合があり、事故の発生も多く、児童生徒等間の暴力やいざこざ等が起こることも考えられる。したがって、始業前の特定時間、業間の休憩時間、昼の休憩時間、放課後等のそれぞれ時間の特性に応じて、次の観点から安全点検を行い、必要な措置を講ずるようにする。

ア 校舎内で活動している場合

- (ア) 屋上や階段、廊下や教室の施設そのものに不備や危険はないか。
- (イ) 校舎内での施設の利用や児童生徒等の行動に危険はないか。
- (ウ) ひさしや天窓に乗ったり、窓から不用意に体を乗り出したりするなど危険な行動をしていないか。

イ 運動場、体育館等で活動している場合

- (ア) 運動や遊びをしている者と他の者との間に危険はないか。
- (イ) 運動や遊びの種類と場所に危険はないか。
- (ウ) 休憩時間から学習時間に移るときの児童生徒等の行動に危険はないか。
- (エ) 人目につきにくいところで運動や遊びをしている者に危険はないか。
- (オ) 新しく児童生徒等の間に流行している遊びで安全上の問題はないか。

ウ 運動場、体育館等で遊具や固定施設、移動施設を利用している場合

- (ア) 遊具、固定施設そのものについて不備や危険はないか。
- (イ) 利用の仕方に無理はないか。
- (ウ) 利用している者の行動に危険はないか。
- (エ) 固定施設の近くにいる者に危険はないか。

② 各教科等の学習時間

各教科等の学習時、特に、理科、図工、美術、技術・家庭科、体育科、保健体育及び高等学校の専門教育での実験、実習、実技等における事故は少なくない。また、総合的な学習の時間では、校外で活動するなど不慣れな場所に出かけることも想定されるので、安全への一層の配慮が必要となる。各教科等での安全管理では、学習中は当然のこと、学習前から心身状態等の把握に努める。また、怪我の可能性が高い児童生徒等に対しては、個別的に配慮する。校外での活動に際しては、事前の調査等が不可欠である。

これらの教科に共通して留意すべき事項としては、次の点が挙げられる。

ア 始業前や各教科等の指導前に、児童生徒等の心身の状態の把握、服装、学習中に予想される危険に対する配慮がなされているか。

イ 施設、用具、教材・教具等が整備され、その扱い方が児童生徒等によく理解され、利用の仕方に危険はないか。

ウ 情緒不安傾向の児童生徒等、特に、注意を要する者に対する適切な個別的配慮がなされているか。

これらの基本的な共通点に留意して、それぞれの教科の特性、児童生徒等の実態に応じた具体的な観点を作成して、安全管理の万全を図る必要がある。

③ クラブ活動・部活動、学校行事等の活動時

クラブ活動・部活動等の活動は、児童生徒等が自主的に行う、学年や学校全体など集団で行う、校外で行うなどの特徴を有する。また、これらの活動は、場所、活動状況等が極めて多岐にわたる。よって、多様な状況に応じた安全管理が必要となるため、慎重な安全管理の配慮が必要である。このために共通した観点を次に挙げる。

- ア 参加する人員は完全に確認されているか。
- イ 異なった学年の児童生徒等による共通の活動であるための無理や危険がないか。
- ウ 場所、時刻、時間帯に無理や危険はないか。また、用具や使用施設・設備の安全の状態が確認されているか。
- エ 参加する者の健康状態が十分把握され、活動状況に危険はないか。
- オ 活動をしている者同士の間に危険はないか。

このような基本的な共通点を押さえながら、各活動内容に沿って、具体的な観点を設定し、児童生徒等の自己管理と併せて、効果的な安全管理を進めていくことが重要である。

④ 学校給食の時間

学校給食では、調理室からの食かん等の受け渡し時、運搬時、配膳時等の様々な段階がある。学校給食の食事の運搬や配膳などに際して、時として事故を招くことがある。このため、特に次のような観点に留意した安全管理が必要となる。

- ア 学校給食の調理室の窓口前に危険はないか。また、食かん、食器等の受け渡しやコンテナの移動の際に危険はないか。
- イ 食事を運搬する途中の運搬・人数等の方法、運搬する通路などに危険はないか。
- ウ 食事を配膳する時の取扱いに危険はないか。

⑤ 清掃活動等作業時

日常の清掃、大掃除、学校環境緑化活動、その他の作業活動時においても、用具の扱い方、危険な行動などが原因で事故が発生することがある。このため、次のような観点に留意して、安全管理に当たることが大切である。

- ア 道具や用具が正しく安全に利用され、また作業時等の服装が適切であるか。
- イ 肥料や薬剤の取扱いが安全になされているか。
- ウ 作業している場所及びその周辺に危険はないか。
- エ 作業している者と他の者との間に危険はないか。

(3) 学校及び学校外での事故報告（緊急第一報）

① 事故発生時における緊急連絡体制

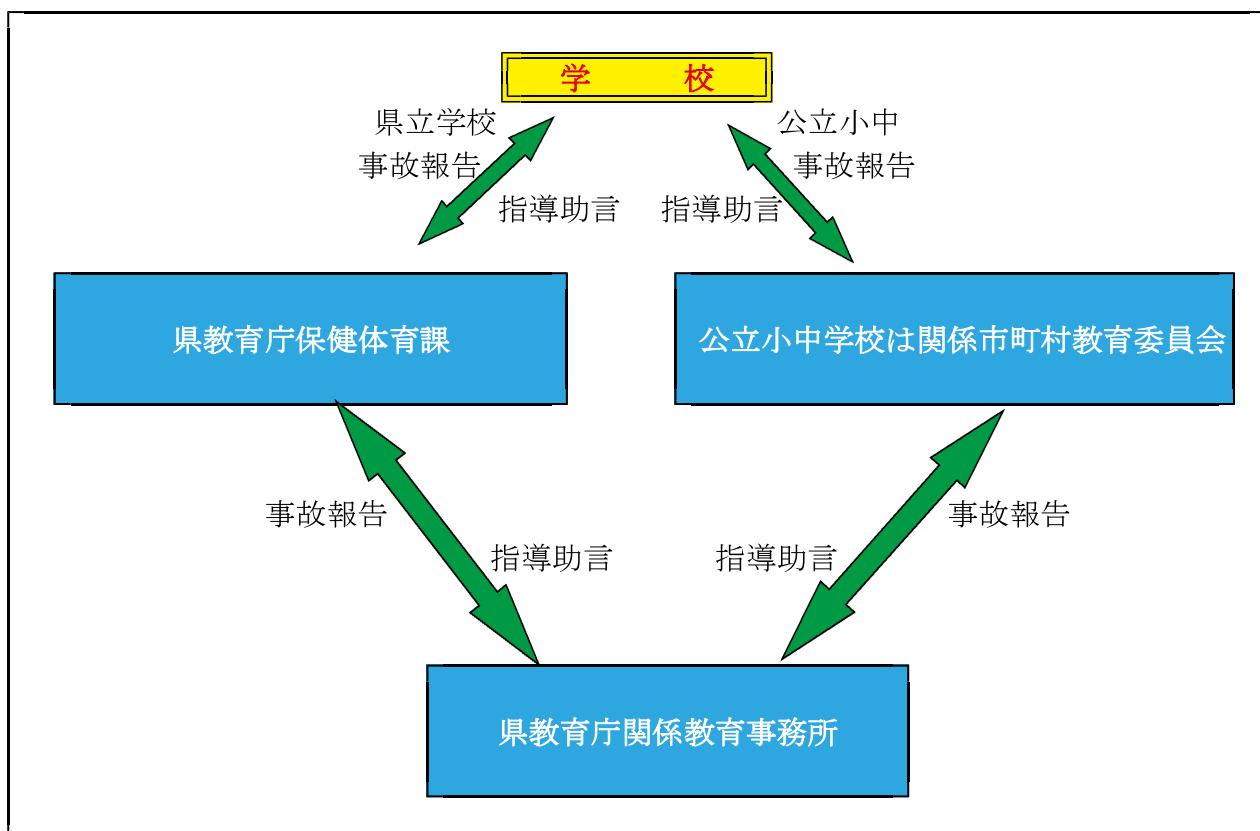
学校内外において、事故が発生した場合には、児童生徒等の安全確保や通報等、必要な措置を行うとともに、速やかに適切な応急手当を行わなければならない。応急手当が適切に行われるためには、学校全体の救急及び緊急連絡体制の確立が必要である。また、事故への初期対応と関係機関等との連携、保護者への説明責任と誠意ある対応が重要である。

学校内で事故が発生した場合は、原則として、その場に居合わせた職員が速やかに応急手当を施し必要に応じて救急車等を要請する。また、直ちに養護教諭や他の職員への応援を求め、児童生徒等の安全確保に努める。また、早急に保護者、教育委員会等へ事故の報告を行う。

② 緊急連絡報告様式での報告

学校内外で事故が発生した場合、県立学校は、速やかに県教育庁保健体育課へ電話にて事故報告を行い、その後、緊急連絡第一報を作成し提出する。公立小中学校においては、関係市町村教育委員会へ電話にて事故報告を行い、その後、緊急連絡第一報を作成し関係市町村へ提出する。関係市町村教育委員会は関係教育事務所へ、関係教育事務所は県教育庁保健体育課へ報告することになっている。

緊急連絡報告様式（P31 の様式）に従い、時系列で記入し、事前指導や事後指導等について明確に記入し作成すること。（下図参照）



③ 児童生徒等や保護者等への誠意ある対応

学校の教育活動や学校生活面において、職員は児童生徒等の安全を確保し、危険性の予知や安全への配慮等、常に最善を尽くすことが求められている。安全管理や安全教育を計画的に実践しているにもかかわらず、事故は発生してしまう。しかし、その際、学級担任や関係職員は、児童生徒等の安全を最優先し、救護に努めることが重要である。事故に至るまでの要因等を的確に把握した上で、必要に応じて児童生徒等や保護者に対して誠意ある対応を行うことも重要である。

4 熱中症予防対策

ヒートアイランド現象や地球温暖化による影響のひとつとして、熱ストレスの増大が指摘されている。一般環境における熱ストレスの増大は、日常生活における熱中症発症のリスクを高める。

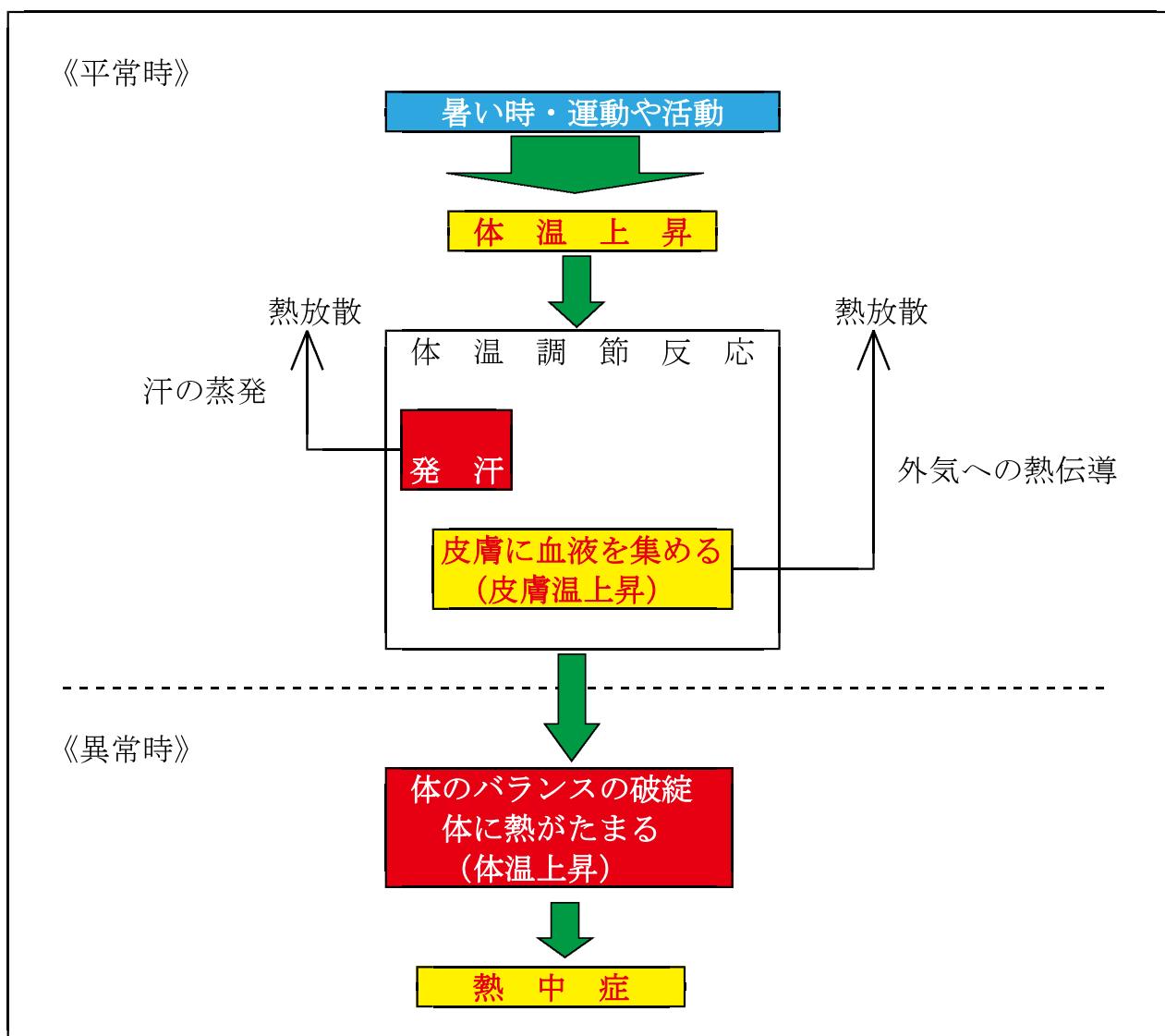
従来、熱中症は、多くは高温環境下での労働や運動活動で発生していたが、最近では日常生活においても発生が増加していると言われている。また、体温調節機能が低下している高齢者や、体温調節機能がまだ十分に発達していない小児・幼児は、成人よりも熱中症のリスクが高く、更に注意が必要である。

熱中症の症状は一様ではなく、症状が重くなると生命へ危険が及ぶこともある。しかし、適切な予防法を知っていれば、熱中症を防ぐことができる。

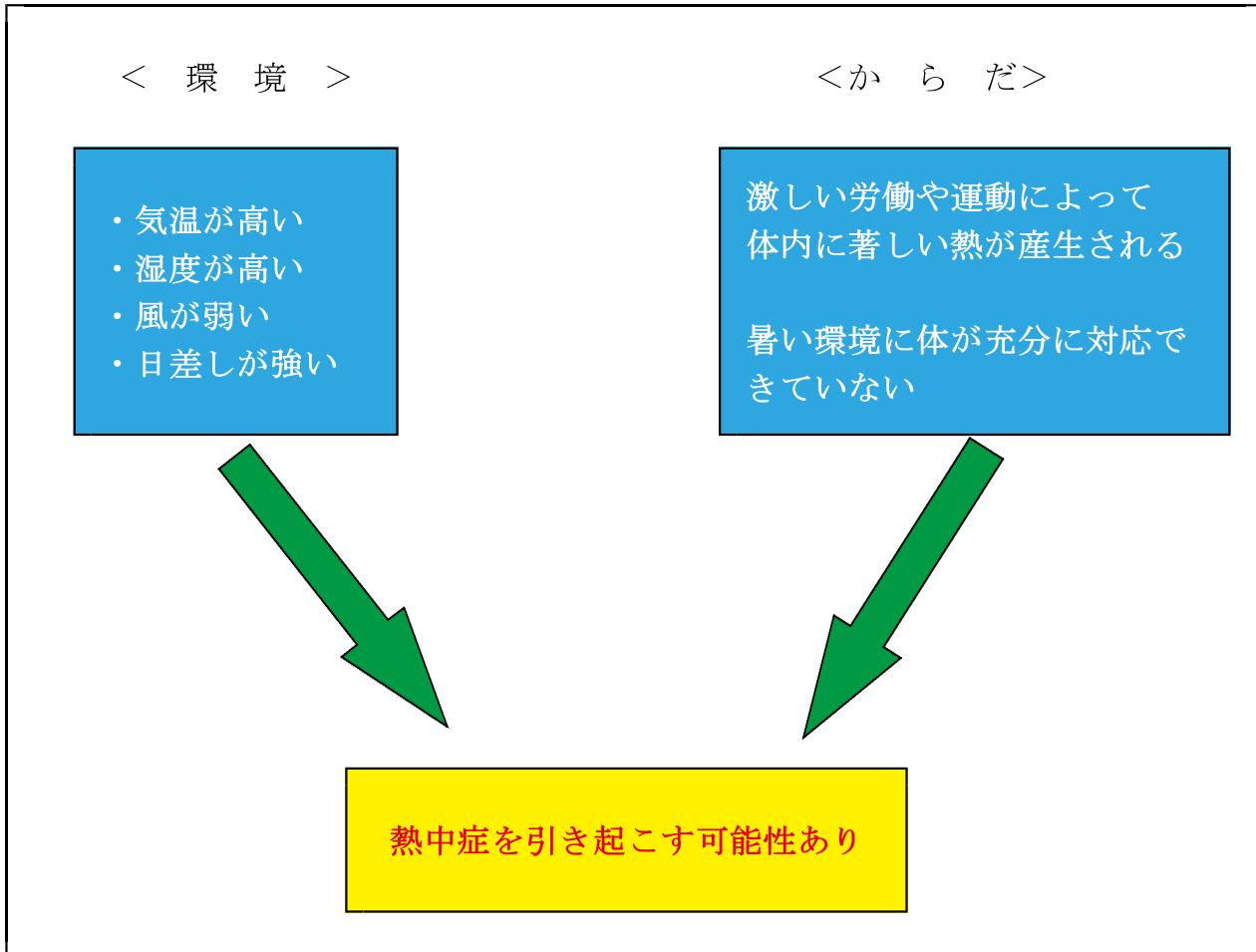
(1) 熱中症とは何か

高温環境下で、体内の水分や塩素（ナトリウム）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称である。主な症状としては、めまい、頭痛、嘔吐等がある。重度の場合、死に至る可能性のある病態である。予防法を知っていれば防ぐことができ、応急処置を知っていれば救命できる。

(2) 熱中症の起り方



(3) 熱中症を引き起こす条件



(4) どのような場所、どのような人がなりやすいのか

高温、多湿、風が弱い、輻射源（熱を発する物）があるなどの環境では、体から外気への熱放散が減少し、汗の蒸発も不十分となり、熱中症が発生しやすくなる。

具体例として、工事現場、運動場、体育館、一般の家庭の風呂場、機密性の高いビルやマンションの最上階等。

【どのような人がなりやすいか】	水分減少率 (体重に占める割合)	主な症状
・脱水状態にある人	2 %	喉の渴き
・高齢者、小児・幼児	3 %	強い渴き、ぼんやり
・肥満の人	4 %	食欲不振
・過度の衣服を着ている人	皮膚の紅潮、イライラ、体温上昇、疲労困憊	
・普段から運動をしていない人	尿量減少と濃縮	
・暑さになれていない人	5 %	頭痛、熱にうだる
・病気や体調の悪い人	8～10 %	身体動搖、痙攣

(5) 热中症と疑われる時には何をすべきか

热中症と疑われる時には、死に直面した緊急事態であることをまず認識しなければならない。重症の場合は救急隊を呼ぶことはもとより、現場ですぐに体を冷やし始めが必要である。したがって、以下の事に留意する。

① 涼しい環境への避難

ア 風通しのよい日陰や、できればクーラーが効いている室内などへ避難させる。

② 脱衣と冷却

ア 衣服を脱がせ、体から熱の放散を助ける。

イ 露出した皮膚に水をかけ、うちわや扇風機等でより体を冷やす。

ウ 氷等で頸部、腋窩部（脇の下）、鼠径部（大腿の付け根、股関節部）に当てて皮膚の直下を流れている血液を冷やすことも有効である。

エ 深部体温で40℃を超える全身痙攣（全身をひきつける）、血液凝固障害（血液が固まらない）などの症状も現れる。

オ 体温の冷却はできるだけ早く行う必要がある。重傷者を救命できるかどうかは、いかに早く体温を下げることができるのかにかかっている。

カ 救急隊を要請したとしても、救急隊の到着前から冷却を開始することが求められている。

③ 水分・塩分の補給

ア 冷たい飲み物は胃の表面で熱を奪います。大量の発汗があった場合には、汗で失われた塩分も適切に補える経口補水液やスポーツドリンクなどが最適である。食塩水（1ℓに1～2gの食塩）も有効である。

イ 応答が明瞭で、意識がはっきりしているなら、水分の経口摂取は可能である。

ウ 「呼び掛けや刺激に対する反応がおかしい」、「応えない」（意識障害がある）時には誤つて水分が気道に流れ込む可能性がある。また、「吐き気を訴える」ないし「吐く」という症状は、すでに胃腸の働きが鈍っている証拠である。これらの場合には、経口で水分を入れるのは禁物である。

④ 医療関係へ運ぶ

ア 自力で水分の摂取ができない時は、緊急で医療機関に搬送することが最優先の対処方法である。

イ 実際に、救急搬送される熱中症の半数以上がⅡ度（頭痛、気分不快、吐き気、嘔吐、虚脱感、倦怠感）やⅢ度（意識障害、痙攣、手足の運動障害）で、医療機関での輸液（静脈注射による水分の投与）や厳重な管理（血圧や尿量のモニタリング等）が必要となる。



(6) 热中症を防ぐためには

热中症は生命にかかる病気ですが、予防法を知つていれば防ぐことができる。热中症を防ぐためには、日常生活における注意が基本となる。

① 日常生活での注意事項

ア 暑さを避ける。

・日陰を選んで歩く、野外での活動時はテントを張り汗を出す、朝のうちに打ち水をする、ブラインドやすだれを設置する、日傘をさす、帽子をかぶる、扇風機や空調（エアコン）を使う等が挙げられる。

イ 服装を工夫する。

・皮膚表面まで気流が届き、汗を吸って表面から蒸発させることができるもののが理想である。太陽光の下では、輻射熱を吸収して熱くなる黒色系の素材は避けたほうが良い。また、首周りをネクタイや襟で締めると、前胸部の熱気や汗が出にくくなり不快感を感じるので襟元はなるべく緩めておく必要がある。

ウ こまめに水分を補給する。

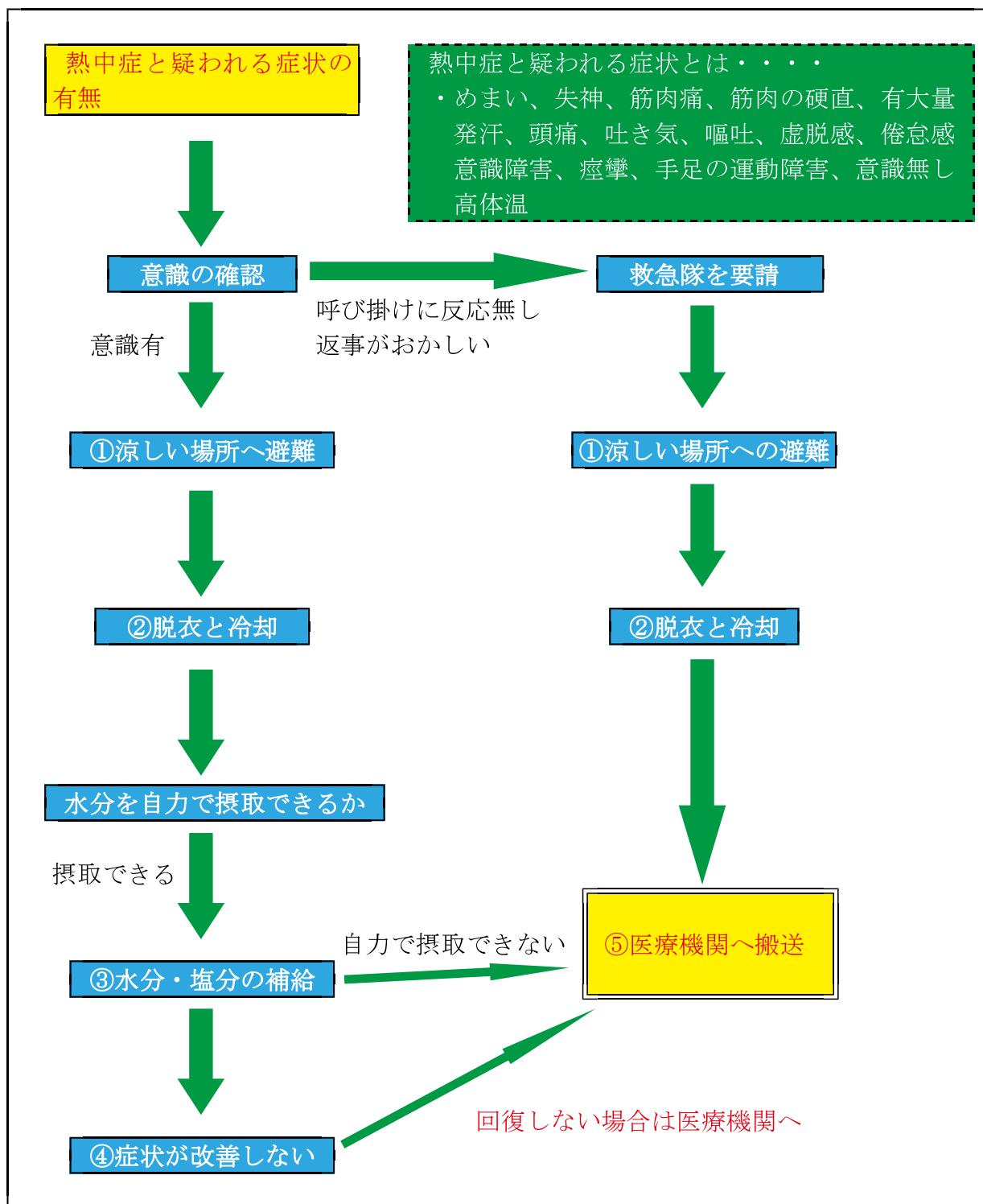
・「水分を摂り過ぎると、汗をかき過ぎたり体がバテてしまうので良くない」と言うのは間違った考え方である。体温を下げるためには、汗が皮膚表面で蒸発して身体から気化熱を奪うことができるよう、しっかりと汗をかくことがとても重要である。汗の原料は、血液中の水分や塩分ですから、体温調節のために備えるには、汗で失った水分や塩分を適切に補給する必要がある。また、人間は、軽い脱水状態のときは、喉の渴きを感じないときがあるので喉が渴く前あるいは、暑い所に出る前から水分を補給しておくことが大切である。

エ 急に暑くなる日に注意する。

・热中症は、例年、梅雨入り前5月頃から発生し、梅雨明けの7月下旬から8月上旬に多発する傾向にある。したがって、上手に発汗できるようになるには暑さへの慣れが必要である。暑い環境での運動や作業を始めてから3日～4日経つと、汗をかくための自律神経の反応が早くなつて、体温上昇を防ぐのが上手になってくる。さらに、3～4週間経つと、汗に無駄な塩分を出さないようにするホルモンが出て、熱痙攣や塩分欠乏によるその他の症状が生じるのを防ぐ。このようなことから、急に暑くなつた日に屋外で過ごした人や、久しぶりに暑い環境で活動した人は、热中症になりやすいので暑さには徐々に慣れるように工夫する必要がある。

オ 暑さに備えた体づくりをする。

・热中症は梅雨の合間に突然気温が上がつた日や梅雨明けの蒸し暑い日によく起つ。このような時体はまだ暑さに慣れていないので热中症が起つりやすい。暑い日が続くと、体が次第に暑さに慣れて（暑熱順化）、暑さに強くなる。暑熱順化は、日常運動をすることによっても獲得できる。運動の強さ・時間・頻度や環境条件に影響されるが、暑熱順化は運動開始数日後から起つり、2週間程度で完成すると言われている。そのため、日頃からウォーキング等で汗をかく習慣を身につけて暑熱順化していれば、夏の暑さにも対抗しやすくなり、热中症にもかかりにくくなる。



カ 個人の条件を考慮する。

・暑さに対して最も重要な働きをする汗は、血液中の水分と塩分から作られる。脱水状態や食事抜きの状態のまま暑い環境に行くことは、絶対に避けなければならない。活動後には、体温を効果的に下げるためには、充分な睡眠、涼しい環境でなるべく安静に過ごすことが大切である。風邪等で発熱している人、下痢等で脱水状態の人、肥満の人、小児や高齢者、心肺機能や肝機能が低下している人、自律神経や循環機能に影響を与える薬物を使用している人は、熱中症に陥りやすいので、暑い場所での運動や作業の負荷を軽減する必要がある。

キ 集団活動の場ではお互いに配慮する。

・責任の所在を明確にし、監督者を配置する、休憩場所を確保する、暑さや身体活動の強度に合わせて計画的に球形を指示する、個人の体調を観察する、体調不良を気軽に相談できる雰囲気を作る、体調不良は正直に申告する等が上げられる。

② 運動時の注意事項

ア 環境条件を把握する。

・環境条件の指針は、気温、湿度、輻射熱を合わせたWBGTが望ましいが、気温が比較的低い場合には湿球温度を、気温が比較的高い場合には乾球温度（気温）を参考に環境条件を把握することも大切である。（下図参照）

・気象台から発表される「高温注意報」に十分気をつける。

熱中症予防のための運動指針					
WBGT (°C)	湿球温 (°C)	乾球温 (°C)			
3 1	2 7	3 5	運動は原則中止	特別の場合以外は中止	
			厳重警戒 激運動中止	激運動・持久力は避け積極的に休憩をとり水分補給する、体力の無い者、暑さに慣れていない者は運動中止	
2 8	2 4	3 1	警戒 積極的休憩	積極的に休憩をとり、水分補給。激しい運動では30分おきぐらいに休憩	
2 5	2 1	2 8	注意 積極的水分補給	死亡事故が発生する可能性有り、熱中症の兆候に注意、運動の合間に水分補給	
2 1	1 8	2 4	ほぼ安全 適宜水分補給	通常は熱中症の危険は小さいが適宜水分補給を行う	

（日本体育協会 1994 より抜粋）

※WBGT（暑さ指数）・・・・環境条件として気温、湿度、輻射熱の4要素の組み合わせによる温熱環境を総合的に評価した指標

※湿球温・・・・空気と水蒸気の混合した物理的な特徴を示す温度の一種

※乾球温・・・・いわゆる空気の温度のこと

イ 状況に応じた水分補給を行う。

・日常生活において、最適の水分摂取量を決定する最も良い方法は、運動の前後に体重を測定することである。運動前後で体重が減少した場合、水分喪失による体重減少と考えられるので、同量程度の水を飲んで体内の水分量を調節することが必要である。長時間の運動で汗をたくさんかく場合は、塩分の補給も必要である。0.1～0.2%程度の食塩水（1ℓの水に1～2gの食塩）が適当である。（飲料の場合、ナトリウム量は100mℓあたり40～80mgが適当）

ウ 暑さに徐々に慣らすこと。

・熱中症は、急に暑くなる7月下旬から8月上旬に集中している。また、夏以外でも急に暑くなると熱中症が発生することもある。これは、体が熱さに慣れていないため急に暑くなつたときには運動等を軽くして、徐々に慣らしていくことが大切である。

エ 個人の条件や体調を考慮すること。

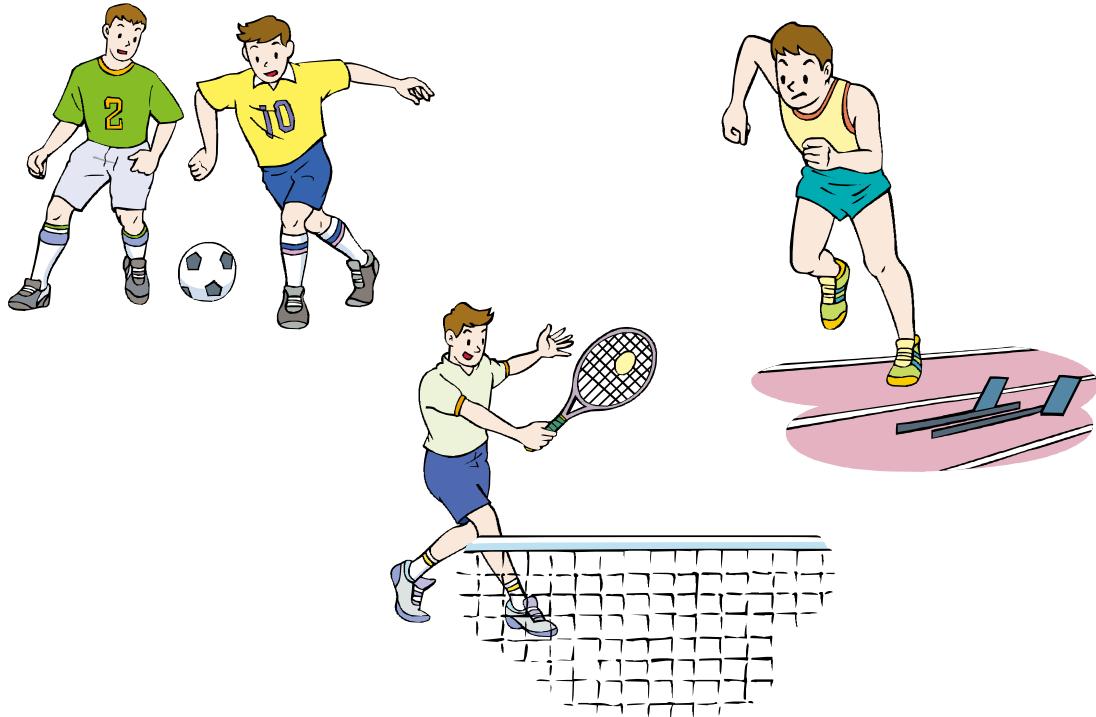
・体力の無い人、肥満の人、暑さに慣れていない人は熱中症を起こしやすいので、運動等の軽減を考慮したほうが良い。特に肥満の人は熱中症を起こしやすいので、注意が必要である。また、下痢、発熱、疲労等、体調の悪いときは熱中症を起こしやすいので無理をしないことが大切である。

オ 服装に気をつけること。

・服装は軽装とし、吸湿性や通気性の良い素材を着用する。また、直射日光は帽子等で予防する。運動時に使用する保護具などは休憩時には緩めるか、はずすなど熱を逃がすようにする。

カ 具合が悪くなった場合には、早めに措置をとること。

・暑いときには熱中症が起り得ることを認識し、具合が悪くなった場合には、早めに運動を中止し必要な措置をとる。



5 不発弾等対策

先の大戦において沖縄は、厳しい艦砲射撃、砲爆撃を受けたことに加え、熾烈な地上戦闘の場となつたため戦後 60 数年を経た今日でも、不発弾等の発見件数は依然として高い水準にあり、今なお数多くの不発弾等が埋没していると推定されている。これらの不発弾等は、地中等に埋没してから 60 数年が経過しているものの、その殺傷力、破壊力は全く変わり無く極めて危険であり、県民の生命と生活をおびやかすものとなっている。

(1) 不発弾

- ①「不発弾」とは、火砲から発射された砲弾や航空機から投下された爆弾等で、地上等に落下したが発火せず”不発”となつたもの、あるいはその疑いのあるものを一般に”不発弾”と呼んでいる。この様な不発弾は、起爆装置（信管）の安全機構が外されており、何らかの衝撃で何時でも発火装置が起動（作動）しうる状態にあることが予想されるので非常に危険なものとなっている。
- ②「不発弾等」とは、不発弾と爆弾、砲弾（艦砲弾、各種火砲弾及び迫撃砲弾をいう。）ロケット弾、地雷、機雷、手榴弾、小火器弾、ガス弾（火薬が充填されているものをいう。）その他の未使用の爆発物をいう。
- ③去る大戦で使用された砲弾等は、約 20 万トンとみられており、その 5% の 1 万トンが不発弾として残されたと推定されている。そのうち、本土復帰までに住民などによって約 3,000 トン米軍により約 2,500 トンが処理され、復帰後は自衛隊により、平成 23 年度までに約 1,900 トンが処理されたが、永久不明弾 500 トンが見込まれるとしても、約 2,100 トン余の不発弾が埋没されていると推定される。

平成 23 年度の、全国と沖縄県における不発弾等処理状況の対比によれば、処理件数は全国の 1,578 件に対して 877 件（全国比 55.6%）、処理重量は全国の 38 トンに対して 22.9 トン（全国比 60.3%）と、全国の約 6 割の不発弾等の処理が沖縄に集中している状況である。

昭和 49 年の那覇市小禄の爆発事故を契機に、昭和 50 年度から埋没不発弾等の処理事業を開始し、平成 23 年度までに 144 トンの不発弾等を発掘・処理した。

(2) 不発弾による事件・事故等

- ①平成 21 年 1 月に糸満市小波蔵の幼稚園付近で発生した不発弾爆発事故が発生した。
- ②平成 23 年 5 月に八重瀬町の中学校のグラウンド内で、高校の野球部員がボールを拾いに茂みに入つたところ、手りゅう弾を発見した。
- ③平成 23 年 6 月に修学旅行で沖縄を訪れた高校生が、6 発の不発弾を航空機内へ持ち込もうとした。
- ④平成 23 年 7 月に浦添市の小学校のグラウンドで男子児童 2 人が手りゅう弾 1 発を発見し、職員室まで持ち運んだ。
- ⑤平成 23 年 11 月から平成 24 年 3 月までに那覇市の高校改築工事時に約 20 発の不発弾が見つかる。以上、不発弾による事件・事故に児童生徒等が巻き込まれる危険性は依然として残されている。各学校では、本編を参考に、学校内外の教育活動における児童生徒等の不発弾等対策に役立ててください。

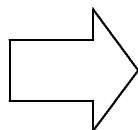


じつ ふはつ だん
実は不発弾なんです!

(3) 児童生徒等への対応

① 学校生活上の基本的対応

不発弾の発見！



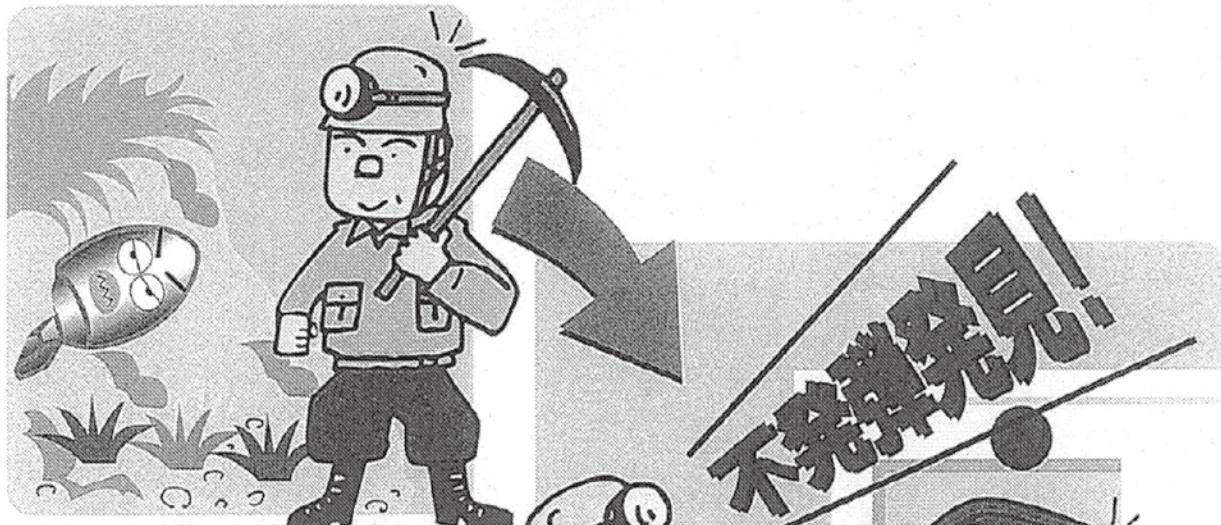
※正確な情報提供

万一、不発弾を発見した場合は
最寄りの交番又は警察署に**通報**しましょう。
海中の場合は、もよりの海上保安部署
もしくは海上保安本部に**通報**しましょう。

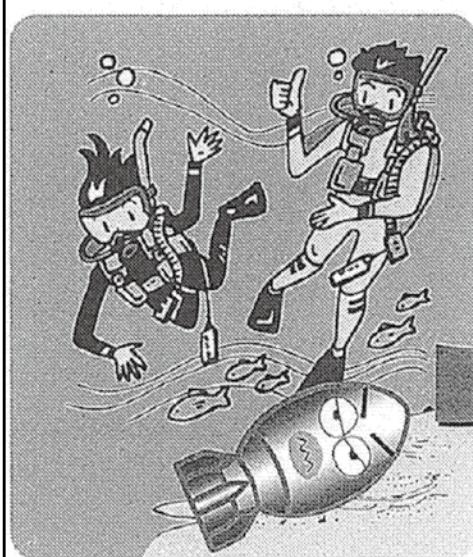
② 不発弾処理の流れ

不発弾を見たらどうするの？

不発弾を見たら、警察に通報しよう



不発弾発見！



警察に通報しよう

海中の場合は、最寄りの海上保安部署もしくは海上保安本部

※正確な情報収集

新聞、広報車、テレビ、ラジオ
から正確な情報を収集しましょう

※避難

自衛隊による回収・処理における避難にあたって
は、県や市町村の指示に従ってください